

平成27年 2 月 24日 開 会

平成27年 3 月 20日 閉 会

平成27年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

2月24日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○欠 員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開 会（午前10時00分）	6
○日程第1 会議録署名議員の指名について	6
○日程第2 会期の決定について	6
○日程第3 諸般の報告について	6
○日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について	7
○日程第5 議第1号及び日程第6 議第2号	7
林市長提案説明	7
○日程第7 質 疑（議第1号及び議第2号）	8
○日程第8 討 論（議第1号及び議第2号）	9
○日程第9 採 決（議第1号及び議第2号）	9
○日程第10 議第3号から日程第40 議第33号まで	10
林市長提案説明	11
○日程第41 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について	22
石神 真議会運営委員会委員長趣旨説明	22
○散 会（午前11時06分）	22

3月9日（月曜日）第2号

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	26
○出席議員	29
○欠席議員	29
○欠 員	29

○説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	29
○開　　議（午前10時00分）	30
○日程第1　質　　疑（議第3号から議第33号まで及び発議第1号）	30
11番　藤根圓六議員質疑	30
谷村産業課長答弁	30
11番　藤根圓六議員質疑	31
谷村産業課長答弁	31
11番　藤根圓六議員質疑	32
関谷総務課長答弁	32
11番　藤根圓六議員発言	33
10番　武藤孝成議員質疑	33
谷村産業課長答弁	33
10番　武藤孝成議員質疑	34
長野建設課長答弁	34
10番　武藤孝成議員質疑	34
長野建設課長答弁	35
10番　武藤孝成議員質疑	35
谷村産業課長答弁	35
10番　武藤孝成議員質疑	36
谷村産業課長答弁	36
10番　武藤孝成議員質疑	36
谷村産業課長答弁	36
10番　武藤孝成議員質疑	36
谷村産業課長答弁	37
10番　武藤孝成議員質疑	37
長野建設課長答弁	38
10番　武藤孝成議員質疑	38
長野建設課長答弁	38
10番　武藤孝成議員発言	38
4番　上野欣也議員質疑	38
谷村産業課長答弁	39

4 番 上野欣也議員質疑	39
久保田企画財政課長答弁	39
4 番 上野欣也議員質疑	40
久保田企画財政課長答弁	40
4 番 上野欣也議員質疑	41
久保田企画財政課長答弁	41
4 番 上野欣也議員質疑	42
関谷総務課長答弁	42
4 番 上野欣也議員質疑	43
久保田企画財政課長答弁	43
4 番 上野欣也議員質疑	44
久保田企画財政課長答弁	44
4 番 上野欣也議員質疑	45
谷村産業課長答弁	45
4 番 上野欣也議員質疑	46
長野建設課長答弁	48
4 番 上野欣也議員質疑	50
関谷総務課長答弁	50
4 番 上野欣也議員質疑	51
久保田企画財政課長答弁	51
4 番 上野欣也議員発言	52
○休憩（午前11時19分）	53
○再開（午前11時35分）	53
12番 影山春男議員質疑	53
久保田企画財政課長答弁	53
12番 影山春男議員質疑	54
谷村産業課長答弁	54
12番 影山春男議員質疑	54
長野建設課長答弁	55
12番 影山春男議員質疑	56
長野建設課長答弁	56
12番 影山春男議員質疑	56

谷村産業課長答弁	56
12番 影山春男議員質疑	57
谷村産業課長答弁	58
12番 影山春男議員発言	58
○休憩（午前11時55分）	58
○再開（午後1時00分）	58
1番 恩田佳幸議員質疑	58
江口福祉課長答弁	59
1番 恩田佳幸議員質疑	59
江口福祉課長答弁	60
1番 恩田佳幸議員質疑	60
江口福祉課長答弁	60
1番 恩田佳幸議員質疑	61
江口福祉課長答弁	61
1番 恩田佳幸議員質疑	61
江口福祉課長答弁	62
1番 恩田佳幸議員質疑	62
中村健康介護課長答弁	62
1番 恩田佳幸議員発言	63
3番 吉田茂広議員質疑	63
江口福祉課長答弁	64
3番 吉田茂広議員質疑	65
関谷総務課長答弁	65
8番 尾関律子議員質疑	65
久保田企画財政課長答弁	66
8番 尾関律子議員質疑	66
久保田企画財政課長答弁	66
8番 尾関律子議員質疑	66
久保田企画財政課長答弁	66
8番 尾関律子議員質疑	67
久保田企画財政課長答弁	67
8番 尾関律子議員質疑	67

久保田企画財政課長答弁	67
8 番 尾関律子議員質疑	68
久保田企画財政課長答弁	68
8 番 尾関律子議員質疑	68
谷村産業課長答弁	69
8 番 尾関律子議員質疑	70
関谷総務課長答弁	70
8 番 尾関律子議員質疑	71
関谷総務課長答弁	71
8 番 尾関律子議員発言	71
7 番 寺町知正議員質疑	71
関谷総務課長答弁	72
7 番 寺町知正議員質疑	73
関谷総務課長答弁	73
7 番 寺町知正議員質疑	73
久保田企画財政課長答弁	74
7 番 寺町知正議員質疑	74
林市長答弁	75
7 番 寺町知正議員質疑	75
林市長答弁	76
7 番 寺町知正議員質疑	76
林市長答弁	77
7 番 寺町知正議員質疑	77
林市長答弁	77
7 番 寺町知正議員質疑	78
関谷総務課長答弁	78
7 番 寺町知正議員質疑	79
関谷総務課長答弁	79
○休 憩（午後 2 時09分）	80
○再 開（午後 2 時20分）	80
7 番 寺町知正議員質疑	80
久保田企画財政課長答弁	80

7 番 寺町知正議員質疑	82
林市長答弁	82
7 番 寺町知正議員質疑	82
久保田企画財政課長答弁	83
7 番 寺町知正議員質疑	84
久保田企画財政課長答弁	85
7 番 寺町知正議員質疑	86
久保田企画財政課長答弁	86
7 番 寺町知正議員質疑	86
久保田企画財政課長答弁	87
7 番 寺町知正議員質疑	88
久保田企画財政課長答弁	88
7 番 寺町知正議員質疑	89
久保田企画財政課長答弁	89
7 番 寺町知正議員質疑	90
林市長答弁	91
7 番 寺町知正議員質疑	91
関谷総務課長答弁	92
久保田企画財政課長答弁	93
7 番 寺町知正議員質疑	93
関谷総務課長答弁	94
7 番 寺町知正議員質疑	96
久保田企画財政課長答弁	96
7 番 寺町知正議員質疑	97
関谷総務課長答弁	97
7 番 寺町知正議員質疑	98
関谷総務課長答弁	99
7 番 寺町知正議員質疑	99
関谷総務課長答弁	99
7 番 寺町知正議員質疑	100
久保田企画財政課長答弁	100
7 番 寺町知正議員質疑	101

久保田企画財政課長答弁	101
7 番 寺町知正議員質疑	102
林市長答弁	102
7 番 寺町知正議員質疑	102
林市長答弁	103
7 番 寺町知正議員質疑	105
林市長答弁	105
7 番 寺町知正議員質疑	105
林市長答弁	106
7 番 寺町知正議員質疑	106
林市長答弁	106
7 番 寺町知正議員発言	107
3 番 吉田茂広議員質疑	107
江口福祉課長答弁	107
3 番 吉田茂広議員質疑	108
江口福祉課長答弁	108
3 番 吉田茂広議員発言	108
2 番 山崎 通議員発言	108
○日程第2 委員会付託（議第3号から議第33号まで）	108
○散 会（午後3時49分）	109

3月17日（火曜日）第3号

○議事日程	111
○本日の会議に付した事件	111
○出席議員	111
○欠席議員	111
○欠 員	111
○説明のため出席した者の職氏名	111
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	112
○開 議（午前10時00分）	113
○日程第1 一般質問	113
1. 5 番 石神 真議員質問	113

(1) 平成27年度の市民に向けた大きな施策は……………	113
林市長答弁……………	114
石神 真議員質問……………	115
林市長答弁……………	116
石神 真議員発言……………	117
2. 11番 藤根圓六議員質問……………	117
(1) 過疎地域の持続可能な施策と課題について……………	117
中村健康介護課長答弁……………	118
谷村産業課長答弁……………	118
久保田企画財政課長答弁……………	118
藤根圓六議員質問……………	120
中村健康介護課長答弁……………	121
谷村産業課長答弁……………	122
久保田企画財政課長答弁……………	122
藤根圓六議員質問……………	124
林市長答弁……………	124
○休 憩 (午前10時47分) ……………	125
○再 開 (午前11時00分) ……………	125
3. 1番 恩田佳幸議員質問……………	125
(1) 山県市の将来ビジョンについて……………	125
林市長答弁……………	125
恩田佳幸議員発言……………	126
4. 2番 山崎 通議員質問……………	127
(1) 東海環状自動車道の整備について……………	127
林市長答弁……………	129
山崎 通議員質問……………	130
林市長答弁……………	131
(2) 住民監査請求の活用について……………	131
関谷総務課長答弁……………	132
(3) 不良刊行誌の廃止条例の制定について……………	133
関谷総務課長答弁……………	134
山崎 通議員質問……………	135

林市長答弁	135
○休憩（午前11時42分）	136
○再開（午前11時44分）	136
山崎 通議員発言	136
○休憩（午前11時44分）	136
○再開（午後 1 時00分）	136
5. 4 番 上野欣也議員質問	136
（1）人口急減社会への対応と政策について	136
林市長答弁	139
上野欣也議員質問	140
林市長答弁	144
（2）道徳の教科化について	145
渡辺学校教育課長答弁	146
上野欣也議員発言	147
○休憩（午後 1 時43分）	147
○再開（午後 2 時00分）	148
6. 7 番 寺町知正議員質問	148
（1）税金の過徴収の時効と返還の原則について	148
奥田税務課長答弁	149
林市民環境課長答弁	151
林市長答弁	151
寺町知正議員質問	152
奥田税務課長答弁	153
（2）市の補助金交付団体の政治への関与について	154
林市長答弁	156
（3）香り会館及び周辺の管理業務について	158
谷村産業課長答弁	159
林市長答弁	161
○散会（午後 2 時49分）	162
3 月20日（金曜日）第 4 号	
○議事日程	163

○本日の会議に付した事件	169
○出席議員	175
○欠席議員	176
○欠 員	176
○説明のため出席した者の職氏名	176
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	176
○開 議（午前10時00分）	177
○日程第1 常任委員会委員長報告	177
○日程第2 委員長報告に対する質疑	179
○日程第3 討 論（議第3号から議第33号及び発議第1号まで）	179
7番 寺町知正議員反対討論	179
5番 石神 真議員賛成討論	181
○日程第4 採 決（議第3号から議第33号及び発議第1号まで）	181
○日程第5 議第34号 財産処分の変更について	188
林市長提案説明	188
○日程第6 質 疑	189
7番 寺町知正議員質疑	189
宇野副市長答弁	189
7番 寺町知正議員質疑	190
谷村産業課長答弁	190
○休 憩（午前10時36分）	190
○再 開（午前10時37分）	190
宇野副市長答弁	190
7番 寺町知正議員質疑	191
宇野副市長答弁	191
○日程第7 討 論	191
7番 寺町知正議員反対討論	192
○日程第8 採 決	192
○日程第9 発議第2号 山県市議会基本条例について	192
石神 真議会改革特別委員会委員長趣旨説明	193
○日程第10 質 疑	194
○日程第11 討 論	194

○日程第12 採 決	194
○日程第13 処分要求について	194
○休 憩（午前10時48分）	195
○再 開（午前10時49分）	195
7 番 寺町知正議員説明	195
2 番 山崎 通議員弁明	199
質 疑	199
○休 憩（午前11時07分）	200
○再 開（午前11時46分）	200
○追加日程第1 特別委員会委員長報告	200
○追加日程第2 委員長報告に対する質疑	201
○追加日程第3 討 論	201
7 番 寺町知正議員反対討論	201
○追加日程第4 採 決	202
○日程第14 特別委員会の中間報告について	203
○閉 会（午後0時02分）	205
○会議録署名者	205

平成27年 2 月24日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成27年第1回

山県市議会定例会会議録

第1号 2月24日（火曜日）

○議事日程 第1号 平成27年2月24日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について

日程第5 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 質 疑

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 討 論

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 採 決

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第11 議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第12 議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第13 議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

日程第15 議第8号 山県市男女共同参画推進条例について

日程第16 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第18 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19	議第12号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第13号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
日程第21	議第14号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
日程第22	議第15号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第17号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第26	議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第28	議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第29	議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第30	議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第31	議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
日程第32	議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第33	議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
日程第34	議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第35	議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第36	議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第37	議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第38	議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第39	議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算

日程第40 議第33号 第2次山口市総合計画基本構想について

日程第41 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 山口市国民保護計画の変更について

日程第5 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 質 疑

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 討 論

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 採 決

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 議第3号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第11 議第4号 山口市行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第12 議第5号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第13 議第6号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

日程第15 議第8号 山口市男女共同参画推進条例について

日程第16 議第9号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議第10号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第18 議第11号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議第12号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第20	議第13号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
日程第21	議第14号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
日程第22	議第15号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第17号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第26	議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第28	議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第29	議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第30	議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第31	議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
日程第32	議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第33	議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
日程第34	議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第35	議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第36	議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第37	議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第38	議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第39	議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算
日程第40	議第33号	第2次山県市総合計画基本構想について

日程第41 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○出席議員（11名）

1番	恩田佳幸君	3番	吉田茂広君
4番	上野欣也君	5番	石神真君
6番	杉山正樹君	7番	寺町知正君
8番	尾関律子君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君		

○欠席議員（1名）

2番	山崎通君
----	------

○欠員（2名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	林強臣
書記	大野幹根		

午前10時00分開会

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、横山哲夫議員が去る2月8日に御逝去されました。横山哲夫議員の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。皆様御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（杉山正樹君） それでは、1分間の黙禱を行います。黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（杉山正樹君） どうぞ、お直りください。

ありがとうございました。御着席ください。

〔全員着席〕

○議長（杉山正樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉山正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 上野欣也君、5番 石神 真君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（杉山正樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの25日間とし、2月25日から3月8日、3月10日から16日及び19日を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月20日までの25日間とし、2月25日から3月8日、3月10日から16日及び19日を休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（杉山正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、出席いたしました会議等につきまして報告をさせていただきます。

本年2月6日、多治見市において第273回岐阜県市議会議長会議が開催され、尾関副議

長と出席しましたので報告します。

初めに、会務報告があり、議案の審議に入りました。リニア中央新幹線及び北陸新幹線の整備に伴う岐阜県内の道路網整備に関する要望についてのほか、2件の要望議案があり、原案のとおり採択されました。

続いて、次期開催地については、平成27年7月、関市において開催されることを決定し、閉会しました。

また、同日の平成27年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会においては、平成27年度の予算審議が行われました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年12月から平成27年1月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

また、議長の委員選任報告として、山県市議会委員会条例第7条第2項に基づき、議会運営委員会委員に尾関律子副議長を選任いたしました。2月18日の議会運営委員会において、委員長に石神 真君、副委員長に武藤孝成君が選任されましたので、御報告いたします。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について

○議長（杉山正樹君） 日程第4、報第1号 山県市国民保護計画の変更については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づく報告案件でありますので、御承知おきください。

日程第5 議第1号及び日程第6 議第2号

○議長（杉山正樹君） 日程第5、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第6、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めておはようございます。

本日は、平成27年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、昨年5月でございますが、増田寛也元総務大臣らの民間有識者でつくる日本創成会議が、20歳から39歳の女性の数が平成22年から平成52年にかけて5割以上減る自

治体を消滅可能性都市として発表しました。これに該当しているのが全国市区町村の半分に当たる896自治体であり、全国的に大きな波紋を広げました。県内でも多治見市を初め17市町村が該当しておりますが、本市の場合、49.2%の減少と5割には届いていないため該当はしていませんが、決して他人ごとではございません。

こうした中、国におきましては、昨年の9月に、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上げられましたが、本市におきましても、今月の16日に、山県市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げたところでございます。今後、少子化と人口の急減に的確に対応し、本市の特性を生かした、自立的で持続可能な社会の創生に邁進してまいり所存でございますので、議員各位、市民並びに関係機関各位の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、人事案件2件、条例案件17件、予算案件13件、その他案件1件の計33案件でございます。

それでは、ただいま上程されました2案件につきまして御説明申し上げます。

資料ナンバー1、議第1号及び議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員は8名ですが、このうち1名が本年3月31日をもって、また、1名の方が6月30日をもって任期満了となることから、今回、新たに梅田牧男氏と服部正巳氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議第1号の梅田氏は、山県市平井にお住まいで、長年、岐阜市消防職員として勤められた方でございます。また、議第2号の服部氏は、山県市柿野にお住まいで、長年にわたる行政経験を有する方で、お二方とも地域の状況をよく把握され、住民の方々からも信頼も厚く、人権擁護の重要性をよく認識された適任者でありますので、人権擁護委員の候補者として推薦したいと考えますので、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

日程第7 質疑

○議長（杉山正樹君） 日程第7、質疑。

これより、議第1号及び議第2号の2議案について質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。これをもって、議第１号及び議第２号の質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１号及び議第２号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、議第１号及び議第２号は委員会の付託を省略することを決定いたしました。

日程第８ 討論

○議長（杉山正樹君） 日程第８、討論。

ただいまから、議第１号及び議第２号の討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 討論はないものと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

日程第９ 採決

○議長（杉山正樹君） 日程第９、採決。

ただいまから、議第１号及び議第２号の採決を行います。

議第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第10 議第3号から日程第40 議第33号まで

○議長（杉山正樹君） 日程第10、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、日程第15、議第8号 山県市男女共同参画推進条例について、日程第16、議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について、日程第21、議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、日程第22、議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、日程第26、議第19号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）、日程第28、議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第29、議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第30、議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第31、議第24号 平成27年度山県市一般会計予算、日程第32、議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第33、議第26号 平成27年

度山県市介護保険特別会計予算、日程第34、議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第36、議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第37、議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第38、議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第39、議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算、日程第40、議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について、以上31議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました31議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、本定例会において御審議をいただきます諸議案の提案説明に先立ちまして、平成27年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

西暦2020年は、本市のインター開通の目標年でもあり、また、東京でオリンピックが開催される年でもあります。しかし、その年は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり高齢化率が30%を突破すると予測される、2020年問題と言われる年でもあります。あらゆる意味でターニングポイントとなる年であると考えているところでございます。

2020年に向けてあと5年となる、今年度でございますが、平成27年度は、第2次総合計画を初め第4次行政改革、第6期高齢者福祉計画、第3次障がい者計画、教育振興後期基本計画、子ども・子育て支援事業計画などの初年度でもあり、力強いスタートを切るための重要な年でございます。また、地方版総合戦略の初年度となる予定の年でもあります。そして、この5年間には実施したという実績ではなく、こうなったという成果を上げる計画行政の推進が求められます。そのためにも各計画目標の評価と分析を迅速に実施し、機動力を持って迅速に見直していくことが必要であると考えているところでございます。

さて、年末に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおいては、人口構造を変える積極戦略と人口減少に対応した調整戦略を同時並行的に進めていくことが必要とされています。まさに、本市でも少子高齢化に歯どめをかける施策を推進するとともに、そうした社会を想定した政策が重要になってくるものと考えています。

ところで、本市の平成15年から平成19年までの合計特殊出生率は1.24で県内最小値でございます。平成20年から平成24年までの数値は若干上昇していますが、依然、県内最小値となっております。これは個人の自由な選択のもとでの結果ではございますが、本市としましてもこのような状況を放置しておくことはできません。

少子化社会に向けて女性の就労は重要でございます。勤労以外にもPTA、自治会、消防団などの地域においても女性の活躍は不可欠であり、女性が活力を生かすことができる社会、性別にかかわらず男女一人一人が個性と能力を発揮して、新たな活力ある社会を実現するため、市民の意識啓発が必要となります。また、仕事と家庭の両立など、各個人の意思に基づく選択肢を広げるため、今回、男女共同参画推進条例案の制定について上程をいたしているところでもございます。

さて、2020年までの5年間では本市では何をすべきかを考えると、本市には弱みもあり強みもございます。

本市の弱みは、鉄道の駅がない、合計特殊出生率が低い、人口は転出超過、県内唯一の起債許可団体などが挙げられます。ただ、市債残高は極めて順調に逓減しており、遅くとも28年度決算には起債許可団体を脱することが確実となってまいりました。また、鉄道の駅はございませんが、インターチェンジの開通が目前に迫ってまいりました。こうした思いから、今般、まちづくり・起業支援課を創設するよう、行政組織条例の改正案を上程いたしているところでございます。

他方、強みの1つとしまして、犯罪が少ない都市が挙げられます。これは、豊富な自然環境、それによる人と自然にやさしい多数の市民がその要因の1つとして挙げられます。そのほかにも、児童の虫歯罹患率の低さや市内の全小中学校が地産地消による単独調理場方式でのランチルームがあるといったことは、全国に例を見ないのではないのでしょうか。また、本市内にはすぐれた技術力などを有する製造業者が多いのも強みの1つでございます。公共交通機関で名古屋まで1時間、東京へも3時間足らずで行くことができ、内陸で津波の心配がないといった地理的な条件も強みと考えられます。

今後の5年間で本市が取り組むべきことは、こうした山縣市本市の特性を生かしたまちづくりの実施であります。まち・ひと・しごと創生長期ビジョンにあるように、みずからの地域の未来を希望し、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成していかなければなりません。

今般、こうした課題の中で幾つかの事業をピックアップし、地方創生先行型の交付金事業として補正予算に計上しているところでもございます。中でも、消費喚起型の交付金のプレミアムつき商品券の補正予算につきましては、私が市内の消費経済需要を高めるために平成24年度から始めた山県まちづくり振興券と全く同趣旨でもあり、これを国が後押ししてくれる形でできたものだとも感じております。

さて、平成27年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきましたことを背景に、特に、次の3つのことを重点として予算編成に心がけたところでございます。そ

の1つは子育て支援、2つ目は健康寿命の延伸、そして3つ目が活力あるまちづくりでございます。そういった意味も込めて、平成27年度の当初予算は、山県市のまちづくり元年予算というコンセプトにて予算編成をしているところでもございます。

こうして編成いたしました平成27年度の当初予算案の総額は、一般会計が127億円で、対前年度約0.6%の減、特別会計と企業会計を合わせた総額は224億9,536万7,000円で、対前年度約1.4%の増と、ほぼ平年並みの予算としているところでございます。

個々の予算額におきましては決算額との乖離をなるべく減らすようにも努めており、市税、地方交付税は増額とする一方、臨時財政対策債を初め市債発行額は前年度よりも3割近い2億3,000万円余りを減少させつつも、予算上の財源不足による財政調整基金繰り入れにつきましては前年度よりも5,600万円余り少ない額といたしております。

それでは、ここで、平成27年度当初予算における歳出の主な施策につきましては、先ほど申し上げました3つの重点事項に加え、防災防犯対策と市役所の内部改革などの4つの観点により順次御説明させていただきます。

最初に、子育て支援関係でございます。

来年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。これに伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を推進してまいります。また、子育て支援者養成講座の開設、アウトリーチの実施などの子育て支援、児童施設利用者の支援の強化として子育て支援員の配置を目指してまいります。

さらに、市内では初めてとなる病児・病後児保育施設の開設を目指すほか、増加するDVや児童虐待への相談を強化し、障がいの重度、重複化や多様化が進む中で、学校での児童教育環境整備のため教育サポーターを増員いたします。児童環境の整備を主眼とした富波保育園といわ桜保育園の統合も実施します。

少子化対策としまして、結婚を希望する当事者、または親などに対するセミナーを開催します。また、新たに不妊検査補助制度を創設し、回数や年齢制限等は設けつつも、男性、女性も含め、基本的には自己負担分を全額補助します。さらに、人工授精などの一般不妊治療費補助、体外受精等の特定不妊治療費補助につきましても、男性を含め基本的に全額補助する制度を創設いたします。

次に、健康寿命の延伸関係でございます。

健康長寿であるためには、なるべく多く外出することが有効であると考えられます。そのため、昨年10月から75歳以上の方々の市内完結型バス料金を無料化にしました。また、健康長寿であるためにはなるべく運動することが有効と考えられますので、総合運動場などを除き、市内の体育施設の利用料も無料にしたところであり、これを継続い

たします。

鳥羽川サイクリングロードから四国山香りの森公園までの特性を生かした山県さくらまつりのほか、森林ウォーキングを新たに始め、軽スポーツの振興のためのボランティアの養成を目指すボランティア事業も実施いたします。

また、文化活動振興等のため、高富中央公民館の空調整備、伊自良中央公民館と美山中央公民館の屋上防水整備等を実施するほか、伊自良老人福祉センターでは利用の多い2階のトイレ改修を行い、図書館情報システムについては最新のものと更新をいたします。さらに、市内の無形文化財を総合的に調査し、次の世代に引き継ぐための報告書等の作成も目指してまいります。

そのほか、認知症対策の一環として、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う地域包括支援センターの強化を目指し、来年度からは新たに福祉法人から職員派遣として3名を受け入れます。

なお、本年度1割引き下げた国民健康保険税を来年度も継続するとともに、平成27年度は介護保険料を引き下げます。市民の多くが健康長寿であれば、こうした保険料や保険税の高騰を抑えることができます。

そうした意味からも、ぜひとも市民の皆様と一丸となって本市の健康長寿社会が実現できますよう、御理解と御協力をお願い申し上げるものでございます。

いよいよインターチェンジの開通が現実的なものとなってまいりました。こうした道路をつくるのは国の役割でございますが、これを生かすのは本市の役割でございます。そうした施策がなるべく後手に回ることのないようにしなければなりません。

そこで、平成27年度には旧3町村の計画を一本化する農業振興地域整備計画を策定するとともに、インター開通後を見据えた用途地域の見直しを実施します。また、バスターミナルを拠点にしたまちづくり整備等を推進するため、都市再生整備計画も策定してまいります。そして、インターチェンジへのアクセス道ともなります西深瀬農免道路を整備してまいります。

こうしたことを視野に入れて、公共下水道施設を整備するとともに接続も促進し、水洗化率の向上を目指してまいります。さらに、ライフライン確保のため、高富地内の上水道の幹線耐震化のための布設工事を実施してまいります。美山地域においては、スケール解消に向けた水道事業の変更認可申請の準備をしてまいります。

平成26年度に実施した高校生等の市内製造企業への見学会を実施し、就職と求職のマッチング事業を再度実施するなど、市外からの企業誘致とともに市内企業を支援してまいります。

市内過疎地域の空き家につきましては、空き家の持つ弊害でもあります建物の倒壊、防火、防犯等への対応と、他の地域住民との混住による地域の活性化を目指し、移住、定住を促進するための補助制度を創設します。

また、現在7名の地域おこし協力隊員については、9名にするよう目指してまいります。

また、近年、激増している野生鳥獣の被害対策につきましては、さらに強化してまいります。

最後に、防災、防犯対策と市役所の内部改革等についてでございます。

市の橋梁につきましては、計画的に耐震補修設計と補修工事を順次実施してまいります。災害時の防災拠点であり、市内最大の避難所となる総合体育館には太陽光発電施設を設置します。また、消防本部には新たに自動心臓マッサージ器を配置し、消防団の各分団には防火衣を配備いたします。市内の防犯と市役所の危機管理対策を強化するため、新たに危機管理対策監を配置します。

また、公用車にドライブレコーダーを設置し、動く監視カメラという機能などにより犯罪抑止を目指してまいります。

依然、振り込め詐欺を初め高齢者等を狙った事件がふえ、高度化してきています。そのため、市役所内で週3日間、専門員である消費生活相談員を配置します。また、生活困窮者の自立支援のための相談員も配置します。

公共施設等については、長期的視点での更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行っていくことが必要です。そのため、公共施設等総合管理計画を策定いたします。

また、市発注工事の品質を確保するためにも、工事検査管理監を新たに配置します。

山縣市版の事業仕分けを3年間実施してまいりましたが、平成27年度は、構想日本の協力を得て、事後評価を実施してまいります。

なお、常勤一般職員については、人件費を抑制するため、再任用職員等を活用することにより9名の減少となっております。

当初予算の説明は以上でございます。

ところで、今の時代は、生き残れるか滅びるかの大きな瀬戸際に立たされている危急存亡のときなのではないかと感じる場合がございます。そうした中、先日でございますが、国際エコノミストの今井 激氏の講演を聞きました。今井氏によれば、彼なりの根拠を示した上で、日本はここ二、三年好景気が続くと言われました。また、メタンハイドレートなどの海洋資源により日本が資源大国になるのも夢ではないと言っておられました。ともすれば、日本は、技術力以外は何もないと考えられがちですが、秘めたる高

いポテンシャルを持っているんだということに士気を鼓舞されました。

本市におきましても、何もないわけではなく、秘めたる高いポテンシャルを持っていると信じております。一昨年の10周年のとき、議会での議決を経て、「水と緑を大切に活力ある山県市」という都市宣言をいたしました。来年度予算では、この宣言にふさわしい内容の市民活動に対する補助制度を創設します。多くの市民の皆様のさまざまなアイデアによって、多くの応募をしていただけることをお待ちしております。

本市といたしましては、市の特性を生かし、自立的で持続可能な社会の創生に邁進してまいり所存でございます。今後とも、議会を初め市民の皆様と関係各位の御理解、御支援をよろしくお願いいたしまして、私の来年度に向けての施政方針と当初予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、東海環状自動車道西回りルートの開通を踏まえた本市の都市計画の推進及び効率的な行政運営を図る体制を整備するため改正するものでございます。

次に、議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部改正により新たに追加される手続について、市が行う処分及び行政指導においても適用するため改正するものでございます。

次に、議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴う本市の総合戦略の策定に向けた所要の措置、及び議第8号で上程しております山県市男女共同参画推進条例の制定に伴う所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たな附属機関の設置等に伴い、委員の報酬等について規定を整備するため改正するものでございます。

次に、議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤特別職職員として位置づけられることに伴う適切な措置を講ずるためこの条例を定め、関係条例について改正するものでございます。

次に、議第8号 山県市男女共同参画推進条例につきましては、男女一人一人が個性と能力を発揮して、新たな活力ある社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年8月の人事院の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う国に準じた措置を講じ、本市の一般職員の給与を改定するため改正するものでございます。

次に、議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改正されたことに伴い、引用条文を改める所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわ桜保育園を廃止し、富波保育園と統合するため改正するものでございます。

次に、議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の規定に基づき、平成27年度から29年度までの介護保険料及び保険料段階を定めるとともに、同法に規定する介護予防、日常生活支援総合事業及び認知症対策の推進を行うための事業の開始時期を規定するため改正するものでございます。

次に、議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育、保育施設等の利用に伴う利用者負担額を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法等の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるほか、引用条文を改める所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第18号 山口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第19号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山口市てんこもりの位置する土地を取得することに伴い、山口市てんこもりの使用料の額を改定するため改正するものでございます。

次に、平成26年度補正予算について、御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー4、議第20号 平成26年度山口市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億1,152万円を減額し、総額を128億7,510万3,000円とするほか、繰越明許費の設定と地方債の補正をしようとするものでございます。今般の補正の概要は、国の補正予算を有効に活用しようとするもの、契約差金や実績での減額などでございます。

具体的な内容につきましては、今般、新たに追加しようとするものを中心として、16ページ以降の歳出の款ごとに順次御説明申し上げます。

議会費の共済費190万円の減額は議員1名欠員による分でございます。

総務費で、財産管理費の減額は下水道切りかえ工事において合併処理浄化槽を雨水の有効活用等のために残すことによるもの、自治振興費の減額は決算見込みによるもの、情報管理費の減額は契約差金等によるもので、企画費の減額は岐阜バスに国庫補助金が直接交付されたことなどによるものでございます。

次の地方創生は、今般の国の補正に係る地方創生先行型の交付金を有効活用しようとするもので、女性の就職支援と地方版総合戦略策定のほか、移住促進用ホームページ作成とゲストハウス整備の予算を追加しております。また、地域消費喚起・生活支援型の交付金としてプレミアムつきの山県まちづくり振興券を3億円程度発行し、消費喚起と市内経済効果を高めようと商工会や金融機関、学識者等を交えた協議会への負担金を8,200万円計上いたしております。なお、賦課徴収費は、事務効率化のため前倒し納入にしようとするためのものでございます。

次に、民生費は、実績見込みによる減額のほか、生活困窮者の自立支援のためのパソコンの購入費などと地方創生先行型として結婚相談員・婚活サポート関係費240万円、子育て支援ウェブサイト作成経費200万円、伊自良南小学校で放課後児童クラブを開設する

ための経費400万円を追加しております。

次に、衛生費は、実績見込みによる減額のほか、地方創生先行型としてアクティブプラス10の関係費50万円、健康づくり教室開催費460万円を追加しているほか、岐北厚生病院の機器整備補助として地域医療確保事業補助金338万円を追加しております。

次に、労働費は、緊急雇用創出事業の実績見込みによる減額でございます。

次に、農林水産業費は、国の補正に伴う青年就農給付金75万円の追加のほか、地方創生先行型で特産品開発業務500万円と緑のコンシェルジュ業務400万円を追加しております。

次に、商工費は、実績見込みによる減額のほか、地方創生先行型で商工会への飲食・小売業等販売促進支援補助金300万円、恋人の聖地を視野に入れた伊自良湖周辺活性化として805万円を追加しております。

次の土木費は、国県補助金等の関係によるものと契約差金等による実績見込みによる減額などがございます。

次の消防費も、実績見込みによる減額などがございます。

次の教育費は、小中学校の下水道切りかえ工事において合併処理浄化槽を雨水の有効活用等のために残すことによるもののほか、契約差金等による実績見込みによる減額でございます。

次の災害復旧工事費は、林道根尾谷鯨尾線の災害復旧工事において現場の道路が狭く、次年度予算とすることなどによる減額でございます。

続いて、11ページ以降の歳入の概要を御説明申し上げます。

市民税では、譲渡所得等や市内企業の業績向上等によって5,000万円増額するほか、決算見込みにより、たばこ税も増額する一方、利子割交付金を減額、配当割交付金は増額、株式等譲渡所得割交付金も増額、ゴルフ場利用税交付金は減額いたしております。

国庫支出金の多くは今般の歳出補正に連動しているもので、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の交付金としての地域住民生活等緊急支援のための交付金は1億300万円を追加しております。

県支出金は、今般の歳出補正に連動しているものばかりでございます。

諸収入として、広域保育所入所受託事業収入とスポーツ振興くじ助成金の増収分を見込む一方、今般の歳出補正との連動等により市債も減額し、今般の財源余剰分となる分につきましては財政調整基金繰入金を2億3,296万4,000円減額することとしております。

次に、6ページ以降の繰越明許費について、御説明申し上げます。

まず、国の補正による交付金に係る事業として、地方版戦略策定事業など13事業につ

いて、山県まちづくり振興券に係る事業として、げんき高齢者祝金など12事業について、そのほかの8つの事業について、新たに繰越明許費を設定しようとするものでございます。

その他のものは、市民団体の世界記録認定事業、市道改良事業等が3事業のほか、十王橋補修工事、小中学校での浄化槽利活用工事、林道根尾谷鯉尾線災害復旧工事がございます。

8ページの地方債補正につきましては、今般の歳出補正に連動しているものなどがございます。

次に、31ページの議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,173万円を減額し、総額を36億5,873万4,000円にするとともに、新たに繰越明許費の設定をしようとするものでございます。繰越明許費の国民健康保険優良家庭表彰事業は山県まちづくり振興券に係るものでございます。

歳入につきましては、本年度の負担金、交付金の額が確定的となったことにより増減させるもののほか、基金利子、延滞金と第三者納付金の増額分を見込み、今般の補正に伴い、予算上、財源不足となる分を国民健康保険基金繰入金として1,060万9,000円追加しております。

歳出につきましては、実績見込み、または基金利息の実績見込みによるものでございます。

次に、43ページの議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から4億5,320万9,000円を減額し、総額を23億8,825万1,000円にしようとするものでございます。

歳入につきましては、介護給付費の減少により、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計及び基金からの繰入金をそれぞれ減額しております。

歳出につきましては、介護給付費の実績見込みにより、それぞれ減額しようとするものでございます。

なお、本会計の当初予算は、第5期高齢者福祉計画に基づいて編成しておりましたが、第6期高齢者福祉計画の策定に伴い、決算見込みとの乖離を修正しようとするのが主な趣旨でございます。

次に、53ページの議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から6,190万円を減額し、総額を12億7,487万5,000円とするほか、地方債の変更をしようとするものでございます。

地方債の補正は事業費の減額に伴い、限度額を変更しようとするものでございます。

歳入につきましては、下水道事業受益者負担金を増額する一方、事業費の減少や浄化センター敷地売払単価の減少等により、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金をそれぞれ減額しつつ、今般の補正に伴い、予算上、財源不足となる分を公共下水道基金繰入金として3,432万8,000円追加しております。

歳出につきましては、国の補助金の関係で、翌年度予算への再計上をするための減額のほか、敷地の売払単価の減額によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、その他案件、議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について、御説明申し上げます。

御案内のように、地方自治法の改正により、基本構想の策定義務と議決義務がなくなりました。しかし、基本構想は本市のまちづくり指針となり、総合的、計画的な行政運営のためにも策定すべきであり、市民、事業者とともに将来の都市像を共有するためにも議会での議決が必要であると考え、提案をしようとするものでございます。

基本構想のポイントを御説明申し上げます。

まず、基本構想の計画期間は9年とし、基本計画の期間は5年、実施計画は4年としております。

基本理念につきましては、第1次総合計画をほぼ踏襲し、「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」としております。そして、今般は、新たに目指す将来の姿として、都市宣言文でもある「水と緑を大切に 活力ある山県市」というものも設けております。

人口フレームにつきましては、定住人口だけでなく、新たに活動人口と交流人口を設けております。定住人口は、人口推計によれば、計画期間最後の平成35年には2万6,515人となりますが、これよりも5%程度の増加を想定し2万7,800人としております。また、地域が元気であるための指標として、地域活動に参加したことがある人の割合、活動人口を75%にしようと設定をしております。さらに、地域が活性化するための指標としての交流人口については、現状よりも増加させる目標としております。

施策の大綱は、6つの基本目標と20の基本計画、55の推進施策を掲げております。これらは基本的には第1次総合計画を踏襲したものでございます。なお、基本計画につきましては、現在も総合計画審議会により審議中であり、一定の数値目標を設定した上で本年度中には設定したいと考えているところでございます。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を

賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 大変御苦労さまでした。

日程第41 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山正樹君） 日程第41、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 石神 真君。

○議会運営委員会委員長（石神 真君） 資料ナンバー7といたしまして、それでは、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

市の行政組織が変更されたために、総務産業建設委員会の所管事項に、まちづくり・企業支援課を追加するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置く規定が施行され、あわせて地方自治法第121条が改正されたため本委員会条例を改正するものであります。

なお、経過措置といたしまして、現在の教育長が引き続き在職する場合は、改正前の条例の規定が効力を有するものであります。

以上、趣旨説明を申し上げ、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

○議長（杉山正樹君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時06分散会

平成27年 3 月 9 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 3月9日（月曜日）

○議事日程 第2号 平成27年3月9日

日程第1 質 疑

- | | |
|-------|---|
| 議第3号 | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議第4号 | 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 議第5号 | 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 議第6号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第7号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について |
| 議第8号 | 山県市男女共同参画推進条例について |
| 議第9号 | 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第10号 | 山県市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議第11号 | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第12号 | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議第13号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について |
| 議第14号 | 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について |
| 議第15号 | 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第16号 | 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第17号 | 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |

議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算
議第33号	第2次山県市総合計画基本構想について
発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議第8号	山県市男女共同参画推進条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
- 議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
- 議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議第19号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第24号 平成27年度山県市一般会計予算
- 議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 平成27年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算

- 議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算
議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について
発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議第8号 山県市男女共同参画推進条例について
議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算
議第33号	第2次山県市総合計画基本構想について
発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議第8号	山県市男女共同参画推進条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
- 議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
- 議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議第19号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第24号 平成27年度山県市一般会計予算
- 議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 平成27年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算

議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算

議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
10番	武藤孝成君	11番	藤根圓六君
12番	影山春男君	13番	村瀬伊織君

○欠席議員（なし）

○欠員（2名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	林強臣
書記	大野幹根		

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（杉山正樹君） 日程第1、質疑。

質疑は、2月24日に議題となりました議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について及び発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての32議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回3点お尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、資料番号4、議第20号、平成26年度山県市一般会計補正予算、ページ24、款7 商工費、3 観光振興費の中の地方創生役務費、恋人の聖地の内容についてネーミングの由来等、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

恋人の聖地とは、静岡市に運営事務局がありますNPO法人地域活性化支援センターが行っています、少子化対策と地域の活性化への貢献をテーマとした、観光地域の広域連携を目的に恋人の聖地プロジェクトと題し、全国に展開している事業です。

恋人の聖地プロジェクトでは、平成18年4月より全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンチックなスポットを選定し、地域の新たな魅力づくりと情報発信を図るとともに地域間の連携による地域活性化を図っております。

この恋人の聖地の選定基準は、地域を代表する公共性を有する観光施設や地域であることが挙げられ、本市の観光資源であります伊自良湖にて事業展開を図ってまいりたいと考えております。また、グリーンプラザみやまにおいては、本年4月には、全コテージを貸し切った結婚式を挙げられるカップルがおられるなど、既に3組も結婚式の予定をされておられるとのこと。伊自良湖とグリーンプラザみやまをうまく結びつけるなどの調整も行なってまいりたいと考えております。

ちなみに、恋人の聖地への参加状況ですが、平成26年7月1日現在で、全国で127カ所あります。県内では伊吹山ドライブウエーが参加されております。また、選定委員会

のメンバーには、ファッションデザイナーの桂 由美氏や華道家の假屋崎省吾氏がおられ、選定委員会は、年4回開催されています。

さて、役務費の25万円は、恋人の聖地プロジェクトへの申請手数料になります。細かく申し上げますと税込みで24万8,400円で、この中には、恋人の聖地選定証と恋人の聖地のプレートいわゆる銘板ですけれども、の費用も含まれております。

なお、次年度以降は、毎年、恋人の聖地プロジェクトへの年間運営管理費として税別で15万円の参加負担金が必要となってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） なかなかほほ笑ましい政策で期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目、資料ナンバー5、ページ114、6農林水産費、項1農業費の多面的機能支払交付金事務交付金の890万円の内容等について産業課長にお尋ねします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、多面的機能支払交付金事務交付金890万円の内容等についての御質問にお答えします。

この事業は、国の補助金で、平成19年度より1期5年間の活動を行ってまいりました。農地・水環境保全向上対策事業で、現在、平成24年度から平成28年度までの第2期目に入っています。平成26年度に日本型直接支払制度の法制化に伴い、農地・水環境保全向上対策事業から多面的機能支払交付金事業に事業名が変更されました。また、事業の内容も、農地維持支払交付金事業と資源向上支払交付金事業の2つのメニューに分かれました。

農地維持支払交付金事業は、農地の維持管理に伴う草刈り作業や水路の清掃、泥上げ作業等の基礎的保全活動を対象に交付金が交付されます。

資源向上支払交付金事業は、共同活動による農業用の水路や農道等の軽微な補修作業や農村環境の向上活動を対象に交付金が交付されます。

本市においては、平成19年度からの第1期対策時には市内の5つの団体が活動をされていましたが、現在の2期目においては、3つの団体が活動に参加されています。

交付金につきましては、農地10アール当たりで単価が定められており、農地維持支払交付金事業は、田が3,000円、畑が2,000円で、3団体で557万6,000円になります。資源向上支払交付金事業は、田が1,800円、畑が1,080円で、3団体で332万4,000円になり、合計しますと890万円になります。

この交付金におきましては、国が全体の事業費の50%を負担し、県と市でそれぞれ25%を負担しますが、団体への補助金の交付方法は平成27年度から変更となります。今までの平成26年度までは、本市の負担金を岐阜県農地・水環境保全推進協議会に納め、県の協議会よりそれぞれの活動団体に交付されていましたが、平成27年度からは、国と県の交付金が本市に交付され、本市から活動団体に補助金として交付することとなりました。そのため、27年度当初予算に890万円を予算計上させていただきましたので、皆増となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 了解しました。

続きまして、資料5番のページ141、項1 消防費の中の総合体育館太陽光発電施設設置工事について内容、規模等についてお尋ねします。総務課長をお願いします。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

総合体育館太陽光発電施設設置工事は、補助率がおおむね10分の10でございます岐阜県再生可能エネルギー等導入推進費補助金の採択を受けて実施をいたします。

この事業は、本市の最大級の指定避難所であります総合体育館に太陽光発電設備等を設置いたしまして、停電時におきます照明などの電力需要に対応するため、良質な避難所運営を確立しようとするものでございます。

当該事業の詳細でございますが、増築をいたしましたトレーニングルーム部分の屋上を活用し、太陽光発電設備を設置し、その発電規模は15.8キロワットのものを想定しております。また、太陽光発電設備とあわせまして、20キロワットアワーの蓄電池を設置するとともに、非常時に使用を想定しておりますアリーナ等の室内照明の一部をLED化するものでございます。

なお、太陽光発電による余剰電力につきましては、平常時の総合体育館の電力需要に使用をいたしまして、電力会社への売電は行わない予定でございます。

次に、太陽光発電の法定耐用年数は、財務省令では17年とされております。この太陽光発電設備のうち、太陽電池モジュール、いわゆる太陽光パネルでございますが、一般的に20年程度は使用可能と言われておりますが、多くのメーカーの製品保証期間は10年というところがございます。

また、室内で使用できる電気に変換するためのパワーコンディショナーにつきましては、一般的に10年程度は使用可能と言われておりますけれども、製品保証期間は製品に

よってさまざまでございます。長いもので10年程度あると伺っております。

いずれにしても、導入します設備につきましては、毎年度の点検と将来的には各種設備の更新が必要になってまいります。

次に、太陽光発電設備に係る導入メーカーでございますが、さまざまな民間企業が進出をしております、性能の優劣については現時点では不明でございます。特定のメーカーの設備を導入するという考えは今のところございません。

事業の実施に当たっては、本市の契約規則等にのっとりまして、取り扱いメーカー等も考慮しながら指名競争入札等の方法により、適切に施工業者を決めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 了解しました。

○議長（杉山正樹君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5点ほど質疑をさせていただきます。

初めに、議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）、資料の4、ページ25、商工費の伊自良湖周辺活性化業務の委託の備品購入の280万の内容について説明をお願いします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

伊自良湖周辺活性化業務委託料の500万円は、先ほど藤根議員の質疑で答弁しましたNPO法人地域活性化支援センターが行っています恋人の聖地プロジェクトに関連しております、恋人や若い人々が多く訪れ、恋人の聖地にふさわしい場所として選定してもらえるような企画、有識者によるアドバイス、ワークショップの開催やモニュメントの設置など、観光スポットの整備をコンサルタント等への業務委託するものでございます。

次に、備品購入費の280万円ですが、現在、伊自良湖には5艘の足こぎボートを有していますが、導入されてから既に約25年経過し、経年劣化しておりますので、新たに3艘の足こぎボートを導入し、若い人々や恋人同士が仲よく過ごせる場となるよう購入するものです。

なお、これら恋人の聖地に係る費用の財源は、地方創生先行型の交付金を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） わかりました。

それでは、次に、議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）、建設課長にお尋ねします。

資料4のページ27、土木費の住宅管理費等、執行されなかった理由をお聞かせください。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えさせていただきます。

住宅管理費につきまして、減額となった理由でございますが、まず、報償費につきましては、新築等祝金事業に係るものでございまして、申請件数が当初の見込み件数に至らなかったことから、今回100万円の減額とさせていただきたいと思っております。

次に、委託料につきましては、木造住宅耐震診断委託料につきましては、耐震診断の申請を受けました木造住宅につきまして、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会のほうへ耐震診断を委託するもので、平成26年度の申請件数を当初20件として見込んでおりましたが、現時点における申請件数がいまだ12件となっております、申請件数の減少による委託料23万2,000円の減額でございます。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅耐震補強工事及びアスベスト除去に関する補助金などに係る申請件数でございますが、当初の見込み件数とならなかったことにより、あわせて555万円を減額とするものでございます。

詳細でございますが、木造耐震補強工事補助金につきましては見込み3件に対して、現時点で1件、アスベスト関係につきましては、調査及び除去工事ともに1件を見込んでおりましたが、現時点において申請はございません。また、建築物耐震診断につきましても2件の申請を見込んでおりましたが、申請のほうはございませんでした。

また、住宅や建築物の耐震化につきましては現時点でも問題となっておりますが、地震対策として非常に有効な手段でございますので、今後耐震診断を初め補強工事などが増加となるよう、市民の方へ周知を一層図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 課長、いろいろ減額補正が多いんですが、見込みですね、来年度の見込みということで、とっぴに出るときはまた補正なんかで組んでいけばいいこと

であって、ある程度やっぱり絞り込みというんですかね、そういうことを考えていただけるとありがたいと思うんですが、どうですか、今後は。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 先ほども申し上げましたが、これにつきましては市民の方への周知が非常に重要な手段だと思っておりますので、このことにつきましては周知徹底ということで、広報等で行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） わかりました。

続きまして、議第24号、平成27年度一般会計予算のほうで、資料5—2、ページ22、農林水産業費のてんこもり用地購入、てんこもり駐車場敷地の単価等の内容をお聞かせください。産業課長、よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、御質問にお答えします。

山県市てんこもりは市の所有物件であり、本来なら土地、建物は一体での管理が望ましく、土地は取得するか、期限つき賃貸契約によって運営することが望ましいと言えますが、山県市てんこもりの立地する土地は借地となっています。

このような状況の中で、今回、土地の所有者から借地料の値上げ要望があり、双方で協議した結果、借地分を買収することとなりました。

土地購入に係る単価につきましては、平成25年1月に近隣の土地について実施しました不動産鑑定による1平方メートル当たりの単価に、平成25年度固定価格と平成26年度の固定価格を比較して算出した下落率の率を乗じて、1平方メートル当たりの単価1万9,081円を算出いたしました。

購入面積は647平方メートルになります。

土地購入価格は、先ほど算出しました1平方メートル当たりの単価1万9,081円に、購入面積647平方メートルを乗じた額から、平成17年の賃貸借契約時から土地所有者に支払った借地料の合計金額100万3,800円を差し引いた額となりまして、1,134万1,607円の購入価格となります。

なお、今回土地を購入するのは、借地料の値上げを要望された1名の地権者から購入させていただきますが、てんこもりの敷地に対する地権者は、現在、2名おみえになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それで、今、2名とお答えになりましたが、あと1名分の土地のほうは今後買われる予定があるのですか。借地でいかれるんですか。お聞かせください。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

今回、1名の方から市のほうへ値上げをしてほしいという方なんですけれども、やっぱり近隣にサークルK等がございまして、あそこら辺もかなり高いということで、そういうことを聞かれて、こちらへ見えました。実は、買われる土地につきましては、この施設をつくる前から、実は抵当権が入っておりまして、本来なら抵当権を抹消してからお借りするのが本意でしたが、抵当権がついたまま今も借りておるといような状況でございました。今回、そういうこともございまして、よく話をさせていただいた結果、購入をさせていただくということになります。

もう一名のほうの方はそういうことも全然ございませんものですから、このまま引き続き契約、いわゆる借地してお借りすると。ひいては、市としては購入したいということを考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） すると今、そのまま借りるという人のところは今の単価を上げるとかそういうことはないんですね。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再々質問にお答えします。

実は、市のほうでは産業課だけではなく、ほかの課についても借地として借りておるところが随分ございます。例えば公民館の駐車場とかグラウンドとかがございまして、そういう関係もございますので、もし値上げする場合については、一律全体を考えていかなければなりませんものですから、今回はそういう点で上げさせていただかないということになります。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） よくわかりました。

それでは次に参ります。議第24号 平成27年度山県市一般会計予算、資料5—2、ページ23、商工費の香り会館管理費について、今年度1,292万4,000円増額の内容をお聞か

してください。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

まず、前年度欄にございます平成26年度の支出予算1,039万9,000円の内訳ですけれども、ファイントラップの維持管理に係る委託料が16万9,000円、これは油で汚れた厨房の清掃費になります。そして、施設の修繕費15万円と指定管理料1,000万8,000円が内訳となっております。

本年度欄にあります平成27年度の支出予算2,332万3,000円については、大きく分けて2つに分かれます。

1つとしては、地域おこし協力隊による活動経費として、800万円計上してあります。

内訳としては、地域おこし協力隊員に対する報酬と社会保険料が459万8,000円、活動費としての消耗品費、備品購入費と広告掲載料等が226万2,000円、地域おこし協力隊員の住居に係る経費として114万円で、合計しますと800万円になります。

2つ目には、香り会館、ハーブレンド、ハーブ園を維持管理するための経費として、1,532万3,000円計上してあります。

内訳としては、日々雇用職員の雇用に係る経費が788万6,000円、ハーブレンドの賄い材料費が320万円、光熱水費が264万円、施設維持管理委託料と施設修繕費等で159万7,000円で、合計しますと1,532万3,000円になります。

御質問の平成27年度の1,292万4,000円の増額は、香り会館を地域活性の拠点としてにぎわいのある施設として活用する目的は変わりませんが、平成26年度は指定管理による管理、平成27年度は市の直営による管理となり、比較は難しいのですが、施設の管理方法が変わることによって生じた差額と言えます。

しかし、指定管理による管理であった平成26年度は、香り会館を運営したことによる市への収入はありませんでした。平成27年度からはハーブレンドの運営に係る収入として市への収入を約850万円と見込んでいること、地域おこし協力隊員に係る経費は、特別交付金の対象となることから、一般財源で支出する額は約690万円となり、市への収入がなかった平成26年度と比べますと、香り会館に係る経費の節減が図られていると考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） よくわかりました。

今度、市が経営するということになりますが、またいろんなPRをして香り会館を活

性化させるような努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

同じく、24号の27年度一般会計予算の資料5—2、ページは24です。土木費、公園設置工事、仮称ですが福祉健康広場整備、椿野の、500万とありますが、具体的な内容をお聞かせください。建設課長、お願いします。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

（仮称）福祉健康広場に係る27年度における工事の内容でございますが、まず、平成26年度におきましても工事費用を見込んでおりまして、今現在、整備のほうを進めております。

内容につきましては、芝生広場等でグラウンドゴルフなどの軽スポーツが利用できるような形として、馬術競技場として整備された箇所の一部の芝生化を進めております。

27年度におきましても、引き続き馬術競技場として整備された部分の芝張りを主とした整備ということで、今、考えております。また、芝の生育状況を考慮いたしまして、水道、トイレ等についても設置ということで対応したいと考えております。

今後、利用に向けた整備を進めていきたいとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 今、今後整備を進めていくということでお答えがありましたが、来年度以降、どの程度までやっていけるのかという、これで終わりなのか、あとはどうなるかという、どの程度まで整備をされるのかお聞かせください。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 再質問にお答えいたします。

この公園整備事業は継続的な事業として進める必要がございますので、今後、状況等も見据えながら、整備のほうを進めさせていただきたいと考えております。

○10番（武藤孝成君） ありがとうございます。

○議長（杉山正樹君） 武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、通告書に沿いながら数点お尋ねをいたします。

まず、第1は第19号、条例の一部を改正する条例、資料1のページ67、先ほどの質問と連動しているかもしれませんが、5万4,000円ですか、を7万5,600円に改める件につ

いて、使用料の基準額等について、私、ちょっと知らないんですがございますけれども、その額。それから、これ多少連動しておるのかなと思って聞いておりましたけれども、土地価格と賃借料の額について御説明を産業課長にお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

てんこもり農産物直売所の立地する土地を取得することに伴い、てんこもりの使用料についても見直しを行いました。これは、本市が許可を出しております有限会社天湖森いじらの代表者の方とも相談をさせていただきました。

土地の価格につきましては、武藤議員の質疑で答弁しましたとおり1,134万1,607円でございます。

使用料の算出方法については、初めに土地の購入価格に、山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条の規定により、使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額、土地を貸した場合の価格になりますけれども、その額は34万円になります。

次に、現在のてんこもりの年間使用料から、今回購入する土地の借地料を差し引いた額を求めました。その額は49万3,400円になります。

差し引いた理由としましては、現在のてんこもりの使用料を算出するに当たり、今回購入する土地の借地料も加味して算出されていることから、今回改めて、てんこもりの使用料を算出する際には、今回購入する土地の借地料を差し引きさせていただきました。

次に、さきに求めた34万円に49万3,400円を足し、土地購入後のてんこもり農産物直売所の年間使用料を出し、12カ月で除した額、月額7万5,600円とさせていただいたのが、この額になりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、次の質問に移ります。

補正予算関係で、資料4、ページ17、地方創生地方版総合戦略策定業務委託料800万円。

まず、1点目はまち・ひと・しごと創生会議との関連性があるのかないのか。それから、800万円を査定してきたその方法と委託先はどこですか。お尋ねを企画財政課長にお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

地方版総合戦略の策定に当たりましては、この、まち・ひと・しごと創生会議にて御審議いただく予定でございまして、逆に言いますと、この、まち・ひと・しごと創生会

議は、地方版の総合戦略の審議が主任務と考えてもおります。

策定委託料800万円でございますが、本年度の国の補正予算の、いわゆる地方創生交付金の地方創生先行型におきましては、この地方版総合戦略の策定に係る交付限度額が1,000万円とされております。そこで、この策定委託料800万円についてでございますが、端的に申し上げますと、会議委員の報酬ですとか開催経費等を200万円と見込みまして、その差額を策定委託料の予算額としたところでございます。

委託先につきましては、この800万円を限度額としてプロポーザルコンペ方式により決定したいと考えており、現時点では決定いたしてはおりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それについては、ぜひ国のお金とはいうものの、コンサルタント任せにならないように知恵をしっかりと絞って、お願いをしたいと要望をしておきます。

次に、3番目の質問は先ほどとダブりますので省きます。

一般会計予算につきましてお尋ねをいたします。資料5—2、ページ1、当初予算の概要を見させていただきますと、予算総額は1.41%の伸び率になっております。一般会計はマイナス0.55%ということになっております。ずっと調べますと、特別会計及び企業会計の伸び率が非常に高いんですね。過去3年間を、私、きちんと割り出しておりますけれども、7億とか総額が9億とかね、それで一般会計を見ますと1億2,000万円ぐらいになっていますけど、これはこの地方創生の根幹にかかわる持続可能性な社会をつくっていく上で、これは圧縮しているように私には思えるんですけれども、そういうことはないので、その理由について説明を企画財政課長に求めます。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをいたします。

まず、特別会計、企業会計につきましては、公共下水道の工事の関係が多分に影響をしております。

他方、一般会計につきましては、金額的には減少しておりますが、消極的に見えるかもしれません。この要因としまして、1つには4月の市長選挙に配慮したという関係もあるかもしれませんが、基本的には来年度を起点とします地方版総合戦略について、来年度早々に検討していく予定でございまして、現時点では白紙に近い状態であるということも関係しております。そのため、こうしたものにつきましては、来年度の補正予算において、随時追加をお願いしていくことになるものかと考えております。

また、近年、不測の事態に備えまして、先ほどの土木費でもそうでしたが、歳出予算

額を多目に確保していたという関係もございまして、決算額との間に乖離を生じがちでありまして、来年度当初予算におきましては、より現実的な額の予算額を目指してもいるため、具体的な数値は申し上げられませんけれども、実質的には、消極的な予算とはなっていないものと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） この件については、一般質問のほうへ譲りまして、次の質問に移ります。

資料5の35ページ、この258万2,000円の自治基本条例策定、これ、制定予定はいつになっていますかということと、149万4,000円というのは前年と同額ですが、こんなに要るのかどうか、多額ではないかと私は思いますけれども、どうでしょうかということと、あわせて、都市宣言普及補助費100万円と、これ、258万2,000円の中に入っておりますけれども、5の4の資料のページ22をきちんと読ませていただきましたけれども、よくわからないんですね、内容的に。御説明をお願いします。企画財政課長にお願いをします。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、条例制定の時期につきましては、自治基本条例策定委員会において、基本的には期限を設けることなく御審議いただいております。ただ、最近になりましてから、事務局である私どものほうからは目標としまして、来年度の、1年後になりますが、第1回定例会へ上程したいということを明言してもございまして、それを踏まえて御審議いただいているところでございます。

そのために当該委員の報酬も平成26年度と同様、月1回の開催を予定し、平成26年度との同額を予算計上させていただいております。本条例につきましては、例えば私ども職員が原案をつくれれば、実質的には経費なし、職員人件費を除いて、経費なしでつくすることもできますが、より市民感覚を取り入れた条例案を目指し、市民等による手づくりの条例案づくりを目指しており、必要な予算額と考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、都市宣言普及活動補助金についてでございますが、「水と緑を大切に 活力ある山県市」という都市宣言を、昨年度の第3回定例会において議決いただきました。

その後、合併10周年の式典でのお披露目を皮切りにしまして、マスコミへのプレスですとか、市の広報・ホームページで周知するとともに、市役所の前の塔のほうに宣言文を表示したところでもございます。

しかし、認知度はいまいち低い上、宣言だけで終わってはいけないとの思いもありま

して、こうした周知度と市民意識を高めるための手法として、学識経験者とも相談の上、来年度、初めて実施しようとするものでございます。

具体的な詳細内容を詰め切ってはおりませんが、都市宣言の理念に沿った市民活動に対し、定額かもしくは8割補助といった感じで上限を20万円とし、それに基づいて公募をしまして、交付を決定してまいりたいと考えております。

こういった詳細につきましては、都市宣言内容を検討していただいた自治基本条例策定委員会での御意見等も伺いながら、最終的には詳細を決定してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ただいまの答弁で要求しておきますけれども、もうそれは市民感覚とか手づくりとか、条例がよくなる内容になれば、それはいいんですけど、私たちの基本条例の例を見てもらっても、ゼロ円で手づくりでも十分できるわけでございますので、何でも委託せないかんという感覚は僕はやめてほしいと思います、できる限り。そうして自分たちで知恵を出しながら市民に訴えて制定しようという、そういう意識だったらそういうふうにして、そんなにお金は要らないのではないかと。これ、300万円近く使うわけでしょ。来年度と言われましたけど、その次の年度でしょ、目標年度は。そういうことを要望しておきますね。

それから、緑の都市宣言も認知度が低いという答弁ですけれども、こういうことをやっておっても認知度は上がってきませんよ。例えば、バイオマスの現在、実質やっているとところを見てきて、それを何とかしようとか、そういう緑と水の重要性について実際に体験しながら高めていくというような手法でやらないと、私はお金を使うだけと、こういう厳しい財政の中でそういう感覚を私は持ってほしいと思います。要望しておきます。

次に、これも一般会計のほうでございしますが、資料5の44ページ、ほかもありますけど、委託料980万円、公共施設等総合管理計画策定業務委託、内容と委託先と額の算定方法、簡単で結構ですから、総務課長、お願いします。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

今回、国からの要請に基づき実施をいたします公共施設総合管理計画の業務内容でございしますが、平成26年4月に総務省より公共施設等総合管理計画の策定指針が示されましたので、基本的にはその指針に沿って取り組むものとなっております。

まず、対象となる施設ですが、既に平成25年度から本市で取り組んでおります公共施設の見直し指針の取り組みにおいて対象外としておりました、学校施設、道路、橋梁、上下水道施設なども含めまして、全ての公共施設と公共インフラを対象としております。

また、現時点で予定しております業務内容でございますが、まず、本市におけます人口推移に関する今後の見通しの把握と分析を実施いたします。

次に、公共施設等の現況把握、床面積や延長などの総量把握、施設ごとの維持管理コストの把握とその将来予測、及び年次別整備状況の整理といった現状の把握と整理、各施設の状況をデータベースとして取りまとめることを行います。

さらには、現状を踏まえた課題の洗い出しや公共施設の適正規模の検討、これらを踏まえた点検・診断、維持管理・修繕・更新等の実施方針を定める公共施設等の管理に関する基本方針の作成及び計画の推進、改定に当たってのフォローアップ方法などの整理でございます。

業務の実施に当たっては、コンサルタント会社へ業務委託を予定しており、事業者は現時点では公募型プロポーザル方式により選定を行ってまいりたいと考えております。

最後に委託料の算出方法でございますが、予算編成に当たりまして、複数のコンサルタント会社から見積もりを徴収し、その見積もり額を参考にいたしまして、私どもで積算をした事業費となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 次の質問に移ります。

資料5、ページ49、交通安全対策のカーブミラー設置工事でございますが、83万7,000円、これは新設していく場合に徐々に凍結防止のミラーをとという説明が以前ございましたが、そういったものも見込んだ額でしょうか。お尋ねを企画財政課長に求めます。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

前にも御答弁しましたように、凍結防止のカーブミラーが望ましいとは考えておりますが、予算がかなり高くつきます。それを踏まえまして、来年度の凍結防止のカーブミラーにつきましては、とりあえずこの工事費じゃなしに、その前ページの下から2段目に原材料費というのがございますが、こちらのほうでは凍結防止のカーブミラーを買うもので予算化をしております。御質問のカーブミラー設置工事の83万7,000円につきましては、現段階では非凍結防止のものを12基分想定した予算額となっております。

なお、上側の原材料費は4基分でございますが、この下の83万7,000円の工事請負費に

つきましても、地元要望状況等を鑑みながら、なるべく凍結防止のものを設置できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これ、本当に危険なんです。現場に立ってみられるとよくわかりますけれども。私は4年間、毎朝定期の日に朝立って、子供たちを送っていますけど、全く、ことし12月から3月、ようやくちょっと見えるようになりましたけれども、全然見えない。それで、車をこうやって誘導してやってようやく。起こらないのが不思議なぐらいです。

ぜひ、新設を待たないでできるだけそういうものをふやしていくと。これ、議員の一般質問もあったんですよ、ほかの議員さんから。私は安心・安全のまちづくりの基本にもなっていくと思っておりますので、ぜひそういったことを認識していただいて、自分もそういうところに立てば、ああ、これは危ないなと、市民の本当の願いでございますので、ぜひ予算化のほうもお願いして、質問を終わらせていただきます。

次の質問。ページ52、以下ちょっとありますけど、自主運行バス公共交通地域協働推進事業の270万円、委託先と内容をちょっと教えていただけませんかということと、市公共交通会議の負担金が166万8,000円になっておりますけど、昨年より48万増加しておりますけれども、この理由、根拠があれば教えてほしいと思います。企画財政課長に説明を求めます。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをさせていただきます。

公共交通につきましては、少しでも国庫補助金を活用していこうと考えているのですが、地域公共交通活性化再生法というものの改正法が昨年5月に成立し、昨年11月から施行されているなど、国の法律がどんどん変わってきておりまして、大変わかりにくくなってきております。

まず、市公共交通会議負担金につきましては、バス利用促進のため、市公共交通会議により公共交通ガイドブックを更新、印刷するための経費のほか、交通結節点の検討等に関する負担金としまして、166万8,000円を予算化いたしております。これは、法律改正後の新制度による国の重点支援を受けるため、新たに市公共交通網形成計画というものの策定等を視野に入れておりまして、増額になっているものでございます。

なお、市公共交通会議で、同計画策定のための国による調査事業補助金を申請する予定でございまして、もし採択されましたら、まずは公共交通網形成計画を年度内には完

成させ、次年度以降、年度内というのは27年度になりますが、次年度以降に国の重点的支援を受けられるようにしてまいりたいと考えております。

他方、公共交通地域協働推進事業委託料270万円につきましては、利用促進のための地域バス調整会議、学校等でのモビリティマネジメント、学校での子供さんが利用するバスの説明です、そういったモビリティマネジメントですとか、国への補助申請や公共交通会議における技術的な資料作成成分を予定いたしております。

なお、前年度は国庫補助金を活用し、この一部は公共交通会議にて実施し、負担金の支出としておりましたが、同様の補助制度を活用するためには、新たに、公共交通網形成計画を策定しなければならなくなりまして、今般は、市単独で予算化しているところでございます。

なお、委託先につきましては、基本的にはプロポーザルコンペ方式により決定したいと考えておりますが、先ほど申し上げました公共交通網形成計画のための国による調査事業補助金が、市公共交通会議に交付されてくることになった場合には、当該事業についてのプロポーザルコンペを公共交通会議で実施し、こちらの契約につきましては、そことの随意契約になるものと考えております。

前年度予算とは、項目の入れかえ等もありまして、大変、複雑でわかりにくくなっておりますが、法律改正のためにややこしくなっているものであり、本市としましては、国庫補助を有効に活用したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） じゃ、次の質問に移らせていただきます。

資料5の116ページでございます。野生鳥獣の被害対策が委託料1,988万7,000円、昨年度の有害鳥獣被害防止助成金は当初予算でいうと900万円、この助成金が委託料になっていきます。その理由はなんですかということと、それからこの1,988万7,000円ですね、鳥獣捕獲の総額とその他の額で結構です、細かいことは要りませんので、積算の内訳と根拠はそういうふうにして説明をいただければ結構です。できるだけ簡潔に説明してください。産業課長に説明を求めます。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 上野議員には、本市の有害鳥獣対策につきまして格別の御指導を賜っており、厚く御礼申し上げます。

御指導いただいた、国の費用で設置できます侵入防止柵も昨年度と本年度で市内に約20キロメートル設置することができました。また、猟友会に緊急捕獲業務をお願いしたこともありまして、本年の捕獲数ですが、平成27年1月末現在ですが、猿が71頭、イノ

シシが352頭、ニホンジカが331頭、カラスが530羽と例年になく大きく伸びております。

それでは、御質問にお答えします。

野生鳥獣の捕獲は市が実施する捕獲団体が主となっています。実施主体は市ですが、実際に捕獲に従事していただくのは狩猟免許を所持している市の猟友会員で、その選任や安全指導なども市猟友会で行っていただいております。しかし、本市の野生鳥獣被害防止助成金交付要綱などから見ますと、野生鳥獣の捕獲は猟友会員が個々で実施しているものと皆さんに解釈されていると考えられます。平成27年度に市と猟友会とで捕獲業務と捕獲業務の実施に要する事務費や研修費等の経費の委託契約を結ぶことで、野生鳥獣の捕獲における猟友会の役割を明確にし、現在実施していただいている安全指導や講習会に係る経費や事務費などの支払いも明確にしようとするものです。

なお、近隣の市では岐阜市や本巣市さんが委託契約にて行っておられます。また、市へ提出する煩雑な捕獲報奨金の申請も猟友会事務局がまとめて行うことになるため、猟友会員の負担も軽減され、市の事務量も大幅に削減できるものと考えます。

次に、委託料の積算の内訳と根拠ですが、2つありまして、1つは捕獲された方へ支払う野生鳥獣捕獲報奨金です。捕獲単価は今までと同じで、変更になっておりません。ここ5年間の野生鳥獣の捕獲数や最近の捕獲状況を考慮し、捕獲数を算出し、捕獲奨励金を出しております。ちなみにイノシシが250頭で375万円、カラスが600羽で120万円、猿が100頭で250万円、ニホンジカが300頭で750万円、ハクビシンが45頭で22万5,000円、アライグマが30頭で15万円、ヌートリアが25頭で5万円、熊が2頭で4万円になります。合計しますと1,541万5,000円になります。平成26年度当初予算が900万円でしたので、641万5,000円の増額を見ております。

もう一つは、猟友会にて行っていただく捕獲業務の実施に要する事務費や研修費の経費として、捕獲奨励金の10%に当たる154万1,500円を手数料等として支払うものです。猟友会に年間に必要となる費用を積算していただきました。銃やわなの安全講習費として約48万円、事務局員の人件費として約84万円、猟友会員全員の保険代8万円、通信費や消耗品代などの事務費約10万円で合計150万円とのことです。

なお、平成27年度から委託契約しましても、市と猟友会は今までと同じく互いに連携をとってまいります。また、適宜、指導監査などもしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今の説明で私は報奨金の641万円程度の増については適切だと思っています。これはやっぱり非常に被害がふえてきておりますし、増加してきております

ので、その点についてはきちんと実績に基づきながら予算化されていると思います。

それから、委託を近隣でやっておるとかという説明がありましたけど、それでは理由にならない、はっきり言って。私は10%ということに非常にひっかかります。今の説明で、その他のほうの費用が非常に問題。これは皆さんも聞いておっていただければわかりますけど、23年度は640万円、それから24年度は706万円、25年度は920万円、26年度は1,038万円かな、捕獲した額に対してですよ。それで、事務的な補助費の額はたしか30万か33万出しておるわけで、別途でね。それで運営の補助をしていたわけです。

それでは困るので、10%ということで、ことしの上がった1,541万5,000円で10%という積算は極めてアバウト。それから向こうの言いなり、私に言わせたら。

なぜ、こんなことを言うかということ、2年前に、とった捕獲量の10%を猟友会に納めて、その分差し引いて渡すという案を総会で決めて、そして動き出したら、私たちの地域の人が猛反対した。それで私は事情を聞きましたら、内規にも反しておる、個人から個人へ、個人というのは市長から個人宛てのものから10%引いてやるなんてことは、もう規約に反しておるので、当時、私のところにこんな書類を持ってきました。40分ぐらい一方的にしゃべって。私は全部書類も見ましたが、この10%というのはそこから出てきておるんですよ。

これはきちんと精査して、そうしてやるんだったらいいですよ。実績も必要ですよ、これ、はっきり言って。どうでしょうか皆さん、委託にするんですもん。私は委託で続いてきたことについてやったら問題になりませんが、助成を委託にするわけですから。そうすると、その事務費や何かはきちんとしたものじゃないといけないんじゃないですか。この1,541万5,000円を基準にして10%ということは、下がったら下がるんやし、上がったら、来年度2,000万になったら200万になるということですよ。こんなこと一般的に認められますかということ、まず。それをまず指摘しますね。

それから、もう一点はこれ大問題ですけどね、委託にするということが既に情報で漏れてしまっている。そうして、その委託になった方法でやっておるわけですよ。私はこれ、非常に問題。何で、議会で議決してからじゃないとそんなことはできないわけでしょう。どうでしょうか。これはある人が動いたからですよ。名前は言いませんけど。言うとか、また新聞に書き込まれると大変ですから。しかし、ちゃんと私は根拠も持っていますよ。いいかげんなことを言っておるわけではないですよ。そうして、委託にしたという前提でもって既に文書まで出ておるわけですから。これ、議会軽視、議員軽視も甚だしいですよ、こんなことは。議決してからやったら、私、いいと思いますよ。

だから、私はこの委員会、産業の常任委員ではございませんので、この場できちんと

言っていないといけませんので、きちんとやっぱり資料も提示して、なぜ根拠が、この10%になって154万かなんかのあれになっておるのかということをやったりきちんとしなければいけない。そうして、本当にそれを預けて、国の補助金絡みもありますよ、これ、昨年の6月に改定されていますのでね。私、かなり勉強しています、この件については。そして、何にどれだけ使われているかということも全部わかっていますので申し上げるんですけど、やっぱり資料をきちんと提示して、本当にそれが実質的に必要経費であって、確かにやってもらえるということがあれば、それは常任委員会で審議していただいて、資料も提出していただいてやればいいんですけど、今のままいったら絶対こういうことをやってはいけないと思います、私は。

慎重に、まだ、あしたまで時間はありますから、徹夜してでもやって、本当に精査して、大丈夫なのか。こんな動くような予算を、動くじゃないですか、その年ごとに、10%ということは。極めて説明がしにくい。私たちは議会、説明する責任がありますから、市民に対して、例えば基本条例が通れば説明しますけど、これ、説明しますよ、こんなもの。助成が委託が変わるときは物すごい大事なんです。私は監査をやっていますからよくわかりますけど、何でこれを変えたの、その裏づけは何ということは追及されなきゃいけないわけですよ。だから、これについては非常に不信感を持っていますので、資料はきちんと提出して審議をお願いしておきます。議長、よろしく御配慮ください。

○議長（杉山正樹君） はい。

○4番（上野欣也君） 次に、同じく一般会計の資料5の128ページ、これは申しわけありません、私も勉強不足です。だから、建設課長さんには失礼かと思いましたが、よくわからないのでお願いをします。

事業負担金の額が昨年と非常に違っておりますが、2,785万円ですか、昨年度は870万円となっています。この内容、理由についてですね。それから、これ自治会要望に関連しておる場合の話ですけど、関連してなかったらいいです、要望数と採用数についてお願いをします。建設課長にお願いをします。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

前後いたしますが、まず、自治会要望の件数をまず御報告させていただきたいと思います。

平成27年度実施予定ということで、自治会より御要望をいただきました件数は、総件数568件ございました。うち、建設課に関する部分が378件、建設課以外の課に関するもの、例えば防犯灯の設置等でございますが、その要望が77件でございます。あと、国県

道、1級河川等のいわゆる岐阜県への御要望が113件ございました。

その中でございますが、27年度の事業として、市として予算化をさせていただきました箇所数につきましては、道路工事が31、河川工事が4、そして、工事等を進めるに当たっての官民境界及び設計等に関する業務委託が5件ございます。

その中で、27年度要望の中でございますが、小規模な修繕や舗装工事につきましては平成26年度内において対応するという事で、現在、2月末時点で117件ほど施工のほうをさせていただいております。

それでは、道路改良の県単事業負担金について御説明のほうをさせていただきますが、この負担金ではございますが、岐阜県が県の単独事業として道路改良事業を行うものにつきまして、受益者としての立場でございますが、本市内で行われる県単事業に対しまして事業費の一部、通常10%でございますが、これについて市のほうが負担するものでございます。

年度内に執行される県単独事業に基づいて負担金額が設定されるということでございますので、来年度の当該負担金の額につきましては、事業主体である岐阜県のほうへ来年度の実施予定事業及び事業費についてお問い合わせをさせていただいた上で予算化ということでございますので、例年、単年度ごとに事業費に応じて額のほうが変化するというものでございます。

ちなみに、来年度の県単独事業、現時点の中で県のほうが予定されている事業と事業費でございますが、まず、国道256号高富バイパス工事といたしまして、東海環状のインターチェンジ建設工事の進捗に合わせて事業のほうが進むということで、北側の山林部分の切り土、開削工事等を早期に実施するという事で、事業費が4億3,000万円見込まれております。そのうち、県単事業分が2分の1の2億1,500万ということになっております。この関係が27年度の事業費が増額となった大きな要因でございます。

続いて、国道418号につきましては、富永地内のバイパス工事がございまして、工事費、調査設計、用地補償ということで6,500万円が見込まれております。うち、その2分の1の3,250万円が県単分ということで負担金の対象となっております。そのほか、国道418号につきましては、葛原地内における待避所の設置工事に調査設計及び用地補償ということで1,200万円、水棚地内の改良工事に係る用地補償ということで500万円が県単事業として予定されております。

また、梅原、七日市地内の主要地方道の岐阜・美山線の事業でございますが、用地補償費として1,400万円が見込まれておりまして、平成27年度に予定されている県単独事業の総額といたしましては2億7,850万円でございますが、その10%の2,785万円を必要と

ということで、今回、27年度の県単事業負担金として計上させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

では、資料5の183ページ、退職者が24名、新規採用は13名、職員数、本年286ですか、前年度297に対して常勤数がマイナス11。これは仕事の内容からいって、非常勤で補っていくのか、いかないのかということ。それで、人数が減って給与の総額も落ちていますよということでございますけど、3年間では義務的経費の中で人件費の占める割合というのは37%、37%、38%と横ばいで金額的には増加しているわけですね、836万ほど。その辺のことを含めながら、これ、どういうふうにされていくのか、マイナスの11ね。それについてお尋ねをいたします。総務課長かな、企画財政課長かな、ちょっとわかりませんが。総務課長、お願いします。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

まず、一般会計の給与費明細書に計上しております職員数でございますが、御指摘のとおり本年度の当初予算と比較をいたしましてマイナスの11人となっております。全会計の合計ではマイナス9人となります。

これは、平成26年度から実施をいたしました再任用職員を含んでいないことから、大幅な減少となっております。この再任用職員は、定数外の扱いとなる短時間勤務労働職員であるため、給与費明細書には計上をいたしておりません。

そこで、全ての会計において、再任用職員を含めました職員数で比較した結果を申し上げますと、平成26年度当初予算における職員数は315人ございました。から、再任用職員が2名ふえまして317人となります。一方、平成27年度当初予算では306人から同じく再任用職員が9名ふえまして、315人となります。その結果、総数ではマイナスの2名ということになり、全会計における予算、人件費総額では、マイナスの299万3,000円となります。

この再任用職員は非常勤職員ではありませんが、雇用と年金の接続や現役職員と遜色ない職務の遂行と、あわせて若手職員へこれまでの経験で得たノウハウの継承などを通じた人材育成を期待いたしまして、今後も制度運用をしてまいりたいと考えております。

なお、日々雇用を行う臨時職員についても、一般事務、保育士等の職員不足の解消や新たに発生をいたします臨時的な業務への対応といたしまして、適宜雇用をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

内容を変えまして、最後ですけど、議第33号 第2次山口市総合計画基本構想について、3点、ずっと読ませていただいて疑問に思いましたし、不明なところがありますので、企画財政課長に説明を求めます。

まず、1点目は国の地方創生戦略、そういったものの取り込みは何も記述がないわけですけど、そういったものはどういうふうにされておるのかどうかということ。

2点目、定住人口と活動人口と交流人口が非常に並列的に記述されておりますけど、私は、基本軸は定住人口にあるというふうに思っております。これが基本にならないと持続性可能な社会を有するということに非常に問題がありますので、その辺をどういうふうに考えているのか。あわせて、推定人口維持が難しい状況の中で5%増の目標数値を上げていますけど、戦略的にこれは可能かどうか。私の一般質問とも非常に関連しますので、この辺をきちんとお聞きしたいと思っております。総合計画ではもう既に3万人の予測が既に大きく割り込んでおりますよね。この2月時点でも2万8,626人かになっていきますけど、その辺のことは大丈夫かということをお尋ねします。

3点目、施策の大綱、30ページ、読んでみてください、皆さん。文言を、この順番を並べかえたり、そのままですよ。それで大丈夫なんですかね。私は非常にそれを読んでおって、これが向こう10年のあれになっていくのかなと。これに基づいてまた動いていくわけですから、私はこれが真剣に審議されているのかなと思いますけど、十分な検討がなされた結果かどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをいたします。

まず、今般上程させていただいております第2次山口市総合計画基本構想案について、まず、国が昨年末に閣議決定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に関しましては、その基本理念については意識しながら、本基本構想案を策定いたしております。

他方、国が求めています地方版の総合戦略につきましては、今般、補正予算化をお願いしておりますように、来年度のなるべく早い段階で策定したいと考えておまして、この国が求めています地方版総合戦略につきましては、イメージ的には、逆に、今年度中に策定しております総合計画の基本計画から抜き出すようなことを想定いたしております。

すなわち、総合計画は、総合的な振興・発展等を目的とした施策を網羅したものであ

るのに対し、地方版総合戦略につきましては、人口減少克服と地方創生を目的に特化したものというような位置づけにしていまいりたいと考えております。

次に、定住人口、活動人口、交流人口につきましては、議員御発言のように、私も定住人口が基本軸と考えております。そこで、推計人口に対し、5%増の目標数値への戦略を描けているかということでございますが、申しわけありません、現時点では、具体的・客観的な根拠を持ってはおりません。

ところで、来年度のなるべく早い段階での策定を予定している地方版の総合戦略に合わせまして、地方人口ビジョンというものも策定しなければならないと考えております。このビジョンにおきましては、より客観的な数値を明記、特に人口関係で客観的な数値を明記する必要があるございますので、総合計画の設定する定住人口の根拠をこれで明確にしていまいりたいと考えております。また、これをもとにした地方版総合戦略において、その戦略もより明確にしていまいりたいと考えております。

次に、施策の大綱につきましては、基本的には、第1次の総合計画をあえて踏襲しているようにしているところでございます。実は、私どもの課におきましては、アンケート結果のポートフォリオ分析等に基づきまして、ゼロベースでコンテンツをつくりかえようとしたこともございます。

しかし、10年前と比べまして、社会情勢の変動等はありませんでしたが、基本的な理念等については変わっていないのではないかと考えられます。そこで、あえてコンテンツを同じにした方が、継続性が明瞭となり、市民の方々にもわかりがよいのではないかとこの考え方により、用語ですとか順序等若干変更はさせていただいておるものの、基本的には、ほぼ前計画を踏襲している結果でございます。

決して、安直に踏襲したものではございませんので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これで終わりますけど、私は今の計画、コンサルタント任せにしないで、優秀な方もいらっしゃるんで、やっぱりその、中で、グローバルなことはコンサルタントでいいんですけど、ローカルなことはみんなの知恵でやっぱり出してって、基本構想の中でも、これは俺たちがつくったというやつを明示しながら、実際に基本的な計画を立てるように努力をぜひお願いして、質問を終わります。

○議長（杉山正樹君） 上野欣也君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計11時35分より再開したいと思いますのでお願いいたします。

午前11時19分休憩

午前11時35分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位4番、影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、ちょっと議長のお許しを得ましたので、5点ほどお伺いをいたします。

まず、1問、資料4です。予算書の17ページです。これの真ん中ぐらいですが、先ほど地方版の総合戦略のあれはお聞きしましたので、これは飛ばしまして、次の女性就職支援事業業務委託料500万円、この内容と協議会を策定してどのような構成になっているか。これを企画財政課長にお伺いします。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

地方版総合戦略は飛ばしてとおっしゃられたんですが、一応補完的に御説明申し上げますと、地方版の総合戦略策定業務委託料につきまして、特に委託先業者に期待するのは3つほどございまして、1つは、国から提供されますビッグデータを活用した地域経済分析システムによりまして、本市における新たな視点での戦略の模索というのが1つです。2つ目がKPIと言われます重要業績評価指標の設定でございまして。そして、3つ目は人口ビジョンの策定支援というものがございまして、補完的にちょっと御説明申し上げます。

次に、女性就職支援事業委託料の内容についてでございますが、本市には眠れるポテンシャルを持った女性の方がおられまして、そうした方々の活躍を期すとともに、中小企業等において苦慮しておられる労働力確保を図ろうとするものでございまして、端的に申し上げますと、そうした需要同士のマッチングということでございます。

委託先はプロポーザルコンペ方式により、より魅力的で効果の高い提案をしていただいたところへ委託することとしまして、具体的な方法は現段階では余りこだわることなく、自由な発想のもとでの提案を期すものでもございます。

プレミアム振興券協議会の構成につきましては、基本的には、市民利便性と効率性、安全性等の実務を中心に考えて構成してまいりたいと考えております。

現段階で具体的な案を持ち合わせてはおりませんが、例えば、商工会、地元金融機関、農協、郵便局、福祉施設と市役所あたりを予定しております。

また、消費喚起効果を測定等する上でのアドバイザーとして、大学教員にも入ってい

ただきたいとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） よくわかりました。

それでは2問目に入ります。同じく資料ナンバー4の24ページ、この一番上のほうですが、これは産業課長ですか、お伺いします。

コンシェルジュという業務委託、この400万円があるんですが、これはどのようなことを行うのか、ちょっと内容をお願いします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 緑のコンシェルジュ事業の御質問にお答えします。

まず、言葉の意味でございますが、緑は農産物を意味し、コンシェルジュはフランス語で集合住宅の管理人という意味でございます。現在では解釈を広げ、ホテルの宿泊客の要望、案内に総合的に対応するよろず承り係の職種を示す意味でございます。皆様の要望に応じた農産物を生産販売していきたいと考え、事業名を緑のコンシェルジュ事業としました。

現在、本市においても、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く課題は多くあります。そこで、売れる野菜づくり、付加価値のある高機能野菜の栽培をしていただき、農産物の販売を通じて農業への魅力を検証したいと考えております。

効果的な告知によって、市内の公共スペース、例えば、香りドームなどを利用して月1回の朝市を開催し、顧客ニーズの把握を行ったり、農業技術をマスターするための講習会の開催などを民間企業に委託して行うものです。

この事業の効果としては、市内の農産物直売所の出荷者の増や、新たな農業組織の育成と多品目の野菜栽培ができるものと期待しております。

具体的には、6月より翌年の2月までの間に9回の朝市の開催を計画しております。

委託料は、運営費と販売備品、イベント設営、研修バス借り上げ費用として、約250万円、農業指導、飲食店との共同開発、出店謝金等で約80万円、宣伝広告費用として約70万円の合計400万円を計上しております。

なお、財源としましては、地方創生先行型の交付金を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ありがとうございます。よくわかりました。

それでは、3問目。同じく資料4の25ページ、これの一番下のところにあります道路

新設改良費のところの田栗・瀬見線の道路舗装工事1,000万円ですか、この公有財産購入費2,490万円の減額となった内容、それとこの公有財産の購入、場所は瀬見峡でわかるんですが、単価購入のできない理由ですね、それをお願いします、建設課長。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市道田栗・瀬見線の舗装工事が減額となった内容でございますが、当該路線につきましては平成24年度から継続的に舗装工事を実施しております。本年度につきましては防災安全社会資本整備交付金事業として施工するべく、他路線の舗装事業などとともに事業要望を行っていたわけでございますが、本年度事業要望額として申請した当該交付金に対しての交付率が低かったことにより、本年度については、単年度に完了する事業で、かつ利用頻度の高い市道水晶線、これにつきましては舗装工事を優先して実施させていただきましたので、当該事業費、田栗・瀬見線につきましては本年度の施工とせず、そのことによりまして1,000万円が減額となったものでございます。

なお、当該この路線につきましては、平成27年度に施工するということで、引き続き交付金事業として、平成27年度予算として計上させていただいております。

2点目の道路新設改良費の公有財産購入に係る2,490万円の減額の内容でございますが、この公有財産購入費、市道の用地買収でございますが、浄化センター北にございます、現在施工中でございます市道13091号線、この道路改良事業に伴いまして、本年度、浄化センターの用地の一部を用地として買収する費用でございます、この金額について減額としてお願いをするものでございます。

その理由でございますが、用地取得に係る用地単価が当初の単価より低い金額となったことによるものでございまして、その詳細でございますが、本市の用地取得に係る単価の設定につきましては、同様に岐阜県が浄化センター用地の一部を鳥羽川改修事業に伴う、三田又川の用地の関係でございますが、用地単価について本市としても採用させていただいた次第でございますが、本年度になりまして、県のほうが買収単価について見直しをかけたところ、当初の予定していた金額より低くなりました。そのことについて、面積も多うございますので、用地単価等に係る費用が減額となったということでございます。

あと、最後の単価契約ということでございますが、用地費というのはその地点等によっていろいろ金額が違うわけでございますので、単価的な購入ということは考えておりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま答弁いただきましたけれども、単価購入をできない理由というのは、どういうあれか、もう一度ちょっとお答え願いたい。

○議長（杉山正樹君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 単価購入というのは一律の単価で土地を買収するということになろうかと思いますが、路線価等の違いもございますし、地域的な要因等について、その場所場所において単価の違いがございます。そのことによって、一律の単価で購入ということは、地域的な部分においても、地域が多少変わっても単価のほうは変化するわけございますので、一律の単価での購入という。全市ということでの考え方では、それはまずできないということございまして、その事業ごとについても場所等とか立地条件等によって変化するということも考えられますので、一律の単価での購入というものは一部の部分は可能なことはあろうかとは思いますが、路線ごとにおいても変化いたしますので、一律の単価での購入というものは非常に難しいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ありがとうございます。わかりました。

それでは4問目に入ります。これは産業課長さんをお願いします。

予算書の、資料5の109ページ、農業振興費のところで、ありふれた質問かも知れませんが、有害鳥獣防止柵の促進設置助成金の支払い内容を大ざっぱでいいんですが、ちょっとお願いします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

有害鳥獣防止柵設置助成金310万円は、2つの事業から成っています。

1つは、有害鳥獣から農作物等の被害を防止するため、個人が電気柵等の防止柵を設置した場合、市単独の助成金を交付しております。助成金の額は、防止柵の材料の購入金額の3分の1以内で、最高5万円を限度としております。平成27年度は、前年度と同額の60万円を計上しました。

ちなみに、26年度ですけれども、27件の申請があり、55万8,000円の助成をさせていただきました。

もう一つですが、平成25年度から取り組んでいただいております、国の費用で設置できます侵入防止柵の総合対策交付金事業です。これは、先ほどの個人による設置ではな

く、自治会等の単位であります地域として設置をしていただきます。

柵に係る材料は、国と市の費用で購入し賄いますが、設置はボランティアによる地元の方々で行っていただく事業です。事業開始時に比べ、実施される自治会等が減少していることから、平成27年度は国が500万円、市が250万円と見込み、予算を計上させていただきました。

先ほどの、個人の60万円とこの地域で行う250万を合計したものが310万円となります。

なお、国の総合対策交付金を活用し、平成25年度からの2年間で約20キロメートルの鳥獣防止柵を設置することができました。

今後も、広報や市のホームページなどで防止柵の周知をしてまいりたいと思います。

さて、野生鳥獣の捕獲についてですが、猟友会に緊急捕獲の業務や大型の囲いわなの設置を一部していただきましたので、捕獲数についても、例年になくたくさん捕獲をしていただいております。

また、本市では若い猟友会員もふえました。また、先ほど申しましたように猟友会員の御努力によりまして、大幅に捕獲数が伸びております。

少し前になりますけども、高富地内にカラスを捕獲する大型の囲いわなを設置しましたところ、短い間に50羽も捕獲できた大型の囲いわなの成果がありました。今後は猟友会と協議、検討をし、大型の囲いわなの設置をさらに行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） いろいろ前向きでやっていただいておりますが、なぜこんな質問をしたかといいますと、今も国の費用で設置したということで、自治会とか地域を含むそんな状態のところ、先般もちょっとここに書きましたけど、三重県で国の予算を1億2,000万も受けて、すばらしい大きな総合的なおりをつくって大効果があったということが大々的に報道されていたんですが、そんなあれに向かって、またここも国のほうへ働きかけて実行していただきたいと要望しておきます。

5問目に入ります。予算書の同じく5の112ページ、先ほどもそれに関連したようなことがあったかもわかりませんが、私は私なりの観点から、このてんこもり農産物直売所用地購入費、これはたしか18年度から運営されてきたと思うんですが、なぜこの年になってから用地の購入をするのか、その購入した面積をもう一度知らしてほしい。お願いします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

てんこもりにつきましては、御質問のとおり平成18年から市のほうが許可を出しまして運営をしていただいております。なぜ今回購入するのかということは、先ほどもちょっと上野議員のときに御答弁をさせていただきましたが、2名の方から市は借地として借りております。その中の1名の方から今回、市のほうへ値上げの要望がございました。そのときに、よく登記簿の謄本を調べました結果、抵当権がついておったということで、これもこの18年の既に前に抵当権がついておりました。

それで、これはいかんというようなことで、地権者とてんこもりさんのほうも入っていただいて協議した結果、市のほうに売ってもいいという答えが返りましたので、今回市のほうが買わせていただくというようなことの運びになりました。

2名のうち、もう一人の方は先ほども申し上げましたようにそのままの借地でいいということでございますので、そのまま継続していくという形になります。

あと、購入面積につきましては、先ほども申し上げましたが、647平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） よくわかりました。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君） 影山春男君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。13時より会議を再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位5番、恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして5点ほど質問させていただきます。

資料ナンバー1の議第11号の山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、福祉課長にお尋ねいたします。

全員協議会や提案説明の中でも内容は拝見させていただき、伺わせていただきましたので、結論はわかっておりますので、統合までの流れや経緯を時系列とともにいま一度御説明いただきたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

保育園の統合に関しましては、平成24年度から統合について検討を始めております。

平成25年度に該当する美山地区の保育園の保護者の方でございますけれども、これらの方にアンケート調査を実施いたしました。その結果につきましては、賛成が33%、どちらでもよいという方が20%、反対は15%ということでございました。なお、調査対象者は171名ということで117名の回答をいただきまして68%の御回答率ということでございました。

これらの結果をもとに、継続的に現在まで検討してまいったということでございます。

このような中におきまして、平成26年度におきまして、富波保育園におきましては園児が20名、いわ桜保育園が21名という状況でございますが、そのうちそれぞれ年長児が富波保育園におきましては6名、いわ桜保育園におきましては10名が卒園するということになりまして、平成27年度の入園見込みも富波保育園が4名、いわ桜保育園が1名ということで両園合わせても30名程度の規模になるということがわかりましたので、現状におきましては、園児数が減少し将来的に急激な増加も見込めないという状況であるために、児童福祉審議会の御意見もいただきながら、子供の保育にとってよりよい環境である集団規模を保つために統合しようというものでございます。

なお、いわ桜保育園の保護者会に対しましては1月15日に、対象が新入予定児の方も含めまして14名のうち10名の方の出席をいただきました。また、翌16日には富波保育園の保護者の方にこちらも同様に17名の対象者のうち、12名の方の出席をいただきまして統合に対する説明を実施させていただきました。

この中で、保護者の方からは性急過ぎるという御意見もございましたが、子供の数等を考え、適切な集団規模を保つためにはやむを得ないのではないかという御意見をいただきまして現状に至ったという次第でございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

結論は出ている話で、この内容についてどうのこうの言うてもどうしようもないですし、実際に対象の方々が早急過ぎるという御意見は多分、今の人数の現状を想定して前々からもっとどうしていくのかという将来ビジョンをしっかりと提示して、もう少し時系列を細かく説明していけばこういうことにならなかったと思いますし、また、1回統廃合してしまえば、また、もう一度そこに保育園をつくるとか、そういったことは

ほぼ現実的に不可能なことだと思いますので、今後はもう少し計画を密に練って進めていただきたいと思います。

続きまして、資料４の議第20号の平成26年度山県市一般会計補正予算の23ページ、労働費の緊急雇用創出事業の買い物不便地域活性化事業の減額理由について、福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

買い物不便地域活性化事業ということでの減額理由ということでございますが、これにつきましては、当初４月からの実施を予定しておりましたが、事業計画ということで県との協議を進めてまいりましたところ、交付決定がおくれてまして６月12日からの約10カ月間の実施となったことがございます。

これによりまして、実施期間の短縮によりまして、約178万円分ほどの減額、それから、当初、雇用予定者が２名ということでスタートいたしましたが、そのうちの１名の方が病気によりまして９月末で退職されたということで、10月から１名となりまして、雇用者減による減が約146万9,000円ということで、買い物不便地域活性化事業につきましては合計で324万9,000円の減額ということになっております。

これにつきましては、県とも雇用者の減について協議いたしましたところ、あくまでも起業の緊急雇用事業ということで雇用者が少なくなってもやむを得ないという回答をいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君） 緊急雇用の創出事業ですので、雇用を創出して、また、起業することを目的として実施しているというのは理解できますが、当初のこの買い物不便の地域を解決するという目的とか目標というのは、１名減になったことによってそれでも達成できたのか、それとも達成、今できていないのか、再度御確認をお願いします。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えいたします。

現在、買い物支援事業におきましては、買い物不便地域のアンケート等をとって状況把握あるいはほかの店舗等におきまして販売の研修ということ、あるいは座学の研修ということをやっております。

１名であっても、これからの事業について支障はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

じゃ、次に移ります。

ちょっと次、20ページに戻るんですが、資料4の議第20号、平成26年度山口市一般会計補正予算の20ページの民生費の児童福祉総務費の放課後児童クラブ施設改修工事について、伊自良南小学校を改修するという事で伺っておりますが、内容と、今後他の学校にも広めていくのか、また、あと以前にも一般質問の中で小学校の校舎内で開設したほうがいいんじゃないかという提案をさせていただきましたが、その当時から学校の空き室状況というのは変わっていないと思うんですが、そうした中で今年度からスタートできた要因について教えてください。福祉課長に。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの施設改修工事につきましては、議員もおっしゃられましたように伊自良南小学校の余裕教室、これは2階のワーキングスペースがございますが、ここを放課後児童クラブ用施設として利用するために改修するというものでございます。

放課後児童教室用に一般の教室とは区分するためのパーティションあるいはエアコン、自動火災報知機等の設備を設置しようというものでございます。ちなみに放課後児童教室への畳あるいは緊急時用の冷蔵庫、参加者用のロッカー、げた箱、ホワイトボード、消火器等も整備する予定でございます。

教室につきましては、学校と一線を画すというために、父兄の送迎等につきましては裏の非常階段を利用する予定ということで、施錠についても支援員が行うという予定をしております。これにつきましては教育委員会と協定を結び、詳細は学校との協定の中で結んでいくという予定をしております。

また、ほかの地域につきましても、放課後子ども総合プランもございます。これに基づきまして順次やっていきたいということを考えておりますが、何分教育委員会等との御理解をいただいて、話し合いのもとに今回、まず、伊自良南小学校ができるということで順次今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

学校の教室を使っただいて、実施していただくことは非常に賛成ですので、ぜひ、これから多くの学校で進めていっていただきたいと思います。

次に、資料５―２の平成27年度山口市当初予算の概要について、18ページの民生費の病児・病後児保育事業補助金について、内容と今後の事業開始までの計画について福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 質問にお答えいたします。

病児・病後児保育事業についてでございますけれども、これは、病院あるいは保育所等に付設された専用スペースで児童が病気の進行期または回復期等にあつて、集団での保育が困難という場合に、保護者が勤務等の都合で家庭で保育を行うことができないような場合に、乳幼児または小学校に就学している児童を対象に保育するというものでございます。

この中で、普及定着促進費というものがございます。これは、俗に言います開設準備経費というもので1カ所当たり400万円までは交付されるというものでございます。

また、事業運営補助というものがございまして、これは基本分といたしまして病児・病後児保育施設1カ所に年額241万7,000円、また、加算分といたしまして年間の延べ利用児童数によりまして10人から50人未満の場合は50万4,000円、50人以上200人未満の場合は251万8,000円などと利用人数によって基準額が変わってまいります。

当市におきましては、現在、岐阜市、関市、各務原市、美濃市と病児・病後児保育事業実施施設の広域利用に関する協定を結び、お願いしておるという状況でございます。ちなみに平成25年度に病児・病後児保育を利用された方は延べ174名、平成27年1月末現在で延べ98名ということになっております。

今後の予定でございますが、現在、策定をしております仮称でございますが山口市病児保育事業実施事業者募集要項というものに基きまして、4月になりましたら公募形式により実施事業者を募集し、5月には事業を決定し、できれば早い段階で10月ごろをめどに事業を開始していただけるようにというスケジュールを考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

次が資料５―２の平成27年度山口市当初予算の概要の20ページの衛生費、健康づくり推進の事業内容について、健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えいたします。

健康づくり推進事業の事業内容につきましては、平成18年度に策定しました山口市健

康増進計画、健康山県21、基本理念はみんなで守ろう市民の健康が、平成27年度に終了年度を迎えることから、平成28年度から平成37年度までの第2次計画の策定に伴う、委員会の開催費用及び印刷製本費など42万6,000円を、そのほか継続的に実施してきました自殺予防対策事業に係る費用として208万4,000円などを計上しております。

この内訳といたしましては、専門職による訪問相談員の賃金139万4,000円、メンタル相談会に係る医師等の報酬費15万円、自殺予防対策の啓発用物品等の需用費50万円、市のホームページに掲載しているところの体温計の保守料3万9,000円などを計上しております。なお、この事業につきましては、地域自殺対策緊急強化補助金を予定しております。今後も、自殺予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 専門家の人件費の139万円とか本当に非常に必要だと思いますので、県の補助金がなくなっても、これからも市の単費でも続けていけるように継続的にお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山正樹君） 恩田佳幸君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番、吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） それでは、議長のお許しを頂戴しました。1点だけ、お尋ねをいたします。

議第24号 平成27年度山県市一般会計予算のうち、資料5—2、17ページ、シルバー人材センターの補助金に関してお尋ねをしたんですけれども、本議会ではなくて26年の第4回の全員協議会の席だったような記憶をしているんですけれども、その席でシルバー人材センターの運営の状況にちょっと問題があるのではないかというお尋ねを福祉課長にいたしました。

まず、そのときの御答弁、ちょっとどういうふうだったか失念してしまったんですけれども、現在の状況はどういうふうになっているのでしょうか。

また、今回、昨年と同じ637万4,000円が予算計上されています。昨年と全く同じ金額なんですけれども、もし、この予算が例えば削られるというようなことがあった場合、どういうふうな影響が出るのでしょうか。つまり、どういうことをお尋ねしたいかという、シルバー人材センターには山県市だけではなくて県の補助金も入っていると思います。それで、市の補助金が削られるということは県の補助金に対しての影響があるのかどうかというようなことを含めてお尋ねをします。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

山口市シルバー人材センターにつきましては、昨年の協議会のほうで議員から御質問がございましたが、そのときにも申し上げておりますけれども、当方に苦情等ということで入ってきておりますのは、仕事を引き受けてもらったけれどもその結果に満足ができない、当初の意向とはちょっと違っておったというようなこと、あるいは会員の方からはなかなか仕事が紹介してもらえないというような苦情、あるいは仕事を頼んだけれども引き受けてもらえないというような苦情が入ってくることがございました。

公益社団法人山口市シルバー人材センターということで、これにつきましては法人の理事会のもとに運営をされております。議員の御指摘の後に理事長等ともお話をさせていただきました。しかし、法人のこういう仕事等に対する苦情はございますが、法人の運営自体に関しましては特段の苦情ということは私どものほうでは把握しておりません。しかし、理事長等ともお話をさせていただいた中で、会員数あるいは事業量、請負事業ですけれども、これらも増加傾向にあるということ、また、本年度は緊急雇用事業ということで高齢者人材リバース事業や、あるいは買い物不便地域活性化事業なども手がけ、順調であるではないかというような御意見を理事長等からいただいております。

なお、補助金につきましては、当初市から637万4,000円を山口市社会福祉団体補助金交付要綱に基づき、シルバー人材センターの活動事業費として高齢者の就業活動あるいはセンターの運営等に要する経費の4分の3以内を補助するというもので、これに基づきまして補助をしております。また、同額がシルバー連合会のほうから補助金として交付されることになっております。これは、上限は720万でございますけれども、市が出した額と同額を連合会のほうが補助するというふうになっております。このために市の補助金が少なくなりますとそれに連動しまして、また、連合会からの補助金も減るという状況になります。

なお、山口市シルバー人材センターにつきましては、公益社団法人ということもございまして、収支相償を原則ということになっておりますので、支出に対して収入が多い場合には、パソコンのシステムのバージョンアップ等の先行投資などで支出に充て、収入と支出のバランスを図って極力次の年度に剰余金を出さないということになっております。

このために事業規模が大きく伸びなければ、補助金の部分ということが、補助してあるということで補助金がなくなると支障を来すおそれがあるのではないかと、また、市としましても、シルバー人材センターに補助をすることによって運営の安定を図るととも

に、シルバー人材センターの会員が元気に働くことで高齢者の健康寿命の延伸にもつながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） ありがとうございました。

今、ちょっとこの手元に山鼎市の補助金等交付規則というのを持っています。ちょっとこの規則のことでお尋ねをしたいので、総務課長にちょっとお尋ねをしたほうがいいかなと思うんですけど、第7条に事業の施行方法が不適當であるとき、その場合市長は補助金等の交付決定を取り消したり、または既に交付した補助金等の全部もしくは一部の返還を命ずることができる、というふうに規定をされております。

この事業の施行方法が不適當であるときということですが、この不適當であるということ、例えば具体的に想定をされる出来事、どんなようなことがあるか、ちょっと急に振って申しわけないんですけども、もしお答えになればちょっとお答えいただきたいんですけど。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えします。

施行方法が不適當だということですが、例えば、予定をしていた事業とはまた違う事業に充当していたりとか、もしくは予定していた事業を施行しなかったということもあろうと思いますし、それ以外ですとちょっと具体的にすぐ思い浮かばないんですけども、あと、また経理の方法とかというのも細かく見ていくとあるのかなというふうに思いますけれども、補助金の目的を達成するに必要な事業というのがあらかじめ決められているはずですので、その事業の目的を達成していないということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） よろしいですか。

吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位7番、尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長よりお許しいただきましたので、通告しております質問をさせていただきます。

最初に、前にも質問されましたのでお聞きしたいところだけと思います。

資料ナンバー4です。ページ17ページのまち・ひと・しごと創生のところですが、そのところで、通告しておりますのは女性就職の支援は先ほど御質問がありました

ので、その上に書いておりますまち・ひと・しごと創生会議の委員の構成についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生会議委員の構成につきまして、現段階で具体的な案を持ち合わせてはおりません。

国におきましては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアという、産官学金労言というもので構成するとともに、幅広い年齢層での住民を取り込むとともに、地元金融機関の知見等を積極的に活用することが有効、重要と言われております。本市におきましても、そうした考えのもとに、議決いただいた折にはなるべく早い段階で立ち上げてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、幅広くということでお話があったんですけど、大まかにどのくらいの人数でというふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） ちょっとここで余り具体的に申し上げるのはやめたほうがいいのかもかもしれませんが、大体カウントしますと10人ぐらい、10人の前後になるというふうに考えております。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございました。

続いて、2点目です。同じ資料4の17ページですけれども、その下のところ、地方創生の美山支所の部分ですけど、工事請負費のゲストハウスの整備工事に200万円とあと備品購入費50万円というところがあるんですが、これの内容と内訳を教えてください。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 本事業につきましては基本的には美山支所のほうが主体となって進めておるものではございますが、この事業につきましてはそもそも地域おこし協力隊の発案によるものでございまして、空き家を改修し、ゲストハウスとして活用しようとするものでございまして、現在、葛原地区と北山地区の2軒分を想定いたしております。

なお、空き家を改修しようとなりますと、1軒だけでも200万ではなかなか改修できないものと考えられますが、そもそもこの改修は、基本的には地域おこし協力隊員がみず

からの手で主体的に改修しようとしておりまして、この工事費については彼らでは施工することが困難と考えられるような、例えば水回り系のようなものを想定して予算化したしております。

そこで、結論として申し上げますと、この2軒分についてその枠の予算として、この金額の中で改修しようと考えているものでございます。備品につきましても同様の考え方でございます。

なお、別途、地域活性化センターへの補助申請も予定しており、特別交付税の算定基礎となる地域おこし協力隊の経費等との関係も視野に入れ、別な予算が確保できた場合には、改修費全体としてももう少し金額を費やすこともあるかもしれませんので、あらかじめ御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、まず2軒分ということだったんですけど、地域おこし協力隊員の人が自主的というお話です。これ、期間的にはいつごろどんなふうというふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

はっきりと明示しているわけじゃないんですが、たしか北山のほうが夏ごろ、葛原が逆だったかもしれませんが、秋ごろやったというふうに伺っておりますが、ちょっと詳細は後ほど支所のほうに確認してお答えさせていただきたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） もし、詳細がわかれば、また、教えていただきたいと思います。

続いて、3点目と4点目は先ほど御質問がありましたので飛ばして、5点目になります。資料5—2です。15ページの過疎地域等集落支援、地域おこし協力隊員の経費なんです。こちらが223万6,000円ふえているというところですけども、この内容について教えていただきたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

こちら、美山支所のほうが主体になっているところではございますが、現在、地域おこし協力隊と集落支援員を合わせて9名おりますが、特別交付税の算定対象となる限度額は、それぞれ各400万円でございます。合計3,600万円が限度額となります。

しかし、平成26年度、本年度におきましては、ほとんどの地域おこし協力隊が1年目

ということがございまして、活動が具体的に決まってもおらず、今年度、平成26年度は3,300万円足らずとしておりましたが、来年度は地域おこし協力隊、新しく来ていただいた方も2年目ということで、限度額3,600万円に近い3,500万円としているところでございます。

具体的な増減内容はさまざまではございますが、大きな要因としましては、北山地区にあります日本茶を北山茶としてプライベートブランド化し、ペットボトルで広く頒布しようとするものが主な増加要因となっております。現在の考えでは、生茶700キログラムを確保して乾燥茶100キログラムとし、オリジナルペットボトルの最小ロット数となる1万2,000本の製品化を目指しております。今の試算によりますと、理論上は1本当たり154円となりますが、これをもう少し安くして市販化できないかという研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） わかりました。あとこれ、日本茶でというかブランド化することですけど、これはお茶の話ですけど、できたらすごくいい円原の水もできたらいいなというふうに思うので、そこら辺も考えていただけるといいなというふうに要望しておきます。

続いて、6番目です。同じ資料5—2の16ページです。

バスシェルターの設置工事ということで162万円の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、当該予算のバスシェルターの場所につきましては、市内においてバスシェルター機能がないバス停のうち、乗降回数が最も多いような箇所であります高富警察署の北西交差点の反対側の、本市所有の土地への設置を予定いたしております。

規格につきましては、柱が片側だけある片支持式のL型のもので、屋根の大きさは幅が約4.5メートル、奥行きが2.5メートル、高さが2.5メートルのものを想定して予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 皆さんがより利用できればと思います。

続いて、先ほども御質問があったので1点のみお聞きしたいと思います、資料5—2、23ページです。

香り会館の管理のところですけども、先ほど説明がうるありましたので1点のみお聞きしたいのが人件費に関するのと、あと、人の人数、あと日々雇用の体制などをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） まず、御質問にお答えしますが、実は資料ナンバー5の平成27年度山県市予算書、当初予算の一般会計のページ数が121ページをちょっとお願いしたいんですけども、121ページの一番下段に右側のほうに説明がございまして、経とありますが、これは経常経費ですけども、いわゆる通常の経費、香り会館管理ということで1,532万3,000円というふうに書いてございます。

そして、その次のページ、122ページの上段のほうに臨と書いてありますが、臨時の予算でございまして。これが香り会館管理ということで合計800万円見てございまして、この臨時のほうの800万円は、先ほど久保田企画財政課長が申し上げた地域おこし協力隊員1人400万とありますので、これ、2名を地域おこし協力隊を募集したいという費用でございまして。

戻りまして121ページの1,532万3,000円につきましては、ここに載っております一番上の共済費、賃金を合計しますと788万6,000円になりまして、これが、ここの今回香り会館、ハーブブレンドそしてハーブ園、その中でもハーブブレンドとハーブ園の管理をこちらのほうでお願いしたい。そして、先ほど申し上げた800万円の地域おこし協力隊は香り会館のほうに常駐していただいて、企画、立案をしていただきたいという一応私のほうの考えでございまして。

それで、この121ページの1,532万3,000円につきましては、共済費、賃金で約51%を占めます。それで、人数につきましては、日々雇用にハーブブレンドに2人、これは2人で常駐していただきます。

先般、日々雇用の面接を行いました。6名の方が御応募をいただきまして、市内の方がほとんどでございまして、6名の方で2人分を短時間雇用になりますので、2人分を見ましてその方を6人で回していくというようなことで組んでございまして、これはハーブブレンドの管理ですけども、そして、ほかに管理人を2人、いわゆるハーブ園のほうですけども、外のほうの管理2人を見込んでございまして、これは2人が半日ずつで1年をこなしていただくということになりますので、その費用が266万ほどでございます。先ほどのハーブブレンドのほうは345万ほどでございます。それで回していきますので、現実、27年度からは企画、立案していただきます地域おこし協力隊が2名、これは常時ですけども、そしてハーブブレンドに2名、それで先ほど申し上げた6名で回して

いく、あと、外の周りをやっていただくのは2人が半日ずつですので1人が、ごめんなさい、毎日勤めておるのは1人になりますけれども全部で日1日にしますと5人の方なのか、数字からいいますと実数の数、5人でハーブブレンド、ハーブ園、そして香り会館のほうをしていただきます。

特に、香り会館につきましては、なかなかお客さんがどうしても土曜日、日曜日に集中するということがございますので、これからは予約制度をとっていききたいなというふうに思っています。予約をしていただいて、そこへ材料なんかを賄って対応していききたいなというふうに今のところは思っています。

ちなみに26年度、今まで指定管理で行っていた人数ですけれども、香り会館のほうで2名、これは常駐してもらっておりますけれども、2名の方の日々雇用でやっていただいております。ハーブブレンドが4人の日々雇用で常時2名の方がみえました。ハーブ園のほうは2人いまして常時1人の方がやっていただいたと。

あと、フリースタッフというのがございまして、これは常駐になりますけど1人の方がみえたいということで、人数的にいうと9人ですけれども、実際1日で動いておるのは6人ほどで今は動いておるというような状況でございます。

ちょっと漏れがあるかもしれませんが、以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。

続いて、次に移ります。

資料5—2、25ページ、防災対策の非常食購入費ですけれども、149万1,000円という中にアレルギー対応の話が載っているんですけど、このアレルギーに対する対応がどの程度できるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

災害時における指定避難所等で使用をいたします備蓄食料品の提供に当たりましては、平成25年8月に内閣府が避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針なるものを全国の地方自治体に示したことを踏まえして、私ども本市では食物アレルギー等に配慮をした食品の提供を行えるよう、平成26年3月に山県市地域防災計画の改定を行ったところでございます。

このため、27年度にはアレルギー対応食品として、エビ、卵、そばなど、食品衛生法に基づく特定原材料27品目を使用していないアルファ米250食を購入することといたしました。

本市における食品の備蓄量は、毎年1万食を目安に補充等により調整をしている状況でございますが、アレルギー対応食品の備蓄量は本市の食品備蓄量から見ても、まだまだ少ない状況でございます。

今後とも、計画的にアレルギー対応の備蓄食料品の増量に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、アルファ米ということだったんですけど、これは御飯とかそういう形になると思うんですが、ミルクとかそういったものに関しては、今、考えていらっしゃる場所はないのでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 再質問にお答えをいたします。

アレルギー対応というのは、種々さまざまなものを抱えておられる方、また、年齢も幅広いということも承知をしておりますので、今後、備蓄食料品の更新の際に日々検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございました。

1点のみ、ちょっと要望しておきたいと思いますが、こういったアレルギーに対するエピペンの使い方とか、そういったのも講習をぜひしておいていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（杉山正樹君） 尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位8番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお聞きしますが、今までに他の議員の方の答弁でわかったこともありますので、それは適宜省いたりしていきます。

まず、最初に資料1、議案書ですけど、7ページに行政手続条例の改正ということで出てきています。

ここに条文が関係するところがありますが、ここの9ページのところに35条の2ということで処分の求めということが俗に言われています。これに関してですけど、この処分の求めということをするができる人というのは一体どういう範囲の人かということ、それから、じゃ、この処分という、その対象となる事案、物事、事実、これは条例の施行後は当然だと思いますけど、以前から継続しているということも対象となるか

どうか、それからもう一つ、この求めがあった場合に山口市はどのような手続とか、どの部署で検討していくことになるのかということ、そしてそういった一定の市の方針が出た場合に、申し立てた人がその結果の行政の対応に納得できない場合に、あとはじゃ、何ができるのかというところはいかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

まず、答弁に当たりまして、本市の行政手続条例の一部改正につきましては、一部改正により新たに規定をされます手続につきましては、行政手続法の一部を改正する法律において規定をされます手続に準拠したものとなっておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。

1点目の御質問ですが、本市行政手続条例第35条の2の規定に基づく処分等の求めとは、行政機関がその是正のためにされるべき処分、または行政指導を適切に行うための端緒として、行政機関の職権発動を促す制度でございます。つまり、例えば市民の方が、事業者等が法令違反をしている事実を発見した場合に、行政に対して適切な権限行使を促すための手続を定める規定でございます。

この制度は、申し出人個人の権利利益の保護を図るものではないことから、その主体は限定しておりません。そのために何人という表現を用いておりますけれども、従いまして住所地要件等もございませんし、国籍条項もございませんので市内外の方が申し出できますし、外国人の方も申し出をいただくことは可能だということでございます。

次に、2点目の条例の適用関係についての御質問ですが、改正後の行政手続条例第35条の2第1項に規定をします法令に違反する事実がある場合とは、申し出の時点で法令に違反する行為または状態が反復継続している場合に限らず、申し出の時点では法令に違反する行為または状態自体が終了している場合も含まれるということでございます。

次に、3点目の質問ですが、処分等の求めがあった場合に、主として、主に当該法令等の所管課が申し出人からの申出書の事項について、法令に違反する事実があるか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査を行います。

具体的な調査の手法や内容は、申し出の内容や当該処分、または行政指導の内容や社会通念上と照らし合わせて、各事案に応じて適宜適切な方法により対応することとなります。

その結果、必要があると認めるときは、法令に違反する事実自体の解消や適法な状態へ回復する措置、その他の法令に違反する事実を改め正すことを内容とする処分または

指導を行うこととなります。

なお、申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合や既に詳細な調査を行っており事実関係が明らかな場合は、各所管課の判断により改めて必要な調査を行わない場合もあり得るということでございます。

続きまして、4点目の御質問です。

行政対応に納得できない場合の申し出人の対応についてでございますが、処分等の求めの申し出は申請ではなく、申し出を受けた行政機関の対応は申請に対する処分には該当しません。

また、必要な調査は、例えば資料提出命令など個別法令に基づく処分性を有する権限が行使される場合を除き、基本的には処分には該当しないとされることから、処分等の求め及び必要な調査そのものは、行政不服審査法の不服申し立ての対象とはなりません。

申し出人が当該行政処分等の処分により、自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害された、または必然的に侵害されるおそれのある者といった、行政不服審査法の不服申し立てができる利害関係人でない限り特段の対応はないものと考えております。

これはこの制度が先ほども申し上げましたが、申し出人個人の権利利益の保護を図るということを目的としていないということから御理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、総務課長に再質問しますけど、1つの事案、その物事とかその主体、通常は民間企業だとか事業者だとかたまには個人もあるんでしょうけど、そういった人の行為に対して処分の求めをするということですが、その主体が国だとか県だとか市だとか自治体の場合はこの制度が使えるのか、そこは除外されているのか、そこはどう考えたらいいんでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 今回の場合は、行政とその事業者等との間の行政処分ですとか、行政指導との関係の中で成り立つものでございますので、今のところ自治体というところまでは想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、同じく資料1で議案書の13ページですけれども、議第6号、特別職などの報酬などの条例改正ということで、この中にまち・ひと・しごと創生会議についてということで、一応提案では学識経験者、最初から

学識経験という形で入ってきていますね。

それから、指定管理の選定委員会については学識経験が追加されるというふうに取り決めますが、この2つのところの学識経験についての趣旨とか目的、あるいはどういった人を予定しているのかというところを説明してください。

もう一点は、まち・ひと・しごと創生会議について、職員の皆さんは2月16日に要綱で設置したという資料はいただきましたけれども、じゃ、この創生会議について今後どういった仕事をするのか、そして時期、職員構成は先ほど他の人の答弁でまだ具体的には想定していないけど10人ぐらいかなということは聞きましたので、仕事の内容とか設置時期、先ほど速やかという言葉もありましたが、そのあたりどの程度の想定があるんでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、まち・ひと・しごと創生会議の構成につきましては、先ほど申し上げましたように、現段階で具体的な案は持ってはおりませんが、産官学金労言で構成したいということで、特に産業界、行政機関、教育機関の教育機関には、大学教員を想定しておりまして、この方を学識経験者として位置づけたいというふうに考えております。

なお、市のまち・ひと・しごと創生本部は、市長を本部長とし、セクションを超越して、市役所が一体となって人口急減に的確に対応し、本市の特性を生かした自立的で持続可能な社会を創生するための地方版総合戦略の策定が主務でありまして、あわせて着実にそれを実施していくための機関でございます。

他方、まち・ひと・しごと創生会議は、市長の諮問に応じまして、地方版の総合戦略に関する重要事項を調査審議するとともに、必要な助言等を行っていただくものと考えておりまして、議決後、なるべく早い段階でできれば本年度内にでも設置したいというような思いでもっております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長に再質問しますけれども、今、創生会議ということですが、今の答弁でも総合戦略全般についても審議していきたいということで、今回、国の方針に従って出てきているという、この地方創生全体について市長の見解を確認したいんですけれども、かつて公共事業で地方のばらまきとかという批判がされた時代もありましたが、今、今回はこれは新たな地方の負担をふやすものではないかという学者の指摘もあるわけですが、それに対する評価はいろんな評価がある。実際はどちらかと

いえばおおむね歓迎という現状があります。

その中で、市長としては今の時代版のばらまき事業ではないかという批判に対して、どのような見解を持って臨むのでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、まち・ひと・しごと創生会議でございますけれども、国は非常に地方のアイデアを活用するということで、そういった大きなスタンス、考え方のもとにいろんな形で提案するよという指示が来ておりますし、そうした関係で先ほど課長が申し上げましたように、そういった趣旨に基づいて諮問していくわけでございますけれども、ただ、今の創生会議そのものの形の現状が今後どういった形で続いていくのかということがまだ明確になっていないところも事実ございます。

特に予算的な措置をする場合、今回のように交付金で来るものなのか、それも人口とか財政状況とか、そういったものの枠の範囲であれば今後も同じような、いろんな職員から、また、皆さんからアイデアを募って進めていくことになると思いますが、その中でも28年度からは交付税の中に算入されるというような話もございまして、そのところがまだ明確になっていないところが、今後この事業を進めていく上での一番の大きな疑問点なんですけれども、ただ、そうした中で御質問のようにばらまきでないかという御質問でございまして、それはばらまきにならないようなアイデアをもって継続的に事業が進められるような方向づけをしまして、そういった趣旨のもとに仕事を進めていきたいと考えております。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次の通告のほうに行きますけれども、同じく資料1の議案書の21ページですけど、議第8号ということで男女共同参画推進条例ということで条例の提案がされています。

この中で、特にきょうお聞きしたいというのは、10条、積極的格差是正措置等という部分があります。この定めについて、市長として具体的に何を予定しているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、2つ目として、じゃ、他の部分では何か具体的に今提案したのを市長が予定をしているというのは何かあるのでしょうか。

それともう一点、附則では公布の日から施行するとあります。仮に最終日に議決されたというふうに考えますと、何日に公布し、施行段階になるのか、いかがお考えでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、1点目の積極的改善措置につきましては、まず、市役所といたしましては、女性委員等の登用率の向上、28年度目標35%としております。そういったことと女性不在の審議会等の解消がございます。

事業所等におきましては、本人の意思に基づき、仕事と子育て、または仕事と介護の両立が選択できるようにしていくこととございます。これを実現していくには、事業者の協力が必要でございますが、市におきましては、男女共同参画に関する意識啓発を行うこと、そして、事業者の需要も的確に把握しながら子育て支援制度と高齢者福祉サービスの充実に努めていくことが必要であると考えております。

次に、2つ目の他の条項に関しましては、基本的には男女が性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を十分発揮できる社会を実現することを目指して、規定しているものでございます。既に着手していることも多くございますが、より実現性を高めるために条例に明記するとともに市と市民、事業者それぞれの責務を明らかにしまして、それぞれが協働してこの男女共同参画のまちづくりを目指していくため、条例の制定を目指しているものでございます。

次に、3点目の公布は、議決後は本年度内のなるべく早い段階を予定しております。施行はその日からとなります。

以上です。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再質問いたしますけれども、まず、最初のところで各委員会などの登用率35%ということやってきているということ、不在をゼロにするということかな、不在委員会をなくすということがありましたが、その言葉の中に登用率という言葉、日本語ありましたね、登る、用いる、率、あるんですね。

私は過去にこの議会でも問いかけたことがありますけど、登るということは民間の人を役所の中の委員会などに来てもらうわけですが、登るというのは役所が上で民間が下だという、ずっと従来型の発想の言葉が原点にある。そういう考えで起用する、今まで役所の中で採用なり働いていなかった人を委員という形で来てもらうとか、それは起こす、起用と一緒に、起用する、そういう言葉のほうがいいんじゃないかという考え方がありますが、そういう意味でこの条例をつくるというときの根本理念に照らせば、やはり役所も含めて、もちろん民間もそうですけど、私たちは登用という言葉を使わないように、起用という言葉に変えるというのが、この実は条例の1つの理念の具体化ではないかと思うんですが、そこをいかが、あるいはもう答弁でおっしゃられたから今後どうするのか、一度市長の基本姿勢を確認したいということがあります。

それから、もう一点、具体的に役所の中の委員会のことがありましたけれども、じゃ職員の状況はどうかということでお聞きしたいんですけど、この条例では10条の2項、あらゆる分野の活動においてということで、当然、役所の中の職員のこともあります。そうすると、職員のいろんな配置とか人事だとか、どういう形で考えておみえなのかということですね。年度内に施行ということがおっしゃられましたので、どういう形で考えているのか、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、2点目からお答えさせていただきます。

職員につきましては、従来からそういった女性の登用ということで十分配慮しながら考えておりましたし、そういった状況の中で、ただそれぞれのキャリアですとか経験ですとか能力がございますので、ただひたすら数字を上げればいいということでもございませんが、そういった中でも配慮しながら進めていきたいということを考えております。

また、登用と起用につきましては、もう少し私も十分理解しておりませんので検討させていただきます、今後進めていきたいと思えます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、市長に改めてお聞きします。

今の答弁で市役所の中の職員のことについて、キャリアとか経験とか能力とかもあって、ある種現状がそうなんだろうとおっしゃりたいと思うんですけど、この条例をつかった以上、そこはキャリアとか経験とか能力というのが今までの歴史的な日本の中で山県市の市役所の中であつた現状ですよ。それを積極的に格差是正を措置するというのがこの10条なんですよ。とすると、答弁にあったキャリア、経験、能力などの表現を超える発想で今後は対処しますというのがこの条例の趣旨のはずなんです。そうじゃないと何のためにつくったのということになります。

そこで、じゃ、職員はどうかというと、これ、具体的に答えはなかったけれども、じゃ、例えば端的にこの議場で答弁していただく席に座っている方16人というふうに先ほど数えましたが、そのうち女性は1人ですよ。風の便りでその人は定年になるということも聞きますが、じゃ、この3月済んで年度が変わったらどうされるんでしょう。まさに是正措置、積極的に是正するというのは従来の考え方ではないものをとることの意味なんです、みずから提案して年度内に条例を施行される、市長としてはどう考えていくんですか。具体的に、じゃ、この議場においていかがでしょう。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 積極的にということでございますので、積極的に進めていきたい

と考えておりますが、しかし、職員に負担になることであってはいけませんし、そういったことも十分把握しながら、やっぱり管理職というものの立場というものを十分理解して進めていきたいと考えております。その中でも積極的という、当然といった思いで進めていきたいと考えております。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく資料の1の議案書の27ページ、職員の給与に関する条例の改正ということで、ここについてお尋ねしますが、今回の改正の根拠とか理由、あるいは骨子を述べていただくとどのようになるのでしょうか。

それから、2つ目として、給与に関してですけど、手当とか置いておいて、これについて大まかな職員階層、たまたまこの条例にはいろんな階層、級がありますが、そんな細かいことじゃなくて大まかな階層でいいんですが、そういったグループごとにどれぐらいの人数の人に対して1人当たり幾らぐらい変わるのかということ、じゃ、合計で市としては幾ら変わると考えたらいいか、そのあたりの変動額について説明してください。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問ですが、平成26年人事院勧告では、昨年12月議会でも御審議をいただいた給料、ボーナス等の引き上げ勧告とあわせまして、平成27年4月以降の公務員給与に関して、世代間の配分等の見直しを目的とした給料表の見直し勧告が行われました。

これは、民間給与との格差を踏まえ平均2%引き下げるもので、若年層に適用される1級、2級の給与、特に2級の初任給でございますが、引き下げを行わず、一方、3級以上につきましては50歳代後半層における官民格差を考慮して引き下げを行うものという内容でございました。

人事院勧告後、10月には公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定がなされるとともに、総務副大臣から全国の首長宛てに人事院勧告を踏まえた見直しの要請の通知があったところでございます。

また、国家公務員の一般職においても、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が昨年11月に成立をいたしまして、給与制度総合的見直しを反映した給与改定が平成27年4月から実施されます。さらに、岐阜県や県内他市においても同様の改正が実施をされております。

本市としましては、国や他の地方自治体のこうした動向を踏まえつつ、また、これまでも国家公務員の公務の類似性や地方公務員法第24条に規定されます民間給与との均衡

の原則等を考慮いたしまして、国家公務員に準拠した取り扱いを行ってまいりましたので、先ほど申し上げました国家公務員の給与改定に準拠した本市の行政職給料表の改正を行うものでございます。

次に、2点目の御質問ですが、今回の給与改正に当たりまして、激変緩和措置として平成29年度までの3年間は現給保障を行いますので、実際に支給される人件費は大幅な減額はないものと推察はしております。

しかし、今回の改正は、給与を高年齢層から若年層に再配分するという点をわかりやすく見ていただくために、仮に全ての職員が4月から適用される新給料表へ移行した場合の影響額を試算しておりますので、御留意をいただきたいと思います。

以上を踏まえまして、本市への具体的な影響は20歳代と影響が一番大きい50歳代前半の職員層の状況を御説明したいと思います。

まず、若年層が適用される1級、これは平均年齢27歳でございます。における具体的な影響は、改正直近の給料である3月の職員給料と4月からの新給料表を適用した場合の給料を比較すると、全職員、これ、28名おりますが、新給料表へ移行いたします。1人当たりの平均影響額は404円の増額となります。

一方、50歳代前半、これは5級が相当します。平均年齢52歳でございますが、では、全ての職員が4月から適用する新給料表での給料では現行の給料を下回るため、新給料表へ移行する職員はございませんが、仮に先ほどの考え方のもとに試算をいたしますと給料の1人当たりの平均影響額は7,766円の減額となります。

さらに、市全体では、給料の1人当たりの平均影響額は4,203円の減額となります。影響額の総額は、1,460万円ほどと試算をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁で、激変緩和で29年度まではということがありましたが、その後はどうなるのかということと、もう一点、その人事院勧告が基本でこれまでも準拠してきたのでそのようにいきますという答弁でしたけど、じゃ、その激変緩和という期間が過ぎた後も、昨年の人事院勧告というのはずっと拘束をもってその方向づけをしていくのか、それとも一旦そこで切れて、そのころに新たなものが出ればそのようにするというのか、将来的な展望をどう考えたらいいんでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の御質問でございますが、3年間の激変緩和措置が終わった後ということにな

りますとこれは現給保障の制度がございませんので新給料表へ、たとえその時点で直近、この3月の時点の給与と比較したとしても低い給料表になれば低い給料表のほうで適用していくということでございます。

それから、2点目、今後の見通しというところでございますが、正直申し上げると私もそれ以降の情報というのは今の時点では承知はしてございません。ただ、過去を見ますと抜本的な見直し、平成18年に給与の改正をしております。今回26年ということでございます。ある一定の期間ごとにやはりその時流に合わせた、そもそも先ほど申し上げたように均衡の原則というのがございます。民間給与の状態等を勘案して、そのときの情勢に合わせていくと、情勢適応の原則というのも一方ではございますので、そのときにまた、適宜、判断はなされるものかなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町さん、ここでちょっと休憩をとりますので。

暫時休憩をいたします。2時20分から再開をしたいと思いますのでお願いいたします。

午後2時09分休憩

午後2時20分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、続きでということで資料の4ですけど、補正予算の関係ですね。ここの6ページ、7ページのところですけれども、議第20号、26年度の補正予算ということで繰越明許などが出ていますけれども、これについてお聞きしますけれども、昨年のこの議場で振興券について時効はどうかというところまではお聞きして、その後の回答がないということで、ここを一応審査するに当たって確認をしたいということで時効について調べられた結果を述べていただきたい。

それから、今後この振興券に関する繰越明許というのがずっと発生していくのかなという趣旨の答弁もあったと思いますけど、今の時効に対する見解も含めて今後どういうふうにしていかれるのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをさせていただきます。

まず、山県まちづくり振興券の時効につきましては、資金決済に関する法律において、地方公共団体は適用除外とされているものの、これを所管しておりますこの管内でいきますと東海財務局、岐阜財務事務所にて確認をさせていただきました。しかしながら、

当該機関では時効に関する知識を有しておられず、本市の顧問弁護士等、法律の専門家に確認したいと考えてはいるのでございますが、申しわけありません。現在のところ確認いたしてはおりません。

そこで、大変恐縮ではございますが、私の現在の認識を述べさせていただきたいと存じます。

まず、基本的な考え方としまして、まちづくり振興券につきましては、それぞれの要綱に基づきますまちづくり振興券等の交付等についての法律関係でございますが、私の認識では、市と受給者との間において、申し込みと承諾によって成立する私法上の契約関係というふうに考えて整理をさせていただいております。

この考え方において、市民の方が当該要綱に基づいて、時効といいましても3つほどの論点がありますので、まずは市民の方が当該要綱に基づいて請求する権利につきましては、申請期限後の請求ができないというのが要綱で、ルールで決まっていますので、申請期限後の請求ができないというのが原則でございます。しかしながら、本市の周知が十分にできていない場合もありますので、請求できるべき権利を有しておられたことが明らかな場合には、なるべく救済的に対応してまいりたいとまず1点目は考えております。

次に、まちづくり振興券の交付後、交付を受けられた方が、翌年度の10月までに御使用いただけなかった場合には、客観的に見ても当該者は使用期限を御存じと考えられますし、本人の過失であることが明らかでありますので、給付行政の安定性確保のためにも、申しわけありませんが、無効にせざるを得ないものと考えております。

最後に、山県まちづくり振興券の取扱店が換金する時効につきましては、概括的には、地方自治法第236条の反対解釈または商法第522条による5年、もしくは個別的には民法第170条から第174条までに規定されております短期消滅時効を適用し、個別に適用していくことになるものと考えております。

重ねますけれども、こうした考え方を本市の顧問弁護士等、法律の専門家に確認した後には、こうした公式な場でなくても議員には御説明させていただくことはやぶさかとしないうちでもございます。

最後に、繰越明許費との関係につきましては、他の一般的な給付費と同様の考え方によるものでございまして、繰り越した債務に関して支出が生じた場合には、繰越額から支出することになり、繰り越しながらも換金がされなかった場合には、その繰越額が不用額となるものでございます。

また、繰り越しをしなかった分について請求が来た場合には、これも他の一般的な給

付費と同様の考え方によるものと考えておまして、請求のあった現年度の予算において、また、それでも不足が見込まれる場合には補正により対応させていただくことになるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 課長の答弁についてですけれども、最終的にまだ国なりの見解、それから、弁護士の見解もないということで、課長の見解とそれから要綱に基づくという前提を明確に今回も答えてもらっています。

じゃ、要綱に基づいて、法律とか条例と同じ法律、根拠を与えられるかということそれはできないと私は考えている。例えば、産業廃棄物の処分場のいろんな規制をするのに要綱で設置してそれを網をかけようとしても、裁判所に行ったら行政が負けます。そういった事例はよくあるんですね。開発行為でもそうです。

だから、きちっと条例で定めるということになってくるわけですが、そういう意味で市民の方が納得されたなら、それはお互いにそこで済むわけですが、いや、私は民法に従って、まだ時効が来ていませんよと言われた場合にどうなるかという懸念を持っているのでずっとお尋ねしています。

そういった意味で、とりあえず先ほどのおっしゃられたことはともかく、今後きちっと、やっぱり法律上の見解を明確にして、じゃ、条例で定めればいいような気も私はしています。その辺のことも含めて検討していただきたいと思いますので。これは、答弁は結構です。

市長にお聞きしたいんですけど、基本的にこの制度を始めて、補正予算にはこうやって繰越明許として出てくるわけですが、そういういろんな事業、徐々にふえていっています。これについて、私自身はもっといろいろ広範にふやして財源もきちっと手当てしながらやったほうがいいと思っていますけれども、市長は、今後大体この程度のイメージでいくのか、さらに事業の対象範囲を、あるいは額を拡大していくのか、こういった基本線を持っておられるのでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） いろんな課題がございますけれども、財政的に許す限り、こういった制度は少しでも広げていきたいというのが私どもの立場でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく資料の4、補正予算の17ページですけど、ここの17ページの最下段のところにプレミアム振興券協議会負担金というこ

とで8,200万円出ています。これについて、基本的には2,300万円程度が一般財源というようなことは聞いていますけれども、この負担金の意味や趣旨あるいは必要性というのがちょっとわかりにくいんですが、どのようなのでしょうか。

そして、こういう負担金を出すというようなこと、それから、市の支出があるということの中で、費用対効果として一体どういったものを明確に市は示すことができるのか、いかがでしょうか。

それから、これとは別の資料の5—3という当初予算の説明の中にもありましたけど、9ページの一番下には8,200万円、26年度補正として発券3億円程度というのが出てきます。これは、補正予算書のほうには書いてないので両方突き合わせてみると、この3億円程度との関係、ここはどのように考えたらいいか、あるいは26年度補正があり、かつ、その後にも含めて3億円なのかとか、そのあたりの時系列などを説明してください。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをさせていただきます。

まず、このプレミアム振興券の基本的な考え方は、現在の山県まちづくり振興券の拡張版というふうに思っております。

現在、山県まちづくり振興券は先ほど申し上げました給付行政の手段の1つとしてとっておるわけですが、市民の中にはこれを売ってもらえないやろうかという方もおられました。そういった機会もありまして、この山県まちづくり振興券の売買バージョンという形で国のほうに乗っかっていきたいという思いがまずあります。

まず、このプレミアム振興券の発行趣旨でございますが、第一には、市内消費需要の喚起でございます。しかし、この国の交付金は地域住民生活等緊急支援のための交付金という正式な名前の中の地域消費喚起・生活支援型というものの中に含まれておりまして、生活支援の要素も取り入れてまいりたいとは考えております。他自治体におきましては、生活支援ということで別なカテゴリーを設けまして、多子世帯等についてはプレミアム率を変えたりする予定のところもあるようでございます。

本市としましては、具体的な実施方法につきましては、商工会、地元金融機関、農協、郵便局、福祉施設、そして、大学教員等の学識者をアドバイザーとするプレミアム振興券協議会により検討したいと考えておりますが、現在、本市が想定している考え方につきまして私どもの考え方を御説明申し上げます。

まず、基本的には、プレミアムをつけますので極めて有利となります振興券の販売については、まずは市民の方に購入していただくとするものであります。その場合、世帯一律ではなく、世帯の人員に応じて購入できる限度額を設定しようとする考え方を持

っております。その限度額につきましては、わかりやすくするため1人につき1万円分の振興券を8,000円で購入できるという権利を市民一人一人の方に付与しようとするため、差額の2,000円のプレミアム分を公費負担しようとする考え方でございます。

本市における地域消費喚起・生活支援型の交付金の限度額は、5,900万円強であり、本市の現在の人口が約2万8,800人でありまして、この2,000円を市民全員に公費負担いたしますと5,760万円となるということで、先ほどの5,900万円とちょうど当てはまるのではないかという考え方にまず立脚しております。

ただ、発行額を半端にするんじゃなくてわかりやすく、これも3億円というロットにしまして、市民の方が全員限度額まで購入されても、そうなりますと売れ残る分が1,200万円ぐらいいは出てまいります。この振興券と市民の方が買わない方、もしくは限度額まで購入されない方もあるでしょうから、その分につきましては、今回は第2段階として市民の方に限らず広く販売して、市外の方に買っていただいても市内の消費需要を高めていこうとする考え方がまず基本となっております。

このプレミアム分につきましては、国においては平成26年度の補正予算によるものでございまして、3億円分の販売は遅くとも来年度には完了しなければならないことから、年次計画というのではなく来年度の単一年度を想定いたしております。

さらに、国の交付金を最大限活用するためにも、使用期限は国が想定しているように半年程度のうちに買っていただけるということを想定しておりまして、来年度の早い段階で発行いたしまして、使用期限はことし限り、年内にというようなイメージで考えております。

なお、こうしたプレミアムの販売、換金には、ほかにも経費が必要となってまいりますので、そうした経費と3億円に対するプレミアム分の6,000万円を合わせて、8,200万円をプレミアム振興券協議会へ負担して実務を行おうとするものでございます。

こうした理念のもと、より安全で市民利便性と効率性が高い方法を同協議会により検討していただきまして詳細を決定していくとともに、費用対効果等を検証してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 実は私、市長に今の振興券との重複とか競合関係はどうかとお聞きしようと思ってはいたんですが、今課長の答弁で基本的には現在の振興券の拡張版と考えればいいよということなので、共通認識なので、これは終わりにして次に行きます。

資料４―２というのが補正の関係で今回の国の地方創生交付金ということの関係でＡ４、１枚の資料をいただいています。これに関してですけど、この中に総合戦略策定１,０００万円というような記載があり、委託料報酬９７万円とかというふうにあります。これについては、既に議場で答弁がありましたのでそこは理解しました。

それから、あわせて通告してある女性支援についても幾つかの答弁があったので、理解しましたので、それを前提にお聞きしたいわけですが、じゃ、資料４―２で地方創生先行型というところにある総合戦略策定が①として１,０００万円と出ていますね。それ以降②から⑮まで個別事業と言えるようなものが示してあるわけですが、この関係ですが、総合戦略を策定するというものと②以下の事業とは、全く関係ないもの、それぞれ独立したものと見るのか、総合戦略の中で位置づけられていくものなのか、あるいはその延長として総合戦略が固まってきたらさらに⑯番以降、いろんなものが出てくるのか、基本的な認識がちょっと理解できないので説明していただきたい。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） この交付金につきましては、まずもって国から説明が具体的にありましたのはことしになってから、１月下旬のことでありまして、その都度その都度駆け込みで書類を整理したものですから大変わかりにくくなっておるかもしれません。

まず、この資料４―２の考え方でございますが、上側が先ほどのプレミアム部分、下側ですが、まず、４,４００万円プラスアルファというのは正式金額は来ておりますけれども、を最高限度として、地方が創生のために頑張れば交付しますよという一定のルール計算のもとに示されてきております。

その中で、今の①から⑮の考え方ですが、まず、４,４００万の中で総合戦略策定にかかる分の限度額は１,０００万円ということも示されております。あとのものは特定なメニューをつくっていませんよということを国が言っておりまして、私のところとしては緊急に取りかかれるもの、またＫＰＩが設定できるもの、事業の洗い出しをして②から⑮までを挙げたものでございます。どちらかといえば、生なお話をすれば平成２７年度当初予算で検討していたものを前倒しした部分もあります。

この②から⑮につきましても、実は国のほうへ今、水面下では申請、協議しておりまして、この１４メニューにしておらずに、ある程度グループ化して変動、中で泳げるように申請しておるということでございます。

この①との関係につきましては、国のほうも実務のことはわかっていらっしゃいますので、まず、総合戦略の策定は２７年度から３１年度、要は来年度からにして来年度中の早

い段階でつくってくださいよということを想定しています。そうなりますと、②から⑮はどうなるかと結論から申し上げますと、来年度につくった総合戦略の中にこのことは明記すべきであるということになると思います。

総合戦略につきましては、この②から⑮以外のものについて、さまざまな事業をこの地方創生に役立つものと思われるものを今後本市でも期間をとりまして洗い出しをしていくわけですが、その中に、この②から⑮は位置づけられると思っておりますので、今後プラスしてこれ以外のものを協議会のほうで、審議会委員等で意見をもらいながら詰めまして合わせたものを総合戦略として策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 他の方の答弁で総合戦略、3つの目的があるというふうに私、メモしたんだけど勘違いかな。その3つ目が人口の策定とかというのは、これ、別のことでしたっけ、ここでしょう。この委託料の関係ですね。

特にその国のビッグデータが1つ、それから、K P Iということ、3つ目に人口の策定ビジョンということですけど、この3つ目の策定ビジョンってちょっとよく理解できないので、どういうものをこの1,000万の委託料の中で整理してほしいと考えているのか、その説明をお願いします。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 私自身も今、具体的なものを詰めて持っているわけではないんですが、人口ビジョンにつきましては一般的にはコーホート要因法によるのが一般的でありまして、コーホートでもいろんなさまざまなやり方があります。

また、類似推計値を用いるとか、経済用語で専門的なものなんかがありまして、専門のコンサルタントのほうからいろいろ意見をもらいながら、私どもでも試算できるんですけれども、それを専門家の視点から修正していただくような形で、今、思っておりますのは、例えば人口別の20代の女性をどうしていくとか、もうちょっと細かく積み上げを、客観的なデータ分析をしてコンサルタントの立場から、私どもだけのローカルな思いだけではなく、もうちょっと経済的な専門家のほうから助言をいただきながら、より現実的な人口ビジョンを作成してまいりたいというような、抽象論ではありますが思っております。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） そうすると、さっきの3つとおっしゃられたそのビッグデータを

活用し、とかK P I だとか、そして、今の、じゃ、人口別のいろんなこととか、人口のビジョンとかということが、具体的にじゃ、先ほどの①から⑮、あるいは⑮以降の事業に入っていくというような建前だろうと思うんだけど、実際そういう意味なのか、それとも全然関係なく、年度ごとの個別の予算をつける個別事業と総合戦略は全く関係なく存在するのか、じゃなぜ、関係なかったら必要ないんじゃないという考えも出てくるので固有の総合戦略策定の意味があり、それが市の将来に、27年から31年というんだから、少なくともその範囲内にどこに影響していくのか、個別事業じゃなければ、①から⑮あるいはそれ以上のものでなくて、もっと大きなところに影響するというんなら、どこに影響するんですか、1,000万円かけたものが。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えをいたします。

重ねますけど、先ほどまず1つはおっしゃられたように3つのことを期待しておるということで、大きく1つは国から提供されますビッグデータを活用した地域経済分析システム、これを私ども職員は確約書といいますか、そういうのをとって機密情報もありますので職員も分析していくんですが、これをより有効に活用しまして、また、コンサルタントの専門的な視点によりまして職員以外の目線から、例えば企業の取引とかさまざまなデータ、これは出せないんですけれども、そういったものを活用して、私のところはこの②から⑮のはどういうものかといったら職員限りで、まず、K P I が設定できるもの、なおかつ補正によって来年度実施ができるものをリストアップしたものです。

来年度策定する総合戦略につきましては、この14以外にどんなものを書き込むかということになる。基本的な理念としては、もちろん総合計画から抜き出しになるんですけれども、具体的に書き込む中であって、これは国のまさに交付金を使うのにとって、まさに適合したものやなと思ってK P I が設定できない、客観的なデータを検証できないようなものをここの重要戦略に位置づけるわけにはまいらないということです。

それを踏まえまして、新たにこの山県市においてこんな戦略をやるというのではないかということを見つけて出す上で、この地域経済分析システムによりまして、コンサルタントから新たな視点での施策の提案をもらおうかなというのが1つの期待、もう一つは先ほど言いましたように私ども職員限りではなかなかK P I と言われる重要業績評価の指標を見出しがたいものにつきまして、コンサルタントの持っておるさまざまな客観的なデータによって、こういった施策もK P I が設定できてこの重要戦略に位置づけられるのではないかと提案を期待するというのもう一つ。

もう一つは、先ほど言いましたように、人口ビジョンにつきまして私どもが通常のコ

ーホート要因方法、もしくはコーホート要因の変化率法によって人口推計するだけではなく、さまざまな国内の社会情勢等を踏まえた客観的なコンサルタントからの助言をいただいて、より現実的なもの、また、理想的なものを目指してまいりたいという趣旨でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再々なので次に行きますけど、何か今の答弁を聞いても総合戦略1,000万円がどこに影響するのか見えてこないなと思う。そこで何か知見を得られて、アドバイスを得られて、それを基本姿勢にという気持ちなら今の答弁は受け取れるんですけど、そのために1,000万はちょっとという気になるので、もっと具体的に、例えばこの事業のこの部分とか、この福祉とかというのが出てくるような説明をいただきたいなと思って、これはルールなので改めてお聞きします。

次ですけれども、当初予算の関係に入りますけれども、資料の5—3、ここの4ページの下のところの棒グラフ、左側は市債、借金の残高の推移と、右側は基金残高、貯金、この推移ということで2つのグラフが並べてあります。

非常に見やすいなと思ってぱっと見ているんですけど、ただ、これを視覚的に見ると、じゃ、借金も同じぐらい、貯金も同じぐらいと、ぱっと目では入ってきてしまうんですね。この見せ方でいいのかなということを率直に思ったということでお尋ねしたいわけですけど、左の借金の単位は一目盛りが50億、右側の基金は10億なんですよね。5倍の尺度が違うものを同じ大きさに置くということの是非なんですけれども、こうやって見ると、細かく棒グラフの中身を見るには確かに数字が大きくて、右側の基金が見やすいのは当然なんですけど、このままでは客観的な評価という第一印象はまず得られないと考えるんですが、そのあたり、この表を非常に基本姿勢はいいと思うんですけど、何か見せ方が1つ足りないなと思うんですけど、いかがでしょうか。見解をお聞きしたいですね。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをいたします。

まず、議員は私の本心が作為的ではないとわかっておられる上で、多様な見方に対する配慮が不足しているとの御認識だと受けとめております。

この2つのグラフは、単純に全体の1ページの中のレイアウトの中で、今、お話がありましたように個別のグラフを最大化して単純にはめ込んだものであり、正直なところ、そうした見方ができるということは想定しておりませんでした。

今後は多様な見方に対する配慮をしながら、グラフの意味するところを的確に表現す

るように努めてまいりたいと考えております。

そのため、今後ともさまざまな御指摘をいただきたいと存じますし、当方の実務についての御理解をお願いしたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） これは、答弁はされてもされなくてもいいですけど、こういうふうにもし並べたい場合は、どうしても単位が違うものを横に並べたい場合は、借金、左側の50億の目盛りと右側の基金の残高の50億の目盛りをぴっとこう斜めの線でつなぐ、100億を左の2番目とつなぐということをするのが普通の手法のはずですし、あるいはもっと丁寧にこれは5分の1ですよと書くこともいいけれども、その辺の最後の工夫がちょっと足らなかったかなと思って見ていますし、解決方法は十分にあるという意味で御指摘申し上げますので、答弁したければどちらでもいいです。

もう一点、お聞きしたいわけですが、その前に通告の基金残高との関係もこれ、密接ですので、14項目めで通告した資料5―2の39から40ページ、当初予算の概要の一番最後のページです。ここに地方債の年度末残高というのが39ページ、基金残高が40ページということで具体的な数字がここに出てきます。

これも通告しているので、ちょっとここもお聞きしたいんですけど、26年末と27年末の見込みというところを見ていくと、地方債の残高は1.7億円減りますということ、基金の残高は12億減るという大ざっぱな計算ができると思うんですけど、これを普通の一般の庶民の感覚とかそういう家計的な感覚でいくと、要は借金と貯金の差し引きということで、合計で10億円貯金を持ち出すのかなというふうに思うわけですが、そういう認識でいいのでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 次なる質問だと理解してお答えをさせていただきます。

まず、ちょっと議員、勘違いしていらっしゃるかなというところもございますので、まずは平成27年度当初予算ベースでの正しい数字のほうを御説明申し上げます。

細かい数字につきましては、資料5―2の39ページと40ページにございますが、まず、地方債につきましては、平成26年度末の見込みは一般会計で約191億円、特別会計、企業会計合わせまして、約299億円という見込みでございます。これに対しまして、平成27年度の新たな借り入れが、一般会計で約6億円、特別会計と企業会計を合わせて約11億円であり、平成27年度末の見込みは一般会計で約174億円、特別会計と企業会計を合わせて約283億円となる見込みでございます。

つまり、地方債残高は一般会計で約17億円、特別会計と企業会計を合わせて、約6億円が減少するというものでございます。ちなみに、国でよく言われておりますプライマリーバランス、基礎的財政収支につきましては一般会計で約19億円の黒字となっております。

他方、基金につきましては、平成26年度末の見込みが、一般会計が約80億円、特別会計を合わせまして91億円であります。これに対しまして平成27年度末の見込みは、なかなかちょっと数字を追っていけないかもしれませんが、一般会計で約70億円、特別会計を合わせて約78億円でございます。つまり、基金残高は一般会計で約10億円、特別会計を合わせて13億円減少するということでございます。

議員お尋ねの地方債残高の増減と基金残高の増減を差し引くという考え方はちょっとわかりにくいかと存じます。それでも、あえてそのロジックでお答えをいたしますと、一般会計では、約7億円を蓄え、特別会計、企業会計を合わせては約7億円を持ち出すという考え方になるということになります。

それよりも、むしろ単純に一般会計の状態を家庭的な観点で表現するとすれば、借金は17億円減るが、そのために貯金は10億円取り崩しますよといった言い方のほうがわかりやすいかと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今のところはちょっと、仮にそこまでしておきましょう。

先ほどの予算のポイント、資料5—3の4ページの2つのグラフのところに戻って、市長に確認したいんですけど、グラフで基金の残高というのがこの六、七年前から比べて下がり始めると、傾向がそこで逆転しているわけですね。

左側だから借金、市債のほう、右側の基金の残高というのはこの3年ほど、新年度を入れて、ここで減り始めているというふうなことが見てとれるわけですがけれども、基本的にはやっぱり基金を減らすという中で起債も減らしていつているという傾向は、逆に視覚的に見ればそうとれるわけですね。

そのあたりで将来的に基金は減らしていきます。減っていきますということはずっとおっしゃってみえる、じゃ、基金はどうなっているのというところは明確な整理がないと思うんですけど、今後、基金はずっと減っていきますという答弁があるとして、基金、起債ですね、今後どうなっていくのか。ふえていく方向で持っていくのか、まさに市長の持っていく方次第だと思うんですけど、それとも、やっぱり徐々に下げていくという傾向でいくのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。市長にお聞きしたい。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 基金に対する考え方でございますが、昨年までは、基本的には基金はしっかり積み増しというような考え方でおりました。それは、やはり今の財政状況とそして合併の算定がえですね。算定がえに対する考え方がございましたので、大きく減額しているということがございましたが、昨年の末からこの財政状況も国の算定がえの見直し、また、あるいは、この起債の償還の状況、4年で70億近い起債の償還をすることができました。

そういったことからすると、今後、基金の積み増しということは、そういった考え方は持っておりません。合併した後、多くの基金を積んでおりますが、基本的な考え方としましては積み増しをするということよりは、市民の住民サービスの向上を少しでも図りながら、そのバランスをとりながら進めて予算編成に努めていきたいと考えております。

○議長（杉山正樹君） 寺町さん、質問を変えてください。

○7番（寺町知正君） 別にまだ再質問ですけど。

○議長（杉山正樹君） いや、再々が先……。

○7番（寺町知正君） 先ほど通告が違うものに行きましたので。

○議長（杉山正樹君） 違います。そうだけ……。

○7番（寺町知正君） いいですよ。今の市長の答弁で納得していますから。

じゃ、次に行きますけれども、同じく資料の5—3で5ページですけど、5ページには左側に常勤一般職員数ということでグラフが出ていて、右側には一般職の人件費ということでグラフが出ています。どちらも右肩下がりで減少ということでは非常に見やすいわけですが、中を見ていくと職員人数というのは29%の減というふうに計算されて、じゃ人件費はというと22%の減というふうに計算されるわけですけど、そこに非常に大きなずれがあるわけですね。

この原因というのは何かというのは読み取れないんですけれども、1人当たりの人件費がふえたとか、高くなった、あるいはほかの理由なのか、そのあたりどういうふうにこの両者を受けとめたらいいのでしょうか。

それから、もう一つですけど、市の人件費全般を見ると、例えば非常勤、臨時職員の分も当然あるわけですね。この2つ示された表と同じような考え方で非常勤の職員の職員数と人件費ということの変動を見ると、どういうふうな関係になるのか、例えばこれと同じとかもうちょっと具体的な数字を答えていただきたい。概算しかできないんでしょうけど。

それから、3つ目ですけど、人員が減るとか人件費が減るといふことの1つの要因は指定管理者制度、積極的に使っているわけですけど、そういったことで、それまで市の職員が直接運営していたものが外部に出ていくということで、当然、市の仕事量自体が減っていくわけですから、それは人員や人件費の減になるということで単純にこの5ページの表を見て、ああ下がったねとは言えない背景がある、委託費として出ていくとかいろんな形がありますから、そのあたりを解明する必要もあるかと思うんですが、指定管理の関係で実際どの程度ここに出てこない数字、金額があるのか、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。1点目の御質問について、私のほうから答弁させていただきます。

平成16年度以降、各年度の全会計の当初予算で計上しました人件費に係る給与費明細書を分析いたしてみました。

まず、給料についてでございますが、平成16年度では1人当たり平均給料は29万9,539円で、職員の平均年齢は41.1歳でございましたが、来年度、平成27年度の当初予算を見ますと、1人当たりの平均給料は32万771円で、平均年齢は45.2歳でございました。この16年度と27年度の差は、1人当たり平均給料で2万1,232円増加をしておりますし、平均年齢では4.1歳上昇をいたしております。

次に、職員手当を見てみますと、平成16年度では1人当たりの平均支給額は16万8,610円で、同じく27年度では16万7,407円と、各年度ほぼこの金額と同程度で推移をしております。

次に、共済費を見てみますと、平成16年度の1人当たり平均支出額は7万3,510円で、同じく27年度では10万4,901円と3万1,391円増加をいたしております。

以上の数字のデータから見ますと、本市の職員は平均年齢が非常に高いということもございます。これは、年齢が高ければ高いほど1人当たりの人件費というのは当然高くなってまいります。

また、退職者は多くても平均年齢は上昇しているというのは、先ほどごらんいただきましたと思いますが、給与の高い年齢層の割合がなかなか減っていないということが推察されるとともに、同時には毎年定期昇給で1人当たり2,000円から7,000円程度を増加いたしますし、昇格による給与費の増加もございます。

さらには、先ほども見ていただきましたが共済負担金、近年では基礎年金拠出金の公的負担割合が非常に上がっております。こういったことで増加をしておりますし、さら

には職員の新規採用もここ数年ずっと行っておりますし、昨年度からは再任用職員も雇用しているといった、こういったさまざま要因が重なって職員数の削減率と人件費の削減率の乖離が生じているというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 2点目につきましては、当初予算書に関することでもございますので私からお答えをさせていただきます。

非常勤の特別職について、まず、人員についてでございますが、平成16年度は詳細がちょっと若干不明なところもございますが、平成16年度が1,670人、平成27年度は1,714人であると考えております。報酬額につきましては、平成16年度が2億1,567万5,000円、平成27年度は2億1,496万円でございます。

続きまして、3点目につきましても指定管理全般に関することでもございますので、私からお答えをさせていただきます。

来年度当初予算ベースで申し上げますと、香り会館等は直営としており、全部で6種類がございます。そのうち、青波福祉プラザ、老人福祉センター、山村開発センターの3種類の施設は、実質的には旧自治法の管理委託を新法の指定管理にしたものであり、実質的に職員の負担は変わっていないものと考えております。

そこで、残りの3種類の施設についてでございますが、兼務等もありまして単純に比較するのはなかなか困難ではございますが、平成16年度当初の事務分掌表をちょっと探し出して見てみたんですが、当時は有線テレビ施設の職員数は8人、グリーンプラザみやまには3人、体育施設が2人程度というふうになっておりました。平成27年度当初は、指定管理に係るこれらの指定管理に関する事務のみとなったことにより、当該施設に実質職員が携わっているのは、平成27年度当初は合わせても1人分にも満たないものとも考えられますので、実質的には先ほどの数字を合計した差し引き13人分程度の職員労力が民間に移譲されたことになるものかと考えられます。

なお、この人件費についてでございますが、山口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、昨年12月に公表いたしております1人当たりの給与費が569万4,000円となっております。これを単純に掛け合わせますと約7,400万円ほどに相当するものと考えられます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） まず、総務課長の考察というのをお聞きして非常に納得できるの

でありがとうございます。私も大体意味がわかりました。

それから、今、企画財政のほうの非常勤の職員の数字、基本的には余り変わっていませんねという認識で受けとめていいかなと思っています。ということは、やっぱり一般職の動態が影響してくるだろうということです。それと、指定管理については、およそ13人分程度という概算の中で、金額では7,400万円程度が指定管理の関係じゃないかということで、ある程度これは影響するものであろうという受けとめをしています。

そこでお聞きしたいんですけど、まず、総務課長には、じゃ、資料の5ページ、今の資料5―3の先ほどの常勤一般職員が減っていくというグラフ、それから、人件費が減っていく、減っていくけど減り方が違うねというところでした。じゃ、これは今後はどうなっていくのか、先ほど年齢が平均で45歳に上がったことが額がふえたことということでしたが、じゃ、この後、職員の年齢というのはどういう関係にいくのか、年齢がますます上がっていけば当然、これは人数は減っていくのであろうけれども額はその割に減らないよというこの傾向がますます強くなるんだろうし、ちょっとその将来の今後の予測をしていただきたい。

もう一点ですけど、きょう他の方の答弁で予算書の182ページなどのところで人数の捉え方、ここに出ていますけど、その中で再任用の職員がこういったところでは計上していないのでということで、2名とか9名とかという答えがありました。人数はそこでわかったんですが、じゃ、それは職員の人件費に一体どういう反映をしているかというところは説明がなかったと思うので確認したいんですけど、再任用の職員の場合の報酬になるんですかね、報酬でしょう、賃金じゃないですよ、給与になるのかな、再任用は。ちょっとごめんなさい、正確に法律との関係はわからない、いわば労働に対する役所が払う人件費、名称はちょっとともかく、その決定の根拠ですよ、何をもとにAさんは幾らにする、Bさんは幾らというか一定の明確な基準、例えば年齢だとか公務員経験の年数だとか知らないけど、そういった基準があって定まるのか、それともどちらかというとその人の過去の経歴の職責とかそういった過去の給料とか、そういったことから積算するのかというその基準のことを教えてほしいし、じゃ、実際、概算どれくらいお一人当たり、先ほど職員の平均は569万という数字もありましたが、再任用職員の場合ってどれくらいなんですかというところをお聞きしたいですね。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） まず1点目の御質問でございます。

今後の職員の年齢構成の見通しということの御質問だったと思いますが、先ほど申し上げました27年度、職員の平均年齢が45歳程度だというふうに申し上げましたが、実は

これ、平成16年からずっと並べてみますと平成25年が47歳でございました。それ以降、実は減ってきています。正確にいうと45.2歳なんですけれども、45歳レベルまで落ちてきています。これは新規職員の採用を始めているというところが影響しているのではないかなというふうに思っています。

今後も、ここ数年で多いときですと20名程度の退職者、これは行政職だけではなくて消防職、保育士等も含めてでございましてけれどもという年度も出てまいります。こういったところが正規職員の中の定数管理に入ってくる職員の中では減っていきますので、平均年齢というのはぐっと下がってくるのではないかなというふうに私は考えております。

それから、2点目のまず再任用職員の給与の決定の基準でございしますが、お手元の議案の資料1に27ページ以降に議第9号で本市職員の給与に関する条例の一部改正が書いてございます。

28ページ以降に職員の給料表が出てまいりますけど、これ、ずっとめくっていただきますと31ページに書いてございしますが、再任用職員、各級ごとに実は給料が決まっております。じゃ、給料、誰をどの級に適用するかという意味での基準でお話をさせていただきますと、これは退職時の給料、支給している給料の級がございします。

例えば、7級の課長職ですと2階級落とした形になります。ですから、例えば、7級の課長が退職したといった場合には2回級落ちますので、この表でいきますと5級の28万7,400円が適用されるんですが、ただ、ここの給料表のこの28万何がしという金額はフルタイムの雇用の金額でございします。私も現実に採用していますが短時間勤務労働でございしますので、このフルタイムの金額を働く時間で割り落としたものが当該職員の給料の単価になってくるという、そういう仕組みでございします。2階級落ちるということと勤務時間に応じて割り落としをするということで御理解いただきたいと思います。

幾らの金額になるかといいますのは、済みません、ちょっとすぐに出てこないんですが、これをベースに考えていただいて掛ける12プラス共済負担金とか雇用主負担分も出てまいりますので28万としますと、そうですね、五、六百万円ぐらいはいくんじゃないかなと、ざっと計算すると思うんですけれども、済みません、正確な数字じゃなくて申しわけございませんが。

以上……。

〔「五、六百万じゃない、さっと見たって300万じゃない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（関谷英治君） 300万ですか。ごめんなさい、失礼しました。300万ぐらいですか。28万7,000円ですと、そうですね、300万ちょっとですかね。となるかと思います。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 資料1の給与条例改正の最後にあるというのは、初めて私も気がついて、ありがとうございます。そこを見ればいいというのは基本がわかりました。そこからランクを下げるということもね。

おおむね、今、丁寧に説明していただいて大体わかりましたので、次に行きますけれども、資料の5-2、当初予算の概要というところで、14ページのところで、左のページを見ると43というふうに書いてあるグループがあるんですが、ここ、ページの下から3つ目、財務書類の作成支援委託料ということで188万円があります。

これについては、以前委員会でもちょっとお聞きしたような気もするんですけども、職員でできないのという基本線を持っているわけですけど、一応新年度もまた同じように出てくるんですが、このあたり見解を述べてください。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをさせていただきます。

御質問の財務書類に関しましては、現金主義会計では見えにくいコストですとかストックを把握し、現金主義会計の補完機能を期して作成しているものでございます。

本市におきましては、合併年度の平成15年度決算分から実はこういった財務書類というのは作成しておりまして、平成15年度当時は決算統計データを主とするマクロ的な手法によりまして、今でいう旧総務省方式により作成しておりました。その後、国の要請等にも応じまして、平成20年度決算からは固定資産台帳整備なども必要となります基準モデル方式により作成してきております。

旧3町村を通じて初めて作成した旧総務省方式の平成15年度決算については、手前みそではございますが、幸い私は複式簿記についての一定の知識も有しておりますので、私が当時の財政課に所属していたときに作成したものでございますが、この方式でさえも結構苦労したことを覚えております。

一方、現在の基準モデル方式においては、全ての仕訳の積み上げにより作成するものであり、一定のソフトを活用してもかなりの時間を要します。そこで、より時間的、経済的効率性を鑑み、そうしたことを専門としていらっしゃる会計事務所へ、経済用語でいいますと比較優位という言葉になり、この発想により委託しているのが実情でございます。

こうした中で、現在の作成方法は自治体によって異なっておりまして、国においては近々のうちに統一的な基準を設け、やむを得ない理由がない限りは平成28年度決算までに移行するように求められてきております。そのためにも、国においては標準的なソフ

トウェアを開発し、平成27年度、来年度中には無償で各自治体に配付されることとなっております。

本市としましては、このときを機に職員が作成すべきか専門業者に委託すべきか、職員スキルの向上の効果ですとか、先ほど申し上げました比較優位の観点等から、改めて検討して着手してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、その新しい制度が国から示されるのも期待しつつ、きょうはちょっとここで終わっておきましょう。

次ですけれども、資料5-2の14ページですけれども、先ほどの下で44というグループですけど、公共施設等の総合管理計画策定業務委託料980万円ということで、素朴に言ってかなり高い額が出ておるなというふうに私は思ったんですけれども、そのあたり担当としてはどうなのか。

それから、この関係のところはいろんな他の自治体も国より先行して進めているところもあり、国からも指針が出ているという状況ですけれども、こういった計画は自前でできるのではないかなと、その努力をすべきじゃないかなと思うんですが、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の当初予算に計上しました980万円の多寡についてでございますけれども、まず業務内容でございますが、平成25年4月に総務省から示されました公共施設等総合管理計画の策定指針に沿った内容を想定しておりまして、予算額の算定に当たっては想定されます事業内容を提示する中で、複数のコンサルタント会社から見積もりを徴収し積算した結果でございますので、御理解をいただきたいと思います。

さらに、周辺の6市に同事業の予算措置状況を調べてみました。大体、1,500万円から2,200万円の幅の中で予算計上がされているといった状況でございました。なお、現時点で全く当該事業に着手できていない市では、複数年で実施をしたいと考えている自治体もございました。

本市においては、いわゆる箱物限定ではございますけれども、自前で市有施設の現況把握や見直しの方針の骨子は作成をしております。その点を考慮しても他市よりは安価に実施をできているのではないかなと私どもは考えております。

なお、この事業費につきましては、その2分の1を特別交付税で措置されるというこ

ととなっております。

次に、2点目の業務委託の必要性でございますが、必要となる施設は多岐にわたる公共施設や公共インフラでございます。その対象件数も非常に多いことや加えて国の策定指針では、人口の将来予測や公共施設の現状を踏まえた施設の評価、分析、現状把握やデータの整理だけではなく、客観的、専門的な視点が必要となる業務も含まれていることから、他の自治体においても業務委託する自治体が非常に多い状況でございます。

また、本市では25年度から先ほども申し上げましたが公共施設の見直し指針の作成やいわゆる箱物の現状把握に取り組んでまいりましたけれども、国からはさらに対象となる施設を拡大した上で28年度までに当該計画の策定を求められております。

また、本市には施設の耐震化など大規模改造が必要となる施設のほか、施設機能が類似する施設や使用しなくなった施設などが存在をしているところは御承知おきいただいていると思いますが、こうしたことから長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、将来に向けて安定した行財政運営の実現を図るために早急に取り組むべき大きな課題であるとも認識しております。

これらを勘案しますとともに、事務の効率化等も配慮いたしまして、業務委託をお願いしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

あと、先ほどの御質問で再任用の職員でございますけれども、手元にデータがございまして、幅がやはりございまして240万から先ほど言いました300万ちょっとという幅の中で職員を採用してまいります。現時点での、27年度の予算計上額は2,640万ほどというふうになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） きょう、他の方の答弁でもそうですし、今の課長の答弁でも、この事業の中で人口の将来予測だとか推計などの把握もということがされるということ、しかもそれを外注で明らかにしたいということでした。

先ほど、じゃ、企画財政課長の総合戦略ですか、地方創生の関係する、そちらでも人口の推計だとか人口のビジョンだとかというところがあったんですが、それは同じスタンスで評価するものが出てくると見るのか全く別の事業だから全然違う、業者も違う、当然コンサルも違う、全然違うものが出てくるのというところが気になるわけですが、だって違うものが2つ出てきたらそれこそ役所は困ってしまうし、違うものであるということになりますから。そのあたりはどういうふうに考えたらいいか、これはどちら

になるのか、どちらにも答えてもらったほうがいいかもしれないけど、きちっと整合性がとられた形で人口のもの片っ方は1,000万でしょう、九百何万、こちらも1,000万ぐらいですよ、出すものの中の主たる目的の1つが同じ人口の動態を調査する、出してもらう、その整合性とか統一性はどう考えたらいいんでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 私のほうから施設の総合管理計画の策定の上での予算額の見積もりをしたという経緯がございますのでお話をさせていただきますけれども、先ほど言いましたように業者に想定される業務内容を示す中で、例えば、総合計画の中でも人口予測はもうされております。

先行しているデータがございますので、そういったものを活用していくという前提で私ども予算額の計上はさせていただいております。

また、新たに取り組む内容につきましても、もちろんこれは整合をとってまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の課長の答弁だと、じゃ、総合計画に既に先行データもあるし、実際数字も出ています。後でもお尋ねするつもりですけども、ということがありましてということだったら、先ほどからおっしゃった総合計画業務委託料の980万円で主たる目的の1つで挙げた人口推計をしてもらいますというのは、いや基礎データがありますからという答弁だったら必要のないことじゃないですか。

それから、企画財政が答弁をされた地方創生の関係の戦略だって、それがベースになるんだったら、あえて3つのうちの1つの目的ですなんていうことではないわけでしょう。そこは統一したものを示していただきたい。

これは課長にでもいいし市長でもいいんですけど、なんか今の答弁では全く、そもそも3つのうちの1つの目的のほうで総合計画に出ているわけでしょう、それがベースですとおっしゃるならね。それとも、全くそれを覆すものが出てきてもいいよという新たな立場でいくならいいけど、また、逆に総合計画との不整合が出てきて大変なことになると思うので、何かばらばらなのできちっと示していかないとまずいんじゃないですか。

○議長（杉山正樹君） どちらが答弁する。

○7番（寺町知正君） じゃ、適切に答弁できる人に……。

○議長（杉山正樹君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 再々質問にお答えさせていただきますけれども、先ほど言い

ましたようにデータを活用させていただくという中で、国から示している今後の総人口や年代別の人口の見通しについて、策定指針の中では30年程度の期間というのがございます。それが、今、総合計画の計画とマッチしているかどうかというのもございますし、そういった意味でデータを活用させていただくということを申し上げたところでございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君、質問を変えてください。

○7番（寺町知正君） 非常に納得いかない答弁で終わっていますので、ちょっとこれは議場外でも話さないで。3つのばらばらのデータ、人口に関するものが何かひとり歩きしそうで心配です。

通告の次ですけど、バスのシェルター、これについては答弁などが既にありましたので、ここはもう終わったということで次に行きます。

当初予算の資料の5—2の16ページ、左側でいくと上のほうですけど53というページでくくってある中の移住定住促進補助金2,836万8,000円、これについて、この概要と補助を受ける側の主体はどういうところ、どういうものというふうに考えたらいいかということ、それから、具体的な積算根拠だとか、対象の見込みというのはどのようなようか。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えをさせていただきます。

まず、基本的にはこの施策につきましては美山支所が中心となって詰めておるものではございますが、まず、当該補助制度につきましては、不動産業者が存在しない地域、例えば美山北部の過疎地域を対象として、移住定住を促進し、建物倒壊ですとか防火、防犯等の空き家の持つ弊害の解消を目指すとともに、他地域からの住民が混在されることによる新たなコミュニティの創設によりまして、また、集落存続と地域の活性化を目指そうとするもので、補助メニューとしてはまず3つを考えております。

1つ目は、空き家の取得費補助でございまして、300万円以上の物件を取得された場合に、上限額が200万円、2分の1以内の補助というのが1つ目です。2つ目が空き家の改修費の補助でございまして、これも2分の1以内ですが上限額300万円というものです。3つ目が今度、空き家の賃借料補助というものでして、月額1万5,000円を上限とし、これも2分の1以内の補助でございます。

なお、中学生以下のお子さんを扶養していただける場合には、取得費補助と改修費補助に関しましては、一定の加算というのもちょうと今考えておりまして、そのほかにも、その空き家の中での廃棄物処理費用の補助といったものも考えているところでござい

ます。

補助対象者としましては、基本的に現段階で考えておりますのは、まず、単身者は除くと。1人で来られた方、単身者を除く世帯の方でありまして、転入もしくはこの過疎地域の転居前に継続して3年以上対象地域に住所を有していなかった方を対象として考えております。すなわち、今住んでいる人が一時的に1カ月転出しておって戻ってきて改修費補助とはならないわけでございまして、いわゆるIターンのほかにも、こうしたUターン等も対象にする想定でございます。

なお、空き家の所有者と2親等以内等の方からの取得についても対象外とする予定でございます。

こうして試験的に実施してみるといった要素もありまして、対象見込みは、現時点では不明であります。来年度当初予算においては、それぞれ5件分ずつを予算計上しているところでございます。ちなみに報道等によりまして移住者全国1位と言われるのは長野県佐久市が有名でございますが、こちらでは大体このところ年間50件ほどの実績があるようでございます。これはただ、断トツの数値でもありまして、そこまでは見込めないと考えておりますし、ゆうべも佐久市のホームページをずーっと見ていたんですが、数千万、同じような予算規模で確保しておって実績を上げておられるということです。ですので、よりよい方法で移住、定住が促進するような施策を今後詳細に詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 各地で移住、定住の促進のための制度だとか、あるいは空き家の対策の条例をつくる場所もあってということで、国が法律をつくりましたよね、ことし。それで、私はその関係もあるのかなと思ってはいるんですが、法律と関係がないことなのか、それから、法律では自治体が調査をして今度は行政指導的なこともするという制度もありますよね。その辺は、山県市は法律についてどういう認識でいるのか、そのあたりはどなたの答弁がいいのかわからないので答弁者、お任せしますけどいかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

私も国の空き家改正の関係で法律ができたのは承知しております。

あちらは過疎地域というよりも、空き家の持つ弊害を解消していくということで従来の6分の1、税軽減をなくしていくというような趣旨で、あめとむちでいけば、どちら

かというともちのような政策かなというふうに思っています。

これはまた、過疎地域とかに限らず人口集中地域でも全て国内全体を対象としていかれる法律ですので、そうした大きな枠組みの中で今般、私どもの政策はどちらかというと、例えば話でいけば、あめとむちでいけば、あめのような政策でございまして、そうした弊害を解消するのももちろん副次的には持っておりますが、まず、主体的には過疎地域の人口減少を抑制するために、集落存続のために移住、定住を促進していこうとするための補助制度を新たに設けようとする趣旨でございまして、当然、今回の法律の中で及ぶものでありますので、そこに抵触するものであれば法律のほうが優先されることになってまいると理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 法律との絡みがあるようなあめとむちという対比もされましたけど、法律では税金のことも含めつつ行政が一定の認定をした場合ということですよ。それから、もう一つ、空き家については、例えば不動産業者と先ほども言葉があったけど、不動産業者なりどこか専門のところが仲介に入ってもいいから空き家を管理する人がいれば、行政の減税廃止の対象にはならないよというところもある、そういう意味であめであるこの制度がある種結果としてうまくリンクしていく可能性もあるんだろうと見るんですが、そういう意味の関連性も評価していいのか、それとも、法律は粛々として首長が執行していくのでこれは余り関係ありませんという立場でいくのか、どちらなんでしょう。法律はちゃんとやるんでしょう、その制度は。

○議長（杉山正樹君） どなたが答弁したらいい。

林市長。

○市長（林 宏優君） 2年ほど前だったと思いますが、条例の制定につきまして御質問いただきまして、そして、条例をつくっていくというか一般質問でしたか、そういった趣旨で当時の課長が答弁させていただいておりました。

当然、進めていきたいと思っておりますし、今、質問を聞きまして、2年ほど前にそういった御質問をいただきながら、まだできていませんので、これは担当課は建設課でございまして、建設課のほうからしっかりとした条例が早い時期に提案できるようにしたいというふうに考えております。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、質問を変えますけれども、資料の5ということで、これは予算書のほうですけど、188ページ、ここは債務負担行為の調書というページになります。

この中で、指定管理ということについて見てみたわけですが、指定管理が3年から5年の管理期間というのが山県市の基本ですね。この予算書をつくる書き方というのは、地方自治法やその規則、施行令できちっと定められているわけですが、債務負担に計上すべきものとして挙げられている1つは指定管理であると私は認識しています。

そういう観点で見ると、188ページの左側の明細を見ると、下から2つ目、社会体育施設の指定管理料という形で限度額が書いてあり、年数もずっと書いてあります。ですが、これ以外に出ていないわけですね。

先ほど、指定管理については幾つかの説明もありました、お金、人件費が伴わないものが3件でしたっけ、それから、他の3つということの話も先ほどされたわけですが、それ以外にもありそうな気もしますが、少なくともその体育施設以外は出ていないわけですね。あるという答弁がこの議場で先ほどされながら。このことは前から僕は指摘していて、昨年やっこの体育施設が載ってきたと思っています。ことしの予算書には全部出るんだろうと期待していたんですが、出ていないわけですよ。

じゃ、法律に従って債務負担行為の調書に指定管理施設の一覧表を載せること、ここに書いてあるとおりにね、数行ふえるだけです。それで、何かそれをやったら市のデメリットがあるんですか、出てこないのは。何か大変なことがあるから出ていないのかという答弁があれば、また、考える余地はあるんでしょうけど、どうでしょう。

それから、じゃ、そもそもなぜここに計上しないのか、社会体育施設だけ載せて他の指定管理があるということは認めながら載せていないこと、それはなぜなのか地方自治法に対して適法性はどうなんですか。

それと、議決するのは私たち議員ですが、指定管理のものについては、じゃ、複数年、将来も山県市が指定管理として出していきます、お金もこれぐらい必要です。年度はいつまでですというようなことを示しているのは体育施設だけだとすると、他のことは想定せずにこの予算は見たらいいということに結果としてなるわけですね。そこの疑問、議決権の行使という問題も出てきますので、じゃ、これ以外に指定管理という形できちっとある種覚書なり契約なりしているはずですから認識しています。それについてのこの調書に出てくるような限度額だとか、いつ年度末まで、あるいは当該年度の支出予定額、それから、27年度はとか翌年度以降の支出予定額だとか、財源内訳はというこの表が完成できるはずですよ。そこを漏れているものについて答弁をいただきたい。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど、久保田課長が一部答弁させていただきました。重複するかもしれませんが。

来年度、当初予算ベースでの指定管理施設は、香り会館等を直営としておりますので、全部で6種類ございます。

そのうち、山村開発センターとグリーンプラザみやまにつきましては、指定管理料は無料でございます。ゼロ円でございます。社会体育施設につきましては、昨年第1回定例会にて議決いただいたものを調書に記載しているところでございます。残る施設につきましては、遅くとも老人福祉センターは平成27年度、有線テレビ施設は平成28年度、青波福祉プラザは平成29年度の協定締結時には債務負担行為による協定を想定いたしており、その際に債務負担行為の予算議決をお願いしたいと考えております。

現段階では、新たな債務負担行為の予定はいたしておりませんし、債務負担行為の議決をいただいていないものを当該調書に記載するというのはいたしかねますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

そうしたことを踏まえまして、まず、1点目の計上することの市のデメリットについてでございますが、かつて、当時の総務部次長が債務負担行為によらない単年度協定のメリットの例として、当初の指定管理料よりも低額で十分に運営できるというような場合に、翌年度からの指定管理料の減額を可能にするためという答弁をさせていただいたことがございます。しかし、今は年度協定でなくても、そうしたことは可能であると考えており、余りデメリットとしては考えておりません。

次に、2点目の地方自治法上の適法性につきましては、債務負担行為によらない単年度協定を結んでいるものについては、直ちに違法と評価されるものではないと考えておりますが、国からの助言を踏まえましても、余り好ましくないとの考えにより、昨年第1回定例会では社会体育施設での債務負担行為をお願いしたところでございまして、他の施設につきましても、今後はそうした方法に切りかえてまいりたいと考えております。

3点目の残る施設の指定管理料につきましては、まず、現段階で将来金額を確定しているものではありませんが、平成27年度の当初予算の金額では、老人福祉センターは、伊自良が658万7,000円、美山が460万3,000円、有線テレビ施設は727万1,000円、青波福祉プラザ200万円となっております。

これを踏まえまして、まず、老人福祉センターは平成23年度から平成27年度までの指定であり、前年度までの支出額は、伊自良が2,652万9,000円、美山が1,843万8,000円であり、翌年度以降の支出予定額はございません。

有線テレビ施設は平成24年度から平成28年度までの指定であり、前年度までの支出額は2,140万9,000円で、翌年度以降の支出予定額は727万1,000円を上限として、事業者と詰めたいと考えております。

青波福祉プラザは平成25年度から平成29年度までの指定であり、前年度までの支出額は408万9,000円で、翌年度以降の支出予定額については、200万円の2年分と消費税の引き上げ分を基本として、事業者の自主事業等を踏まえて事業者と詰めてまいりたいと考えております。

なお、これらの財源は今のところ全て一般財源を想定いたしております。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、今の答弁をお聞きして確認ですが、現在、指定管理という形でできていて、ここに計上していないものについては、次の同じ業者かはともかく更新の時期が来るわけですね。そのときの更新は当然議決が必要ですので、その議決のときからはこの予算書に計上されるという受けとめでよろしいわけですね。

○議長（杉山正樹君） 答弁。林市長。

○市長（林 宏優君） はい。そのとおりでございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、最後の通告ですけれども、資料の6、総合計画の関係ですけど、この総合計画の基本構想ということで基本構想の議案として出ていますけれども、何か中間答申があったというような話も聞いていて、その中間答申の位置づけとかこの基本構想との関係とかよく飲み込めていないところがあるので、議決を求めているこの基本構想、それから、中間答申ですか、そういうふうに説明されたその中間答申がどういうもので、どういう関係かというところ。

それから、細かいところはともかく、24ページのところで定住人口、きょうは他の方の話もありましたけれども、定住人口を推計より5%上回るように設定してあるというふうにここに明示されています。

私自身は前回のこの基本構想の議案のときに、当時は非常に少ない数字を出してきておられたので、それはおかしいのではないかと。基本構想としてやっぱり人口の目標を、設定を高くしなければ絶対ふえない、下がるという目標だったら下がるだけでしょうという議論をしました。そういう観点から、一応5%上回る数字を置いておられるということ、私はその観点で評価したいと思っていますけど、ただ、それがこの5%を上回る数字が他の部分のいろんな予測だとか、現状把握だとかというところに反映した数字なのか、それとも24ページのここだけ5%上回りますというふうに書いてある数字なのかという、それによって非常に全体の評価が違ってくると思います。そのあたりの確認をしたい、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 第2次山県市総合計画につきましては、基本構想の議会上程後も、市総合計画審議会において検討を続けていただいていたのでございますが、基本構想については本定例会へ上程したいとの思いもあり、基本構想に関しての答申を主に中間答申をしていただいたところでございます。

この基本構想と基本計画との関係についてでございますが、基本構想は本市の目指す将来像や人口指標、土地利用方針などを定めるのに対しまして、基本計画は基本方針で定める基本的な方向性を受けて、実現に必要な分野別施策の展開を規定しようとするものでございまして、言うなれば基本計画は基本構想の実現計画といった関係になるものと考えております。

2つ目の定住人口につきましては、推計人口の5%増を目標数値とすることを決定したのがおそかったものですから、ひょっとすると他の計画との間にそごがあるかもしれませんが、この総合計画の基本計画につきましては、基本的にはこの定住人口をもとにした計画にしたいと考えております。ただ、現時点では、5%増の具体的、客観的な根拠を持ってはおりませんので、来年度策定を予定している地方人口ビジョンにおいてより明確にしていきたいと思いますと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に確認だけ1つしたいんですけど、基本構想、議会で通ることについてよく議論されるんですけど、議案として出てきたのは2月ということで、もう議会で議論をしてもそれはここの文言を修正するという形にはまず反映しないだろうと、みんな経験則でそう思いますし、現実にもそうですよね。ここで修正していたら間に合わないよねというのはあると思うんですよ。

それは前からこの議場でも何人かの人が議論していて、今後、今これはともかく、今後は議案として出てきたら意見は聞きますがという形だけではなくて、もっと前の段階で議会との議論を詰めていって、最終的に議案として出して承認的になるという形が望ましいと思うんですが、その点についての今後の進め方、議会との関係、このあたりについて市長に確認したいということと、それとの関連で、今後、基本計画がつくられていきます。でも、基本計画というのは議会に出てきませんよね。そうすると、議員というのは基本計画の中でここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという議論ができる余地があるということは、とりあえず今後の必要性かと思うんですが、その2点について市長の見解を求めます。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず1点目でございますが、今後におきましては事前に協議をさ

せていただきたいということを考えておりますし、計画につきましても、聞くところによりますとこの定例会で議会から計画についてもこの議決事項ということをお聞きしておりますけれども、ここはまだこの議会での案件となりますので……。

〔「これは案で、まだ修正されるんでしょう。という説明を受けています、今後。これこそ中間案だから。これが確定するのはもっと先ですという説明を受けました」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 計画でしょう。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） そうです。まだ数字の入っていないのもありますし、当然ですが、基本計画を先ほどの質問では……。

〔「これが確定するときまでにまだ間があると思うので、半年か1年、そこまでに議会とのやりとりはあるんでしょうかという」と呼ぶ者あり〕

〔私語する者あり〕

○市長（林 宏優君） 最終日に配付させていただきます。

〔私語する者あり〕

○議長（杉山正樹君） 寺町さんよろしいですか。

○7番（寺町知正君） はい。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） 大変お疲れのところ申しわけありません。

ちょっと1つだけ確認をしたいんですけど、恩田議員の質疑の中で放課後児童クラブの施設改修の工事がございましたけど、そのときに課長の御答弁では伊自良南小学校やったかな、南小学校の空き教室を利用してということ、今度、放課後児童教室というふうに課長、たしかおっしゃったと思うんですけど、これ、放課後子ども教室のことですかね。今度、伊自良で行うつもりの放課後児童クラブではなくて、放課後子ども教室を今度伊自良で行うということでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 失礼しました。

私が言ったのは、放課後児童クラブのほうでございます。クラブを学校で実施するというところでございます。今は公民館等で実施しておりますが、そういうところでござい

す。

○議長（杉山正樹君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） たしか放課後児童クラブと放課後子ども教室というのは所管が違って、そうですね。放課後児童クラブを空き教室を使ってやるということですね。

○議長（杉山正樹君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） そのとおりでございます。

○3番（吉田茂広君） はい。わかりました。結構です。

○議長（杉山正樹君） ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） さっき吉田議員から発言があつて、僕が尋ねたら困ってしまう。

このシルバー人材センターですけど、私も全く同意見なんですが、これ、この場において否決というわけにいかないでしょうけど、何か、江口課長、工夫をして改善がされるように、表向きの格好のいい話はどちらでもいいんですが、例えば否決はできないので凍結をするとか、あるいはこれ、付託されるので委員長がよく議論をしてどうこうするとかというのは考えられたほうがいいと思いますので、これはあくまでも助言ですが、そのことも今後に考慮していただきたいと。回答は要りませんので。

以上です。

○議長（杉山正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について及び発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての32議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（杉山正樹君） 日程第2、委員会付託。

ただいま議題となっています議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第33号 第2次山県市総合計画基本構想についてまでの31議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、発議第1号は委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はいたしませんので御承知おきます。

○議長（杉山正樹君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

あす10日、11日は総務産業建設委員会、12日、13日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、3月17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時49分散会

平成27年 3 月17日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成27年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月17日（火曜日）

○議事日程 第3号 平成27年3月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	上 野 欣 也 君
5番	石 神 真 君	6番	杉 山 正 樹 君
7番	寺 町 知 正 君	8番	尾 関 律 子 君
10番	武 藤 孝 成 君	11番	藤 根 圓 六 君
12番	影 山 春 男 君	13番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（なし）

○欠員（2名）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君

学校教育
課長

渡 辺 千 俊 君

生涯学習
課長

佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長

竹 村 勇 司

書 記

林

強 臣

書 記

大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（杉山正樹君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

2年前にも同じような、新年度に向けたというようなこともございました。あのときは、債務超過で必ず財政が豊かとは言えないころでありましたが、もう財政もほどほど見通しがついたというような新聞にも出ておりました。

そこで、27年度の市民に向けた大きな施策はということで、市長のほうに質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

自治会要望、これは一昨年も私がお願いしたことでございますが、その自治会要望の予算をどのような程度まで設定をしてあるのか、また、今までの新聞等を見ますと、私が12月議会に質問をしました定住施策が、各市において予算化をされたというようなことが新聞報道で出ておりました。本市は空き家対策に力を注いでいくと言われておりましたが、その点については、どのように今後されるおつもりなのか。

そこで、2月24日、第1回定例会の提案説明の中で、平成27年度の施策方針の中、市政運営に対する基本的な考えを市長は述べられておられます。その中で、本市には弱みもあり強みもあると述べられています。

弱みでは、鉄道の駅がない、ほか、県内唯一の起債団体であるとも挙げられておりますが、市債残高は極めて順調に逡減しており、遅くとも28年度決算には起債団体を脱することが確実と述べられておられます。これは、市長の施策で確実に借金を減らしてこられたものと私は思っております。一方では、鉄道の駅がないが、東海環状のインターの開通に期待をしているとも述べられておられます。

強みでは、犯罪が少ない、そして、技術力等を有する製造業者があり、内陸部で津波の心配もないすばらしい山県市であるとも言われております。

5年間の取り組みについても、さまざまな思いを伺いましたが、ここで1つ確認をい

たしますが、東海環状自動車道の整備が反対勢力によっておこなわれている点についての思いをお聞かせ願いたい。

さて、先ほども言いましたように、27年度の当初予算案の総額では、一般会計が127億円で、前年度の約0.6%の減、特別会計と企業会計を合わせて総額は224億9,536万7,000円で、対前年度1.4%の増と、ほぼ平年並みの予算を組もうとされておられます。

起債許可団体とはいえ、山県市の市政、また、市民に対する積極的な取り組みではないかと私は思っておりますが、さきにお尋ねした3つの質問のほか、安心・安全な山県市にするため、27年度、市民に向けた大きな施策は何かをお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の来年度に向けました自治会要望に関しましては、岐阜県等に対するものも含めまして、全体で600件近く出していただいております。そのうち、市に対する土木関係の要望は377件であり、うち117件は本年度において対応させていただいているところでございます。

なお、来年度の道路改良工事費は3億円程度であり、市内40カ所程度と、予算原案では本年度とほぼ同程度の予算額を確保しているところでございます。全体といたしましても、ほぼ前年度並みで、要望箇所に対する着手率はおおむね半分弱になるものと考えております。

次に、2点目の定住施策に関しましては、市内建設業者により新築等された場合や移住のために新築などをされた場合には、山県まちづくり振興券によりまして、固定資産税相当額を3年間交付させていただいているところでございます。それ以上の新築支援制度については、なかなか困難なものがございます。

しかし、北部地域の企業の方からは、空き家活用を含め、社宅の住宅化への支援の御要望もいただいております。現在、そうした調査を実施している段階でもございますので、そうしたデータの分析後には、市有地の活用も含めまして、施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策に関しましては、先般の議会で石神議員からも強く御提案をいただきましたように、まず美山北部地域を中心に、移住補助制度の創設として、来年度の予算原案では2,836万8,000円の予算額を確保しております。

地域おこし協力隊もそうですが、過疎化が進んでいる地域へ他の地域からの住民が混住することにより、新たなコミュニティーの形成により地域の活性化を目指そうとするものでございます。特に老朽化した空き家は、建物の崩壊、防火、防犯、衛生面などの

弊害も懸念されます。これらの解消も期待するものでございます。

具体的な補助制度の内容は、空き家の取得、改修費に対しまして、限度額をそれぞれ200万円と300万円として2分の1を補助し、空き家を借りられる場合には、家賃の2分の1、月額にいたしまして1万5,000円を限度額として補助しようとするものでございます。さらに、空き家を活用したゲストハウスの改修、移住促進用のホームページの開設も予定しております。

こうした制度が一定の効果を示すようであれば、これをモデルといたしまして、対象区域を拡大していきたいと考えております。

次に、3点目の東海環状自動車の整備についてでございますが、一定の運動によって国の工事着手がおくれたことは、まことに遺憾と言わざるを得ません。今も一部協力していただけていない方もおられますが、本市も国に協力しながら、速やかに御協力を求め、早期整備を目指してまいりたいと考えているところでもございます。

次に、4点目の安全・安心のための大きな施策につきましては、予算額的には橋梁耐震補修設計・補修工事4,390万円というものがございしますが、そのほかに県警OBの方の能力を活用した危機管理対策監の新規設置というものが1つの大きな目玉だとも考えております。当該対策監によりまして、安全・安心に向けて対応すべき新たな視点も加わることが期待できるからでございます。

そのほかには、消費生活相談員や生活困窮者の自立支援のための相談員を配置しますし、救急病院まで遠い北消防署へ、市民の生存率向上のための自動心臓マッサージ器を設置したり、市最大の指定避難所であります総合体育館へは、蓄電機能付きの太陽光発電施設設置工事や上水道のライフライン確保工事等に着手することとしております。場合によっては、公共施設等総合管理計画の策定も間接的には安全・安心確保のための計画と言えるかもしれません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 淡々とお答えいただいてありがとうございます。

それでは、再質問ということで、1点目の自治会要望に関しまして、ほぼ順調に前年度並み、また、計画も進んでいるということです、少しは安心をいたしました。

2点目についてですが、私も昨年の12月に空き家対策のことを述べて、それがたまたま国の施策や何かに重なったということで、かなりの予算化をしていただき、特に北部地域にはありがたいことだと思っておりますし、また、各企業さん方のいろんな御要望がある、それに応えていっていただきたいと思いますと思っております。

それに向けては、より一層、また、国、県からの予算もいただき、地元住民とともに力を合わせてやっていただきたいとお願いをしておきます。

3点目ですが、先ほど言いました東海環状ですが、一部協力を惜しむ方がいるということではありますが、やはりこれは本市だけの問題ではなく、この東海地区、大きく言えば国全体、この流れというものはとまってしまっているということでもありますので、ぜひ速やかな協力をいただくよういま一層の努力をお願いしておきます。市長だけではなく、各担当課の方、また、国の方、県の方、御苦労さまですがよろしくお願いしたいと思います。

それでは、4点目ですが、先ほど市長はいろいろと述べていただきました。市民に向けた大きな施策を述べていただいた中、1つ目玉としては、危機対策監という新規設置、これを述べられておりましたが、その他、言われたことのほかに、まだこれも、これはことしの目玉であるんだというものがございましたら、再度お答えを願いたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

1点目から3点目につきましては、よりよいまちづくりを目指して、今後とも最大限の努力をしてまいりたいと考えておるところでございますので、議員の皆様方におかれましても御協力をお願い申し上げるものでございます。

そこで、4点目の御質問で、これこそがことしの目玉というものでございますが、安全・安心施策につきましては、橋梁の耐震化というものがございしますが、あえて申し上げれば、先ほど申し上げました危機管理対策監等の新規設置かと思います。安全・安心の地域づくりをしていく上では、人というのはとても重要な要素だと考えているからでございます。当該対策監による新たな視点での安全・安心に向けた各種施策も提案も展開していただけるのではないかと考えております。

その他の目玉施策といたしましては、まず、合計特殊出生率の改善がございします。そのためにも、不妊治療関係の補助費などにつきましては、県内一の支援と考えられる制度の創設を目指しまして、婚活支援を拡充したり、市内の企業さんとともに連携をとった効果的な施策を実施してまいりたいと考えております。

また、議員御発言の移住・定住策の促進でございます。美山北部地域を中心とした空き家活用の移住補助制度の創設のほか、移住を促進する専用のホームページも開設させていただきます。

提案説明の折にも申し上げましたが、本市の活性化されていないポテンシャルはまだ

たくさんあると思います。こうした施策を、単発的ではなく、複数の施策を有機的かつ複合的に企画、展開し、移住・定住の好循環の創出によりまして、未来を希望し、個性豊かで潤いのある生活を送ることのできる地域社会の形成に向けまして、今後におきましても努力してまいる所存でございますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） まだほかにいろいろ細かいのもあるかと思いますが、特に主なものと、目玉といった形で御質問させていただきました。その中で、やはりもう一つお伺いしたいことは、やはり予算化をされる、その予算化をされたら、やはりきちっとそれを順序よくこなしていくと。ただ、予算がついたから全部使ってしまうんだというのではなく、その中できちっと見直すものは見直して、発注するなり委託するなりしていくというような形で心がけていただきたいと。

27年度はまた一段とこの山口市が明るくなるよう御努力していただくようお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位2番 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 議長の許可をしていただきましたので、今回、過疎地域の持続可能な施策と課題について、それぞれの所管の課長にお尋ねします。

今私たちは、私たちの世代で自分たちのふるさとをしっかりと守っていくという覚悟と、その心構えが必要かと思います。それは、農林業の衰退とともに若者たちは雇用の場を市外に求め、ふるさとはその親たちが守り、その結果、限界集落、高齢者元気集落となったのです。

先日私は、花咲きホールで山口市無形民俗文化財舞台公演会が開催され、鑑賞させていただきました。葛原地区の雨乞い太鼓、北山地区の雨乞い踊り、乾地区の乾音頭、獅子舞、阿波の鳴門との巡礼、伊自良北小学校の十六拍子等、子供たちを交えた、100年以上続く伝承文化を守ろうとする姿勢と熱演に心から感動しました。この地域は、伝承文化を守っている、みんな過疎地域です。このふるすとは、私たちで絶対守らなければならないと私は覚悟すらしました。

それでは、質問に入ります。

過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化を有し、食料、水資源、エネルギーを供給し、環境に貢献してきました。住民の安全・安心な実現のためには、過疎地域が果たしているこうした多面的、公的機能を今後とも維持していくことが必要であります。

そこで、そのポイントたる次の点についてお尋ねをいたします。

1 つ目は、地域医療、訪問医療の確立を健康介護課長に。

特に学校の建物、廃校、用地などの再利用についての産業創出については産業課長に。
移住人口増を図ること。

4 つ目に、ドクターヘリポートの設置。

5 つ目に、公共交通、デマンドタクシー。

6 点目に、集落の組織の連携と自治会等の再編成。この 4 点については、企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

1 点目の、地域医療、訪問医療の確立につきましては、本来なら誰もが身近なところで安心して診療が受けられる医療体制や、通院が困難な場合には自宅で医療が受けられる体制づくりが必要であると認識しております。

議員御発言のとおり、美山地域のほうには医療機関は全くございません。かかりつけ医などによる往診や訪問医療、訪問看護により行われておりますが、現在のところは十分な状態ではございません。

今後も市民の方が安心して暮らすことができるよう、健康寿命の延伸や介護予防の取り組みを進めるとともに、山県医師会や岐北厚生病院、山県歯科医師会など、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、2 点目の産業創出の御質問にお答えします。

産業課では、平成24年度に旧乾小学校の校舎を有効に活用し、地域の雇用や活性化の一助となる事業をしていただける企業を募集いたしました。結果、山県市佐野に本社を置く株式会社美工と、旧乾小学校施設等の有効活用に係る協定を締結し、平成24年7月1日から平成34年6月30日までの10年間、全て無償貸し付けにて有効活用していただいております。現在、市内から4名を雇用し、パック詰め作業などを行っております。

今後は、公有財産の管理をしております関係各課と協議しながら、市の廃施設や用地の有効な活用を進めていければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 私からは、3 点目から 6 点目までの御質問に対してお

答えをさせていただきます。

まず、3点目の移住人口の増加についてでございますが、来年度から美山北部地域を中心としまして、移住補助制度の創設を予定いたしております。他地域からの住民が移り住むことは、新たなコミュニティーの形成による地域の活性化も期待できます。

なお、地域おこし協力隊の配置もその一環ではございますが、来年度からは彼らが中心となって、ゲストハウスの開設も目指してくれております。

さらに、移住促進用のホームページの開設も予定しておりますが、このページには、空き家情報だけでなく、就職情報、福祉情報、子育て情報ですとか医療情報など、総合的に掲載、またはリンクをさせて、より安心して移住できるようなものにしてまいりたいと考えております。

4点目のドクターヘリポートに関してでございますが、現在、ドクターヘリの離着陸場として指定しておりますのは、市内では旧大桜中学校、旧富波小学校、旧乾小学校、旧美山北中学校、旧葛原小学校、旧北山小学校の6カ所の廃校跡地のほか、市の総合運動場、それから、市役所前のみんなのげんき広場、四国山香りの森公園、岐阜国際カントリークラブ、伊自良総合運動公園、文化の里、伊自良北小学校、美山総合運動場、美山小学校、グリーンプラザみやまのコテージ村及びキャンプ場、そして、やまがたゴルフ倶楽部、新鉱工業を合わせまして、19カ所を指定しております。

うち、過疎地域の美山地域内におきましては、11カ所の指定となっております、緊急を要する場合には、事案ごとにパイロットが判断し、一般企業の駐車場等に着陸する場合もございます。

なお、地理的条件等を考慮に入れ、今後も見直し等をしてまいりる所存でございます。

5点目の公共交通につきましては、過疎化に歯どめをかけるためには、議員御発言のように重要なテーマの1つだと認識いたしております。特に、過疎地域における予約型のデマンドタクシーという手法はとても有用だと考えられます。

そこで、乾地区におきましては、デマンドタクシーの実現に向け、役員さん方に何度も集まっていただき、停留所の候補地まで決定していただき、ことし当初からの運行を目指してまいりました。ところが、運輸支局等とも詰め、いざ実現を目指せる段階となつてまいりまして、実施予定事業者のほうからは消極的な返答が返つてまいりました。そこで、他の事業者等も視野に入れて詰めている段階ではございましたが、なかなか理想とするものにはなつていってはおらず、集まっていた役員の皆様方には大変申しわけなく思っているところでございます。

しかしながら、早ければ来年度の早い段階で、試験的にでも実施したいと考えている

のが、現段階の思いでございます。

そこで、先般、実施予定事業者を交えまして直接対話する機会を設けていただきましたが、この運行方法がうまくいくようでありましたら、この乾地区をモデルとして、市内の至るところに範囲を広げてまいりたいとも考えております。

なお、こうした過疎地域での公共交通の手法としましては、ほかにも過疎地有償運送ですとか福祉有償運送といった方法もありまして、当面はこのデマンドタクシーの運行を目指しますが、他地域を含めまして、地域ニーズに対応した利用しやすい交通、地理的条件や利用状況に応じた効率的な運行の地域公共交通の整備を推進してまいりたいと考えております。

6点目の集落組織の連携と自治会等の再編成についてでございますが、人口減少と高齢化の著しい集落において、集落間の連携というのはとても重要になってくるものと思われまます。そうした連携は、集落同士が主体となって進められるべきと考えてはおりますが、市役所のほうが間に入ったほうがうまくいきそうな場合には、集落からの要請に応じまして調整させていただくことは、やぶさかとしなないところでもございます。

他方、自治会等の再編成に関しましては、あくまでも自治会が主体となるべきであると考えております。確かに、集落を維持していくためには、一定規模以上の世帯がないと困難だと思われまます。しかし、その最低戸数等は、地理的条件等によって一概に断ずることはできず、市役所が不当な介入をすべきではないと考えるからでございます。

ただし、かつて旧美山町で実施しました国庫補助制度の過疎地域集落再編整備事業というような理念のものが現在も存続しております。もし、地元の方々がそうしたことも視野に入れられる際には、個別の相談には応じてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市としましては、定住人口の増加に努め、集落の維持、促進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） それでは、再質問をお願いします。

まず、1点目につきましては、外来、入院、第3の医療と言われる在宅医療の充実を図ることこそが過疎地域の持続可能な施策の1つかと思います。そのための施策は、地方創生の中で、また、新しい基本計画の中では詳しく考えていただけるべきではないでしょうか。その点をお尋ねします。

2点目の産業課長には、旧乾小学校の校舎については、当初地元の雇用を期待していたところですが、仕事内容が出張内職ということで、地域の人たちの人気がなく現在に

至っているようで、雇用内容等について注文はつけられたことがあるのでしょうか。また、屋外プールもそのまま、再利用できなければ撤去して、空地なら希望者があるはずですが、ホームページなどに載せてあるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

企画財政課長には、3点目の移住人口増を図る点については、地域おこし協力隊の配置により期待しておりますが、この制度は、総務省の地域力の創生、地方の再生の一環としての施策で期待しているところですが、この施策も全国一律です。いかに魅力ある地域であるかの発信にかかっているかと思います。ホームページの内容についても、もう少し魅力ある内容にしてほしいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

4点目のドクターヘリポートについては、もっと広報等で市民に周知してほしいという声もあるのですが、その点はいかがでしょう。

5点目の公共交通、デマンドタクシーについては、乾地区においても、昨年より企画財政課において検討努力していただいていることは地域も認めておりますが、高齢者が多い地域ですから、決断を早くしてほしい。何がネックになっているのか、その点をいかがでしょうか。

6点目については、再質問はしませんが、この点は、やはり小さな自治会でもやはり昔からの財産を持っているところが多いものですから、なかなか再編成というのは難しいと思いますので、この点については、私どももこれから研究したいと思います。

この3点目、4点目、5点目については、企画財政課長によりしくお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 再質問にお答えします。

国、地方創生では、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活が続けられるよう、介護、医療、介護予防など、日常生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要であるとしております。

本市においても、第6期の山県市高齢者福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、山県医師会、介護サービス事業所など、関係機関の協力を得ながら、在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、協議を進めていく予定をしております。

また、第2次山県市総合計画の基本計画におきましては、施策の展開として、保健福祉と医療との連携を図りながら、在宅療養に向けた訪問看護、訪問診療などの支援体制を強化と掲げており、地域医療の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、2点目の旧乾小学校施設の活用についての再質問にお答えします。

校舎につきましては、先ほど申し上げましたとおり、旧乾小学校施設等の有効活用に係る協定を締結し、施設の雇用や活性化の一助となる事業を実施していただくことになっております。

市としましては、地元の雇用が生まれ、地域が活性化することが一番でありますので、雇用の人数が予定どおりふえていないことにつきましては毎年確認しておりますが、予定していた事業の受注の減と、議員の御発言のとおり、地元の人たちに人気がないのも重なりまして、なかなか雇用に結びついていないとのことでございます。

今後も、提出された年次報告書を確認し、雇用をふやしていただけるよう要望はいたしますが、雇用の形態については、出張内職という雇用形態で事業開始当初から地元説明や募集の段階で会社は説明をしてみえますので、その点の変更について言及することは難しいと考えます。

次に、旧乾小学校の屋外プールは、小学校の廃校時に、利用が見込めないことから、平成22年4月1日に用途廃止し、普通財産へ切りかえを行いました。現在では特段の利活用は行っておりませんので、ホームページ等で施設の利活用に向けた周知等は行っておりません。

当該施設の今後についてですが、昨年度から検討を進めております公共施設の見直し指針の見直しフローに従って当該施設を評価した結果、今後も利活用する見込みがないため、担当課である総務課としては撤去する方向で考えております。

なお、当該施設も含めた遊休施設の撤去に当たっては、多額の費用が必要となることが予想されますが、来年度実施予定の公共施設総合管理計画の策定により、不用施設の撤去費用に地方債を充当できることとなりますので、そうした制度を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 私からは、3点目から5点目までの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、3点目の移住促進用のホームページにつきましては、議員御発言の魅力ある地域の発信としてのホームページということに関しましては、私も全く同感の思いでございます。そのためにも、まずは、単に本市のホームページにコンテンツを設けるという

手法だけではなく、専用のサイトを来年度の早い段階で立ち上げたいと考えております。それは、本市の本気度ですとか思い入れを示すことにもなると考えられるからでございます。

その場合、魅力ある発信をするためには、まず、ホームページの顔となりますトップページが重要であると考えられます。そのため、このトップページにつきましては、そうしたことを得意としていらっしゃる事業者のほうへ委託をしたいと考えております。

また、当然、内容や使い勝手のよさというのも重要でございます。具体的には、先ほど申し上げましたように、有益な空き家情報だけではなく、就職情報ですとか福祉情報、子育て情報、医療情報など、総合的に掲載する、もしくはリンクをさせまして、より安心して移住していただけるようなものにしてまいりたいと考えております。

4点目のドクターヘリポートに関しましては、そもそもドクターヘリの要請というのは、消防本部が必要かどうかを判断して要請するものでございまして、市民の方が直接要請できるというものではございません。基本的には救急患者を離着陸地点へ救急車で搬送し、その場で処置をして病院へ搬送するというものでございます。

このように、離着陸場というのは、消防とドクターヘリとの打ち合わせ事項であり、市防災計画には掲載しており、非公開であるわけではありませんが、市民へのPRというのは現時点では考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

5点目の公共交通のデマンド型のタクシーにつきましては、乾地区におきまして、地元の自治会、老人会の役員さん方には大変御協力をいただいております。何とか早く試行、試しの行いをしたいと考えているところでございます。

実施に向けてネックになっていることはまず何かということで、これは、実施者、実際事業を実施していただく、運転等の実施者でございます。そうしたことから、3月15日、今週の日曜日の夜でございますが、地元の新旧自治会の役員さん方が集まれた席におきまして、本市が委託を想定しております市内のタクシー業者にも同席をしていただき、実務的な意見交換をさせていただいたところでございます。

当面の予定でございますが、なかなか理想となる運行での実現は難しいかとは思われますが、来年度の早い段階で試行できるよう、準備を進めているところでございます。試行の段階になりましたら、ぜひ多くの方に御利用いただきまして、より理想となる運行を目指すとともに、他地域におきまして、地域ニーズに対応した、利用しやすい交通、地理的条件や利用条件に応じた効率的な運行の地域公共交通の整備を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を今後ともよろしくお願いしたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） それぞれの課長に6点のポイントを所見を述べていただきましたけれども、このことは、今後ともこの過疎地域、私たちのふるさとを守っていくためには、本当に持続するためには、今後とも課題となる点ですので、どうかひとつ継続して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、市長に答弁を求めたいと思います。

質問しました過疎地域の持続可能な施策と課題については、今後絶対避けては通れない問題だと思いますが、林市長の政治姿勢に過疎地域の皆さんは期待しております。

所見を伺って、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

今、議員の御発言のように、この過疎対策は本当に避けて通れない問題だということを感じているところでもございます。

幾つかの施策がございますけれども、特に協力隊員の設置の数でございますけれども、これは、県内では非常に一番多いということもございまして、多分3万人弱のまちとしますと、全国でも一番多いのではないかと考えております。

この隊員の皆さんが、それぞれの今までのキャリアとかスキルを生かしていただきながら、どうまたこの山県市のそれぞれの地域の情報を外へ発信していただいたり、そしてまた、最大の目的でございます、多くの皆さんがこの地に残っていただけるような、なりわいとして生活していただけるような体制につきましても、私ども行政からの支援もそうでございますが、やはりそれぞれの皆さんが知恵とアイデアを出しながら、初期の目的が達成できますことを期待しているところでもございまして、そして、今年度、先ほど御説明申し上げました、多くの定住していただけるような予算も27年度から設置をさせていただいたわけでございますが、このほかにも、国とか県とか、いろんな施策がございますけれども、情報をいち早くキャッチをしながら、そうした対策を講じていきたいと思っておりますし、そして、何と申しましても地域の皆さんが定住に、よそから入ってきていただけることに対する御理解をいただきながら、またそういった人たちを、地域の生活の中で盛り上げていただくのが、またこれも大きなことではないかということを考えております。

そしてまた、特に美山の北部地域の水栓を初めとしました工業者の方に対する支援も、特に27年度からまちづくり・企業支援課としまして、スタッフもふやします。そのこと

は、やはり企業の方が元気になっていただいて、そして、また地元の雇用をふやしていただけるような積極的な支援もしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますとともに、議員の皆様方にもいろんな提案がございましたら、寄せていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○副議長（尾関律子君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、1点、市長にお尋ねしたいと思います。

これからの山県市の将来ビジョンについて、市長にお尋ねいたします。

平成27年度の当初予算や第2次総合計画など、山県市の将来ビジョンに大きな期待や希望を感じられます。

今後の当初予算や第2次総合計画、また、都市計画や都市再生整備計画事業の各種計画を含めて、市長の描く山県市の将来ビジョンについてお尋ねしたいと思います。

これまでの一般質問では、具体的な施策や数値目標等を細かく伺うようなことがありましたが、今回はそうした具体的な数値目標等は答弁で求めませんので、市長の描く将来ビジョン、この山県市の将来、10年後、20年後どうなっていくのか、それを市民の皆さんと共有をどうやってしていくのかという、その市長の思いを伺いたいと思います。

市長の御答弁をお願いいたします。

○副議長（尾関律子君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

先日、来年度に向けての施政方針でも申し上げましたが、西暦2020年は本市のインターの開通が目指される年でもあります。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催される年でもあります。他方では、高齢者が急増していく中でもあります、この2020

年をターニングポイントの年とした施策の展開が必要であると考えております。

国内では、高齢人口の急増と少子化による生産年齢人口の減少によりまして、財政、経済成長が重荷となる人口オーナス期となった社会のあり方が盛んに議論をされております。とりわけ、本市の合計特殊出生率は県内でも最小値であり、国で言われているように、人口構造を変える積極戦略と人口減少に対応した調整戦略とを同時並行的に進めていくことが必要であると考えております。

こうしたことを踏まえまして、来年度の予算におきましては、子育て支援、健康長寿の延伸、活力あるまちづくり、企業支援といった重点項目のもとにおきまして、山県まちづくり元年予算というコンセプトにて予算編成を行っております。また、公共施設等につきましては、長期的視点での更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行っていくための公共施設等総合管理計画の策定を目指しております。

本市には、豊富な自然環境、津波の心配のない大都市へのアクセスがよい地理的条件、犯罪が少ない、優しい多くの市民の皆様、地産池消の給食、虫歯罹患率の低い児童・生徒といった強みも多数ございます。

今後の5年間では、こうした本市の特性を生かし、新たな総合計画の基本理念であります「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」のもとに、「水と緑を大切に 活力ある山県市」を目指し、多くの市民がみずからの地域の未来を希望し、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会の形成に全力で取り組んでいかなければならないものと考えております。

そうした中で、都市計画元年、都市再生整備計画を踏まえまして、特にまちの中心となりますこの庁舎を中心とした、インターを中心とした都市計画のこの27年度におきましては、具体的な施策を皆さんにお示しすることができることが、これからの5年、10年先の将来ビジョンになっていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございました。

一つ一つの具体的な計画であったり施策であったり、今年度の予算等は非常に魅力的なものだと思いますし、やっぱり将来の山県市に対して今何をやらないといけないのかと、そして将来の目標がここにあって、ここに向かって今の責任のある世代の人たち、私たちも含めて、誰が努力をして、自分の時間を割いて、その一つ一つの責任を果たしていくのか、そうした信念といいますか、そのものを一つ一つ大切にさせていただいて、これからの山県市のかじ取りも担っていただきたいと思いますし、やっぱりどれだけい

い政策でも、その政策の先にある市民の皆様の心の叫びに向き合ったり、また、そこに私たちが提案しているような施策が届いていなければ、決していい事業へと実施していくことはできないと思いますので、ぜひともこれからも対話と共感を重ねて、山県市の果てなき発展のために御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 以上で恩田佳幸の一般質問を終わります。

通告順位4番 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） それでは、お許しをいただきましたので3点ほど一般質問をさせていただきます。

第1点目に、東海環状自動車道の整備についてをお尋ねします。

東海環状自動車道の開通について、林市長は、平成27年度当初予算編成において、東海環状自動車道のインターチェンジ開通を視野に入れ、平成26年度を本市の都市計画元年と位置づけるとともに、本市の魅力を生かしたバスのターミナル拠点構想など、元気で活力あるまちづくりを推進するとされました。

この東海環状自動車道や高富インターチェンジの開通は、今後の山県市におけるまちづくりのみならず、市政運営全般、さらには市民生活の市内企業にとっても非常に大きなインパクトを与えるものであり、いろんな意味で大きな転換を図る絶好の機会としないといけないと私は考えており、林市長も私と同じ思いを持っていらっしゃると思います。

また、この東海環状自動車道の開通等が本市へ与える具体的な影響は、さきの定例会で私や同僚議員が同様の質問をされ、また、市長や建設課長が答弁で述べておられますので、ここで再度質問をいたしません。が、昨年の秋に開催しました議員報告会でも、市民の方から今後の事業の見通しを心配する意見や質問が出るなど、当該事業の進捗は市民の皆さんにとって最大の関心事であることは間違いありません。

こうした中、さきの定例会でも話題に上がりましたが、私が日ごろから感じていることは、なぜもっと早く東海環状自動車道が完成できなかったのかということです。これは、私は日ごろ市民の皆さんからもよくお聞きすることです。

例えば10年前には、高富インターの開通を見越して、大企業が市役所周辺を大型ショッピングモール用地の候補として進出を検討していたことがあると聞いたことがあります。その企業は、高富インターチェンジの開通がおくれたため、県内の他市にある別のインターチェンジ付近に大型ショッピングモールを進出されたと伺いました。

私も、時折その商業施設を訪れますが、土曜、日曜日ともなると、あいている駐車場

を探すのもやっとの状況で大変な盛況ぶりです。このような状況を見るにつけ、これが本市であったなら私は大変悔しい思いを持っております。

さらに、東海環状自動車道の全線を見てみますと、豊田市から四日市市にかけて半円形になっているのは、皆さん御存じのとおりだと思います。ところが、開通済みの東回りルートを見てみますと、その区間は半円形の頂点であり、県都である岐阜市から真っすぐ北に伸びるすぐれたアクセス道路となる国道256号がある山県市ではなく、大きなアクセス道路もない関広見インターから新東名豊田東ジャンクション間、約76キロぐらいだと思いますが、そこになったということが本当に不思議でなりません。

開通の時期を見ますと、平成21年4月に関広見インターチェンジが開通しています。その後、平成24年秋には、県内でぎふ清流国体と全国障害者スポーツ大会、ぎふ清流大会が盛大に開催されていることから、国、県などから見れば、全国から岐阜に来られる玄関口の1つとして、国体等の主会場である岐阜メモリアルセンターに近い高富インターチェンジ、国体開催までに開通させたいと思うのは自然ではなかったでしょうか。

また、県に東海環状自動車道の東回りルートが都市計画決定された平成8年ごろ、当時を振り返ってみますと、建設反対を旨として住民訴訟が何件も提訴されたことと記憶しております。

この住民訴訟の中には、当時の岐阜県知事だけでなく、担当課長や担当職員までを相手取って提起されたと記憶しております。皆さん御存じのように、訴訟が一たび起きると、問題の解決までに長い時間を要する 경우가ほとんどです。こうしたことから、私は高富インターまでの開通がおくれた要因は、共有権トラストなどの市民運動により事業用地の確保が困難となったことから、国等の予算がつかなかったという問題と、住民訴訟の提起が事業の進捗をおくらせた要因ではないかと考えております。

私は当該事業を、今後はぜひ円滑に進捗させていただきたいと願う1人ですので、2度と同じ轍を踏まないように、過去から学ぶという観点から、高富インターチェンジ開通がおくれた理由を検証するため、市長に質問したいと思っています。

また、今後の当該事業の進捗に、非常に重要となる事業用地の取得に関連して、さきの定例会以降の用地取得の進捗状況を質問したいと思います。

共有名義の土地で相続人多数の土地については、一定の方向が示されたとの答弁がありましたので、答弁を求めましたが、一方、共有権トラストの対象となった土地については所有権の権利集約が進んでいないとのことでしたが、万が一権利集約が進まないと、収用により用地を取得することになるかと思いますが、その手続には数年かかるとも聞いております。事業進捗に深刻な影響を及ぼさないか大変心配をしているところであり

ます。

それで、以上のことを踏まえまして、次の２点について市長にお尋ねをいたします。

東海環状自動車道の事業進捗がおくれた理由については、東海環状自動車道の関連として、岐阜県を相手として提起された住民訴訟の内容、その訴訟が事業進捗に与えた影響はあったかどうか、わかる範囲内でお答えいただきたいと思います。

それから、現時点でも未契約となっている用地取得の進捗状況について、共有権トラストの対象となった土地の権利集約の現状、権利集約が進まない場合の今後の見通し及び事業へのどのような影響があるかをお尋ねします。

○副議長（尾関律子君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の、東海環状自動車道の事業進捗がおくれた理由と、東海環状自動車道の事業関連で岐阜県に対して起こされた住民訴訟の内容と、事業進捗への影響についてでございますが、東海環状自動車道に係る事業の進捗状況につきましては、昨年12月の第４回定例会において、国、県及び沿線市町を挙げて事業進捗が図られており、本市の状況につきましても全力で事業の進捗に取り組んでいる旨の答弁をさせていただいたところでございますが、議員御指摘のとおり、本市におきましては、東海環状自動車道のルート案が提示された当時から、そのルート及び都市計画の決定などに対して、共有権トラスト運動、不売及び調査立ち入り拒否通知を初め、国や県知事への住民監査請求、審査請求などが提起されておまして、さらに、訴訟事件として県知事などに対して訴訟にまで至ったものが３件あったことを、私としても記憶しております。

そして、その訴訟の中で、特に印象深く感じました事件がございました。それは東海環状自動車道の都市計画決定に関して、当時の知事のみならず都市計画の事務に携わる職員までも被告とした訴訟事件があったことでございます。適正に事務処理を行った一担当者までが被告とされた、この１件は、当時、町の職員であった私にとりまして、現在においても強く記憶に残るほど非常に衝撃的な出来事であり、訴訟の対象となった当時の担当職員の方々にとっては、通常の業務に携わりながら、長期の対応となる訴訟に費やした時間や労力にははかり知れず、さらに精神的にも非常に大きな負担になったのではないかと推察するところでございます。

さて、この運動や訴訟が事業進捗にどのような影響を与えたのかとの点につきましては不明ではありますが、共有権トラスト運動や訴訟にまで至るような状況が十数年間もの長期に継続していた当時の状況は、本市の東海環状自動車道事業の促進に関して、国や県及び周辺地域に強い負のイメージを与えたことが推察され、さらに、東海環状自動

車道が現時点とは比較にならないほど進捗していた可能性は十分にあり、（仮称）高富インターチェンジについても、関広見インターチェンジの供用開始となった平成21年4月には開通となったのではないかと考えております。

また、国道256号バイパス及び周辺の市道や河川についても、東海環状自動車道の進捗に合わせた整備促進が図られ、本市の新たなまちづくりにつながっていたのではないかと考えております。

次に、2点目の現時点における用地取得の進捗状況及び共有権トラスト対象土地に係る権利集約の状況と、今後の見通しとの事業への影響についてでございますが、まず、用地取得の進捗状況でございますが、現在におきましても用地交渉は継続して行われておりまして、早期の用地取得の完了に向けて国との連携を図りながら、本市といたしましても、今後も努力してまいりたいと考えております。

また、共有権トラストに係る権利の集約状況及び今後の見通しにつきましては、昨年の12月議会において、吉田議員の御質問への答弁の中でも権利の集約状況について御報告をいたしておりますが、その後、本年3月4日時点での状況を確認したところ、昨年の12月時点から、権利集約に係る所有権移転登記の手続は行われておらず、権利集約の状況は進展していないのではないかと登記手続上からは推測されます。

本市といたしましても、平成22年10月15日付で、当時の平野市長宛てに、当事者よりトラスト運動の撤回表明が提出され、その文書の中で共有権トラストの運動を中止し、できる限り速やかに所有権の登記を原状に復する手続を行うと表明されていることから、当事者による所有権の集約が行われ、共有権トラストが早期の解決となることを強く望むところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ただいまの質問に答えていただきましたが、ちょっとさっき読むのを忘れましたが、かなり以前のこれ、2010年のときの新聞というか、折り込みというか、チラシというか何やわかりませんが、こういうのでインター敷地内の4筆の土地に関して、1994年12月及び1996年6月に実施したと、合計7,700平米、共有持ち分、登記した延べ人数が約100名、共有地の地権者数が76名の共有権トラスト。要は、一定の土地を皆で分け分けして共有権という権利を取得するわけですが、100名の人ややったわけですが、そのときのことをもう途中で中止をして、できる限り速やかに所有権の登記を原状に復する手続を行うという約束がしてあるんですが、これ、今指で数えてどれだけかわかりませんが、今の市長の答弁ですと、それからちっとも何も進んどらへんというよう

な話なんです、進んでいないというのは、当事者がこれはいかんで、一生懸命やらないかなというふうにやらないと、人任せではできないということです、その当時の、このトラストにかかわった人が全力でこれをやってくれないと、とても2020年に間に合わんというのは、私が思い込んでおるんですが、さっきの答弁の中に、県知事を相手取って訴訟を起こした。また、一職員を相手取って、一職員というのは、上からやれよと言われて、その人がやった業務に対して訴訟を起こすという最も卑劣なやり方なんです、その人たちは、恐らく、家庭とか、人生はめちゃくちゃになったと思うんですよ。訴訟なんてなれとらへんでね。私どもは、なれておりますのでいいですが、なれていないので恐らく大変やったと思うんですが、そういうことが、これからも続いては困るので、市長が特効薬というか、カンフル剤か何か打っていただいて、早くこれが解決するように、また、この共有権トラストが円滑に進むようにしていただけたらいいなと思うんですが、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（尾関律子君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 共有権トラストに関しましては、それぞれ当事者の方がおみえになりまして、なかなか所有権が分かりますとそれぞれの権利となりますので、そういったところが非常に難しい状況であると感じております。

また、東海環状に、市民全ての方が、100%だと思いますが、賛成していただいておりますので、なかなか私ども市が直接、先ほどのカンフル剤をというお話もございました、なかなかそんなカンフル剤はございません。皆様方のお力添えをいただきながら、少しでも、1日でも早くこのトラスト運動が解消されることを願うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ありがとうございました。

できる限り、やっぱり今のおっしゃるように、官、民が一体になって、そして、これが早く進むように、特に当事者は、当事者、この人は全力でこのことに傾注していただいて、ほかのことはもうほかっておいてもらっていいでね、このトラストのことだけはどんなことがあっても早期に解決してもらえるように、また市長から指導していただきたいと、こんなふうに思っています。

それでは、2点目に質問を変えます。

住民監査請求を行うことができるという、住民監査請求の活用についてお尋ねするんですが、これ今御質問したところの中とよく似ているような状況ですので、余り長々と

お尋ねすることはできませんが、公金等の使い方に疑問がある場合には、住民1人でも監査委員に監査請求ができるということなのですが、この場合、その自治体の仕事に無駄遣いがなかったかどうかをチェックする第三者的機関、そういうことを調べてもらって、その内容について疑ってかかるわけですが、その内容にも、それなりのはっきりとした根拠が必要だと思いますが、この点について、私ちょっと見ただけですので、総務課長の見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（尾関律子君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

住民監査請求とは、地方自治法第242条第1項の規定により、市民の皆さんがみずからの居住する市の違法、もしくは不当な財務会計上の行為があると認められる場合、市の監査委員に対して監査を求め、監査委員より市の財務会計上の行為や怠る事実について監査を実施いたしまして、これらの行為や事実の違法、不当を市の自治的、内部的処理によって予防、是正をいたしまして、市民の皆様の全体の利益を守ることを目的とした制度でございます。

なお、住民監査請求は、住民訴訟を提訴するときの前置手続となっており、住民監査請求の手続を経なければ住民訴訟は提起できないものとなっております。

住民監査請求の対象となるのは、市長や委員会などの執行機関、もしくは委員または市の職員に、違法または不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実があり、市に財政的に損害を与える場合とされております。

具体的には、違法または不当な財務会計上の行為とは、公金の支出、財産の取得、管理または処分、契約の締結または履行、債務その他の義務の負担が該当いたしまして、当該行為がなされることが相当な確実性をもって予測される場合も含まれてまいります。

次に、違法または不当な財務に関する怠る事実とは、公金の賦課または徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実が該当するとされております。

請求人からの住民監査請求の提出は書面で行いまして、その書面には、次の5つのポイントを整理して記載をしていただく必要がございます。

まず1点目は、誰が、請求の対象となる執行機関または職員をきちっと明示していただくということ。2点目は、いつ、どのような財務会計行為を行っているのか。3点目は、その行為はどのような理由で違法または不当なのか。4点目は、その結果、どのような損害が市に生じているのか。最後に5点目でございますが、どのような措置をとることを求めるのか、について記載をいたしました請求書に、違法または不当とする行為の事実を証明する書、事実証明書と言いますけれども、を添付していただく必要がございます。

います。

また、請求人は住民監査請求の際には、対象とする違法もしくは不当な財務会計上の行為、または怠る事実を、他の事項から区別をいたしまして認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要することとされております。

なお、住民監査請求が提出されれば、監査委員より請求人や関係職員等からの陳述の聴取や関係書類の調査などの監査が行われ、請求書の受け付けから60日以内に監査委員から請求人に対して結果が通知されることとなります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 総務課長、ありがとうございます。

要するに、私がお尋ねしたかったのは、最近、自治会の連合会などからいろいろ問題を提起されたんですが、その内容について、また何か住民監査請求をするという話が出ているんですが、話やない、そういうことを言っていらっしゃる人があるんですが、これは、この文書の中では総意と書いてありますけど、うちのほうの人は誰ひとりそんな話、知りませんし、そうしてまたそれをわざわざこんなさっきに言ったようなもので、皆さんに何か混乱をあおるようなことをするというのは、いかななものかなと思って私はお尋ねしたんですが、これも、それもそうなんですが、何かというと、すぐ訴訟を起こして、相手をやっつける。やったほうはおもしろいでね、楽しいんですが、やられたほうはもたんということを第一に思っておるわけですが。そして、こんないいまちに住んでおって、あれがいかん、これがいかんと重箱の隅をつつくようなことばかりでは、このまちがよくなる。皆さん、執行部も一生懸命頑張ってやろうかといっても、はたからわーわーわーわー言われたらできんということを、暗に総務課長に尋ねながら、私の意見を聞いてほしいと思ってお尋ねしたんですが。答弁は要りませんが、今後、こういうことはどうしたらいいかというようなことは、また委員会等でも議論していただいて、いい方向に向けていただけると大変ありがたいと、こんなふうに思っています。

それでは、3番の不良刊行物の廃止条例の制定についてを、また総務課長にお尋ねしますが、これ、1番目も、2番目も、3番目も、大体つながったような話なんですが、これをわざわざまた読み上げなくても、総務課長は大体何を尋ねようと思っておるかなということはわかっていただけたと思いますが、要は、先ほどにもあったように、市民の皆様本当に喜んでいただける、そういう刊行物を出していただくのはいいんですが、正しいか、正しくないかわけのわからんようなものをどんどん出すというのを廃止するとか、あるいは指導するとか、そういう方法がないかということをお尋ねしたいと

思います。

○副議長（尾関律子君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

不良刊行物の廃止に向けた取り組みで、1つの手段として条例の制定はどうかという観点から御質問にお答えをしたいと思います。

日本国憲法第21条では、集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由は、これを保障すると規定されております。基本的人権の1つであります自由権として表現の自由は保障されているものでございますが、一方、文献などによりますと、表現とは個人が外部に向かってその思想、主張、意思、感情などの精神作用をあらわすこととされ、この精神的自由権である表現の自由は、財産権や契約といった経済的自由権などに比べて優位にあるものとされております。

これは、民主主義社会の成立には表現の自由の保障が必要不可欠であると考えられているからでございますが、それは絶対的で無制限なものではなく、表現行為によって人の名誉やプライバシーを侵害することは許されないものであり、他の人権と衝突する場合は、当然ながら一定の制限を受けるものとされております。

つまり、憲法においては、一切の表現の自由を保障するとうたっておりますけれども、そういう保障をするものではなく、他者を害しない範囲で行使できるというルールが法律上に明文の規定がなくても当然に内在をし、一定の抑制が既に規定されているものと考えております。

次に、表現の規制について着目してみますと、基本的に、表現の自由と表現の責任は一体のものであり、表現行為の責任は表現者に帰属をいたします。このため、表現行為が他の人権を侵害するかどうかを表現者がみずからしんしゃくすることによって行われる表現の自主規制があります。

しかし、一方で具体的な表現のあるべき姿、これは表現を規制する基準とも言い換えられますが、多くの考え方が存在をし、それらを一義的に示しルール化することは人間の精神活動は多種多様であり、広範にわたることから到底不可能と言わざるを得ないことや、現実、一般化されていない状況でもあります。

また、表現の自由を規制した条例の代表的なものとして、有害図書の販売等を禁止する青少年保護育成条例がございます。しかし、規制条例の制定には、判例や文献などを見ますと、明確な基準のもとに必要最小限度の制約にとどまり、より制限的ではない他に選べる代替手段が存在し、表現によって生じる害悪が切迫し、危険性も重大であるなど、表現の自由の規制に対する合憲性を担保するための高い基準をクリアする必要があります。

あると考えております。

私どもとしましては、市内で発行される刊行誌の状況を全て把握しているわけではございませんが、こうしたことから、多種多様な内容が掲載される刊行誌を一律に規制する条例の制定については、技術的には困難であると考えておりますので御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ありがとうございます。

私は、この3点を質問したんですが、その3点とも、これ共通した話題なんですわ。それで、今、表現者がみずからしんしゃくすることによって行われる表現の自主規制がありますというお話でしたね。自主規制をしてもらうのはだめなんですわ。こんな折り込みか何やしらんをどんどんばらまいて、真実か真実でないかわからんようなことを、皆がわいわいやって、いいまちができるわけがないんです。最近選挙が近づいたもので、みんな先を競って出し合っておるんですけど、余りたくさんあるもので私もとじていけんようになってしまうぐらいたくさんなんですわ。ですから、みんなでこれは協力して、こういうことのないようにしたい。

これ、1例を挙げますけど、これは見せると誰のやわかってしまうので余りよろしくないんですが、命と暮らしを守るためには防災が大事ってあるんですよ。それはそうなんですわ、防災が大事なんですけど、防災が大事って、消防団に文句ばかり言っては防災のそういう人たちはあらわれないです、これから先もね。それが証拠にもう今、定数割れしているんです、消防団もね。

それから、これ、アイデアも大事と書いてある。これはもうアイデアは、人のことを誹謗中傷しておったらアイデアは浮かびません。そういうことがこれ、書いてあるし、さっきのもそうです。みんなそうなんですわ。この人だけじゃありませんよ、ほかの人もしろいろ書いているんですけど、こういうのは、お互いが自主規制をするような方策を総務課長、とらないと、もうこれはやりたい放題、言いたい放題、やりっ放しで、さっきのトラストでも最終的に決着がつかないわけでしょう。ですから、今後、こういうことには毅然たる態度で向かうという決意の気持ちを市長からお願いしたいと思います。

○副議長（尾関律子君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それぞれの皆様、それぞれの思いがございまして、特に、この政治の世界では利害と価値観の違いというのはそれぞれございます。そういった中で、それぞれの皆様が判断されて、制度にのっとって進められることであると思いますので、

特に私からは申し上げられる内容ではございませんので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長、ちっとも発言制止しないから、後で懲罰……」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、休憩しないとあかんたら」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾関律子君） 暫時休憩をいたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○副議長（尾関律子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 途中でちょっと何やらん横やりが入りましたが、とにかく少なくとも、この議場にみえる皆さんで一致団結をして、このまちの市政の運営がうまくいくように骨折っていただくということを約束して、質問を終わります。

○副議長（尾関律子君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時44分休憩

午後 1 時00分再開

○副議長（尾関律子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、お許しを得ましたので、通告書に沿いながら、大きく2点お尋ねをいたします。

まず最初に、人口急減社会への対応と政策についてお伺いをいたします。

我が国は、2008年をピークにして人口が減少というふうに転じまして、以後、本格的な人口減少社会に突入したというふうに報道をされています。2003年には、国のほうで少子化社会対策の基本法というのが制定をされておりますし、あわせて2003年には内閣府の中に、同じく少子化社会対策会議というものが設置をされております。

2007年には、もう皆さん御案内のとおり、内閣府の中に特命大臣という形で、少子化対策担当というものが任命されて、それ以後、いろいろな方策が打ち出されてきているわけですが、これが有効だというものが見つからないで、少しずつ少子化社会が忍び寄ってきているという状況であると思います。

原稿を書いた当時には横山議員をしのんでおりましたので、忍ぶという字が、心の中

がやっぱり言葉まで出てしまいますので、「偲」になっておりますけど、忍という字に直していただけたらありがたいと思います。

東京一極集中と地方は衰退という、そういう現状を突破する意味で、私は、地方創生戦略というのは、ある面では打ち出せてきているのではないかなと思っていますが、打ち出された当初は、再生でなくて創出だから、これはいいのではないかなというふうに認識しておりましたけど、新聞報道とかテレビ報道とか、あるいは本を読んだりしておりますと、なかなか課題もあるようでございます。特に、中央が先ほど申し上げたように、これという対策を打ち出せないままに来たので、地方に何とか知恵を出せ、工夫せよ、アイデアをというふうに、時間まで制限して迫ってきているのではないかと。それは弊弊であって、非常にそのことは危惧されています。本当にできるのかよという声もあります。

前の総務大臣をやりました片山さんなんかは、塊より始めよと、塊というのは団塊の塊でございますけど、強く言っていますね。霞が関が発想しなきゃいけないんだよということを本にも書いていらっしゃいますけど、そういう状況であります。

そういった中で、岐阜県は、新聞報道によりますと、結婚とか、あるいは子育てという視点から、人口減対策の大型予算を31億円の交付税を対象にしてと書いてありましたけど、そういうふうにして予算化をしてきているということでございます。

山口市はどうかといいますと、私は20年に初めてここに立たせていただきました。その6月に、第1に質問したのは、前の市長に、少子化対策はどうなっておりますかと、かなり勉強して私は質問いたしましたけど、返ってくるのはほとんどそこらでばちゃばちゃやっているような内容でした。内心は啞然としましたけど、しかし、林市長に変わってからは、振興券等を活用してさまざまな手だてが打たれてきたというふうに私は捉えております。しかし、その成果があらわれてきているかどうかということについては、やはり若干時間をかけて見定めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

一番問題になるのは、私は、この人口問題というのは、持続可能性を有する社会の実現という視点から言うと、これが非常に大きな課題になってくるというふうに認識しております。そういった意味で捉えると、非常に長期的かつ総合的なものを打ち出していくと、しかも早期に手を打たないと、これは人口維持にもつながっていきませんよということが言われているわけでございます。

そこで、1つの方法かもしれませんが、大事な視点として、例えば、子育て支援、それから産業基盤の育成というようなことで推進を図ったり、雇用対策をきちんと打ち

出したり、あるいは住宅環境を整備するというような総合戦略を策定して、これを推進していくということが非常に重要ではないかというふうに私は思います。

そこで、そんな観点から幾つか質問をさせていただきます。

第1点は、先ほどから出ております質問の中にもありましたけれども、合計特殊出生率、これが国のほうは2013年出しておりますで、1.43人ですね、1.43人。じゃ、山県市の最近のデータの的に言うと、どのぐらいの数字になりますかというのが第1の質問でございます。

第2は、人口減少というのは、当然のように生まれてくる子供の数、少子化、それが原因になっておりますけど、その要因は何かということを調べてみますと、結婚行動等、出生力の低下と、これはちょっと見逃せないあれなんですけど、言われています。結婚行動というのは、例えば、晩婚化が進んでいると。私たちの時代に比べると、結婚する年齢が非常に遅くなっているというデータがあると言われております。

それから、もう一つは、未婚率が高いと。結婚しないで生きていく率が高いということでございますので、山県市の場合、最近の例でいうと、どのぐらいの、25歳から29歳という限定しますが、未婚率、人数でも結構でございますけど、わかれば教えていただきたいと思います。

3点目は、御夫婦が希望される子供の数というものが出ておまして、これが2.42人、それで、実際に御夫婦になって子供を持ちたいわという現実的なものになると、2.07になるという数値が示されております。しかし、考えてみますと、人口維持に必要な人口の置換水準でいいますと2.1ですから、非常に可能性はあるわけでございます。

そこで、最初に質問しました出生率の関係で、この数値目標というのは持っていらっしゃるのかどうか、山県市として。それをお聞きしたいと思います。

第4点目は、若年の女性の、言ってみれば人口ですけれども、これが非常にこれから人口が減少していくかどうかの鍵を握っていると言われておりますので、その辺の人数について、わかれば教えてほしいと思います。

第5点目は、持続可能性と言っておるわけでございますので、本当に持続可能性な山県市をつくっていくためには、どうしても若い人の、あるいは若い女性の経済基盤、家計簿が豊かになるようなことが必須だというふうに言われておりますし、私もそう思います。

そういう中で、雇用の創出を図るような、そういう企業誘致とか産業誘致の展望はあるのかどうか。これをきちんとお聞きしたいと思います。

次は、6点目は、山県市というのは、ある面では位置的に有利なところにあるという

のは、岐阜市と隣接しておりますので、住宅環境の整備をやって、非常にいい条件だったら、勤めは岐阜市、工場誘致も岐阜市は三輪ぐらいにやるというような話もございますので、住宅環境を整備をやって、有利な条件だったら、住む人はふえてくるのではないかと私は思っていますけど、そういった考え方について、どういうふうに今後やっていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

第7点目は、6次産業の振興によって、就農支援といいますか、若い人が農業に復帰してもらおうというか、農業をやっていこうかという意欲を駆り立てていくような政策を打ち出していく必要があると思いますけれども、どのように考えられていますか。

8点目は、やっぱり人材ですよ。こういうものをきちんと打ち出していく人材がやっぱり求められているということでございます。したがって、人事交流をやったり、企業誘致と同じように人を誘致するというような、私は、ダイナミックさがないと、偉そうなことを言ってみても絵に描いた餅に終わって、いずれは山県市も合併しなければならないよということになりますと、私たちの責任でございますので、ぜひそういうことを進めていただいたらどうかと思ってお聞きをいたします。市長にお伺いをいたします。

○副議長（尾関律子君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の本市の合計特殊出生率につきましては、厚生労働省が発表するベイズ推定値によりますと、平成15年から19年までの間が1.24、平成20年から24年までの間が1.28で、全国平均よりも低く、いずれも県内最低値となっております。

2点目の市の25歳から29歳の女性の未婚率は、住民基本台帳上で申し上げますと、本年2月25日現在の当該女性は446人でございまして、独身者の正式な把握は困難ではございますが、8割近くの方が独身と考えられます。

次に、3点目の本市の出生率の目標につきましては、現段階では具体的な目標数値は定める段階にはないものと考えており、特に定めてはおりません。しかし、現在の数値が県下最低値であることから、少しでも上昇するための施策を講じ、一定の反応があった後には、具体的な数値を定めて、施策を推進していくべきだとは考えております。

次に、4点目の市の近年の若年女性人口、20歳から39歳につきましては、平成22年度の当該人口は3,011人だったのが、4年後の本年度の当該人口は2,472人と減少してきています。これは、全体人口の減少も関係しているものの、当該人口の全体に占める割合も、平成22年度は約10.2%だったのが、4年後の本年度の割合は約8.8%と減少してきております。

5点目の人口維持についてでございますが、人口の置換水準、人口を維持していく水

準でございますが、2.1人というのは、団塊の世代以前の多子時代を除いた長期的な水準であり、国内の人口減少は避けては通れない課題となっております。

しかし、人口維持を目指す上には、議員御発言のように、若者や若い女性の経済基盤の安定が必要であると考えられます。そのため、来年度は、子育て支援に重点を置くとともに、企業誘致を含めた企業支援にも重点を置くこととしているところでございます。

そのためにも、来年度は、まちづくり・企業支援課を創設し、市外企業の進出可能性のある土地の調査も進め、本市の魅力を最大限に売り込むとともに、市内の企業の支援により雇用需要の拡大を図りつつ、就業とのマッチングにも力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

次に、6点目の通勤圏内としての住環境整備に関しましては、岐阜県の人口問題研究会では、本市は岐阜市等を想定したダム機能都市通勤型の都市と位置づけられているところでもあり、今後ますます広域行政を推進し、定住人口の増加を目指していかなければならないものと考えております。

次に、7点目の6次産業化の本格展開による若者の新規就農策の創設につきましては、私も極めて重要な視点であると考えております。伊自良地域では本年度から、新規就農者が本市を通じて国からの補助金を受け取られております。また、建設会社等が農業に着手され、6次産業化が推進されており、大変ありがたく思っております。

今後も本市単独の施策についても検討し、そうした動きを、働きを促進してまいりたいと考えております。

次に、8点目のアイデア、情熱のための人事交流や人材誘致ということでございますが、現在、国や県、岐阜市へ派遣し、または派遣していただいている職員については、議員御発言のような趣旨により実施しているものであり、来年度以降には、本年度に災害時における相互応援に関する協定を締結した、日進市との職員交流も検討しているところでございます。

また、地域おこし協力隊も、そうした趣旨のもとに設置しているものでございまして、来年度から設置する危機管理対策監や工事検査管理監も、職員意識を高めるために配置する趣旨もでございます。

今後におきましても、有用な人事交流等については、新たなものを含めて拡張してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今の答弁を聞きながら、人口減少という現実に対する危機的な意

識というのは、市長とともに共有できたのではないかなというふうに受けとめます。

しかし、もう少し積極的なものが必要ではないかと思って、3点、再質問をいたします。

山県市の出生率の数値目標をはっきりおっしゃらなかったんですけど、最近の新聞報道でいいますと、二、三日前の共同新聞アンケート調査が1月、2月に行われて、1,779の市町村、99%の回収率と言っておりましたけど、平均で、自治体でいうと1.67というのを挙げていますね。国のほうは1.8と高く目標数値を挙げているわけですよ。もちろん、回答していない、数値目標を挙げていないところもありますけど。やはり数値目標をきちんと定めて、そして、そのもとで、これだけ達成するためにはこういう政策が必要だということで、政策の具体化を図りながら進めていくという必要があるということを述べております。

周辺都市で考えてみますと、山県市の人口というのは、私、いつも言っておりますけど、国勢調査、西暦のゼロのつく年は大型な国勢調査が行われて、ことしは5ですから簡単な国勢調査的なものが行われるというふうに言われておりますけど、その時点の調査でいいますと、人口は2万9,629人なんですよね。総合計画には3万人維持というふうに出されておりますけど、もうその時点で3万人を切っているんですよ。最近の一番のデータを調べますと、2万8,696人だったと思いますよ。2万8,000人台に突入しています、2月1日現在で。そうすると、この3万人を維持すると言っていたのがこれだけになっているんですから、私はこれをきちんと分析しなきゃいけないと思うんです。何が要因か、山県市にとって。

山県市の25年後の人口推計が出ております。どこから出ておるかという、人口問題調査会座長の増田寛也さんの書いた地方消滅の中にきちんと出ております。42市町がある中で、山県市はワースト18ですよ。下から数えて18番目。それは何かというと、若い層の人口の減り方をあらわしておまして、50%を上回るのは地方消滅可能性ある都市として掲げられておまして、896掲げられておるんですよ。

山県市は50%には行っておりませんが、49.2%なんです。お隣の関市、40.5%ですよ。岐阜市、36.4%ですよ。お隣の本巣市、皆さん、どのぐらいだと思いますか。31.1%ですよ。一番消滅可能性ある都市は山県市なんです。

私は悲観的に申し上げるつもりはありませんけど、それだけ危機意識を持って人口維持に取り組まないと、いずれは県会議員ももう2つのまちで1人とか言われておりますし、住んでよかったといって上辺で言っておるだけではだめなので、きちんとやっていかなきゃいけない。

21ある市の中でワースト8位ですからね。下から数えても早いんですよ。だから、やっぱりこの辺で数値目標をきちんと掲げるべきだと思います。そして、政策をきちんと打っていかないと、おまえたちも何をやっと思ったんやということになります。そのころ、おりませんけどね。

それで、これから25年後の2040年の数値目標が出ておりまして、2万491人ですよ。もう2万人を切ってくるという数値が出ておるんですよ。私は決して悲観的には思っていないんですけど、対策さえ打てばいいというのは、全国1位のまちを調べてみますと、お隣の石川県の川北町なんですよ。これ、人口は、最近のあれ、調べてきましたけど、6,282人なんですよ。その中に若い人の人口はということが出ておりましたが、これが864人と。それが25年後にどうなるかといいますと、人口はわずかしこ減りません。6,149人。しかし、若い人の層が1,001人とふえるわけですね。このふえ方がプラスの18.5%ぐらいですよ。15.8かな、ごめんなさい、15.8%です。それで、山口市はマイナスの49.2%ですからね。合計したらどのぐらいか。それは、小さい都市だからそのぐらいだろうと思いきや、調べてみると、ここは1980年に合併して、山本という町長さんが熱心になって企業誘致をしました。松下産業系がたくさんあると言われております。今のパナソニックですね。この1年間で株価が1.8倍ぐらい上がっていますよ。1,000万円持っておったとしたら1,800万になっていますよ。だから、その法人税でもって、早くから保育料をただにしてやっているものですから、近隣から住宅、川北町に住んだほうがいいということで住み始めて、若い人も多いと。

私、電話して聞きました。同級生がおりますので。川北町、知っているよ。どんなまちなの、第一印象は何と聞いたら、まず言いましたよ、あそこ、結構工場が多くてね。

石川から来ている人で山口市に勤めておる人、ちょっと知り合いでしたので聞きましたら、川北町、知っていますよ、行ったこともありますよ。どんなまちと聞いたら、最初にこう言いましたよ。若い人、結構多いですよ。山口市、こんなことを言っちゃ悪いけど、お年寄り多いですねと、こういうふうに言われましたので、感覚的にやっぱりすぐれているんですよ。それだけ企業誘致をやって。これ、1つの事例でしょう。やる気があって、パーセントを示して、何とか企業誘致をすれば、私は可能だと思いますよ。

あわせまして、鳥取県の日吉津村、日に吉と書いて、津と書いて「ひえず」か、これ、3,337人の人口なんですよ。ごめんなさい、3,339人。伊自良と同じぐらいの人口。それが、多くなるんですよ。3,657人と出ておりました。パーセントで言うと8.9と。これ、何で、村で存続していくかという、王子製紙を持ってきておるんですよ。そこの企業のあれで、結構村でやっていけるというデータが出ておるんですよ。

だから、私は絶対に企業誘致をやらなきゃいけないと。そんなもの古いという人もありますが、やっぱり数値目標をぜひやるべきだと思いますし、企業誘致は抜けないと思います。その点について、まず市長に第1点をお聞きしたいと、意欲をね。

それから、2つ目は、人なんですよ、人。国のほうでも人をどうぞと言っておるんですよ。下関市長の話を聞きましたけれども、1人しかだめと言ったのを、私は頭を何度も下げに行って3人もらってきましたよという話を聞いたことがありますけど、人はあげますと言っておるんですから、しかも、40ぐらいで、いい条件やったら転職しようとしている人がすごくいますと書いてありますよ、本を読みますと。勉強しないといけないですよ。

そういう人たちに、有利な条件を提示すれば、必ず、なら山口市に行って自分も働いてみようかなということが出来ますので、林市長、しょっちゅう要望に行く市長ということを経済でも聞きましたけど、そのついでに人までもらってくるといいと思いますよ。副市長の隣に据えて、おまえな、企業誘致を1年間やれと、そのかわり市役所なんて出てこんでもいいぞと、全国の企業を回って情報提供をしてくれりゃいいというぐらいやらないと、私は人口維持なんてできない、やがては、増田さんが言っているように、可能性、非常になくなる可能性が強くなってくると思いますよ。ぜひ、その人材をきちんと登用する、そういう意気込みをお聞きしたい。

最後に、緑と自然とか何か大事にするとか言っていますが、私は、とんでもない幼稚なことを言っているなと思ってはいますが、それが理念だとかばかなことを言っていますが、実際に人に当たって、それが本当にどうなのかということを考えなきゃいけませんよ。

就農支援、私、最近3人の人に個別に会いました。岐阜市で若い人で農業をやるという人に会っているんですよ。1時間ぐらい1人ずつお話を聞きましたけど、こうおっしゃって見えました。

まず、3人とも共通するのは、山口市、どうなの、来てもらえそうなの、紹介してもらえと僕が最後のほうに聞きましたら、山口市だめですよ、何でだ、山口市独自の補助金がないんだそうです、その人に言わせると。岐阜市はあるんだそうですよ。だから、大型の補助金をもらって、私たちは機械も導入しました、畑も借りましたと言っていました。

それから、枝豆をつくっておる人ですけど、1人は。山口市どうと聞いたら、土壌がだめです。私は、1回、山口市へ行ってやろうと思ったんですけど、土壌が悪いので、ちょっと考えさせてもらわんとだめですよと言っておられました。

もう一人のトマトをつくっておる人、この人に、山県市どうと言いましたら、さきの補助金の独自の無いということ、一緒のことをおっしゃいましたけど、気温が、今私がつくっておるところよりも、もうはかって知っていますけど、2度から3度低い、山県市は。だから、生育が遅い。そのために、やっぱり栽培が落ちるので、ちょっと喜んで山県市でやろうかという気にはちょっとなれないよと言っておられましたので、私はそういうお話を聞いて、もう一人は野菜をつくっていらっしゃるんです。大型の機械を使って。やっぱり、よっぽど条件のいい補助制度なりをつくれば、山県市に行ってみようかという絶対に可能性としてはあると思うんですよ。

ただ、問題は、そういう土の問題とか空き家の問題をクリアするだけの条件が必要だと思います。だから、就農計画のあり方、補助金の制度についても、ちょっと市長に今後の働きかけとしてお願いしたいと思います。

再質問は、数値目標を明示すべきだということについてのお考えと、やっぱり企業誘致とあわせて人材を誘致すると。企業誘致と人材誘致、それから、今の農業政策の補助金の問題。

以上、再質問をいたします。

○副議長（尾関律子君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の出生率につきましては、新聞報道等によりますと、女性の半数近くの方が、政府が数値目標を設けることに反対しておられ、国におきましても、当初の案で、まず目指すべき水準と規定されていた表現が削除されて、若い世代の希望が実現した場合の国民希望出生率の試算値として1.8との記述にとどまっております。

他方で、本市の場合、現在の合計特殊出生率は県下最低値でもありまして、具体的な数値目標を定めることも必要かとは考えられます。

こうした中、来年度におきましては、本市の地方版総合戦略を策定する予定でございますが、基本的には、西暦2060年の視野に入れました長期人口ビジョンも策定したいと考えております。

こうした策定に当たりましては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの、いわゆる産官学労言で構成するまち・ひと・しごと創生会議により審議していただく予定でございます。こうした会議の場において、本市における合計特殊出生率の設定について、設置すべきかどうかも含めて御審議いただきたいと考えております。

2つ目の企業誘致の専任担当者の設置についてでございますが、4月から課となりま

す、まちづくり・企業支援課の創設の議案を御審議いただいているところでございます。このまちづくり・企業支援課は、従来とは少し異なりまして、一般的な事務処理は極力避けまして、それぞれの課題を解決していくということで、そういった人員の配置を心がけたいということを考えております。

そうしたことを思いますと、100%専任になるのかはもう少し検討を要しますけれども、特に企業誘致という観点からも、それぞれ課題を、担当事務と申しますか、そうした政策的なことも含めまして、強く指示したいということを考えております。

また、3点目の就農、就農でございますね、御質問は。就農支援につきましては、特に、従来産業課で行ってございましたけれども、また、これは副市長の強い思いがございまして、山県市の農業をどうしていくかということが大きな課題として、人的にも、そういった思いの中から、4月以降の職員の配置も考えていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 山県市が消滅しない持続可能性のある都市として進むように、みんなで協力し合って、私たち議会としても考えていかなきゃならない問題でございますので、一緒に共有しながら進めたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

道徳の教科化ということで、学校教育課長にお伺いをしたいと思います。

2月4日の新聞ですかね、道徳の教科化のための学習指導要領の案が示されたというふうに報道されております。昭和33年、道徳が新設をされまして、これが1958年ですか、18年から実施ということでございますので、数字であわせますと60年ぶりの大改革だというふうに報道されております。私も全部新聞を買ってきて、全部読んで、切り抜きして張ってありますが、少し前の、先のことからいいんじゃないかというお考えもあるかと思っておりますけれども、大きな改革でございまして、教科書ができる、しかも、5、4、3、2、1ではないんですけど、道徳の評価をするということで、いろいろ反響も大きいわけでございます。

出版社などは、教育委員会や、あるいは国をそんたくして、ここには書いてあった、新聞に、そんたくって、推察するとか推しはかるということですけど、うかがって、教科書をつくるのではないかとか、あるいは、前の修身に戻るのではないかと、愛国心なんかを強調して押しつけしてくるのではないかとか、あるいは、本当に評価ができるのかというようなことも新聞報道ではされております。

そういった問題が絡んだものが、15年度から移行措置として始めてもよろしいよと、この4月から始めてもよろしいよということでございますので、4点お尋ねをいたします。

1点目は、なぜ道徳が教科に、格上げと書いてありましたけれども、されたんでしょうかね。市民の方にもわかりやすく説明をしていただきたいなと思います。端的で結構です。

2つ目は、教科ですから、中学校でイメージするとわかるんですけど、数学、理科、国語というのは、日本の伝承文化といいますか、世界の伝承文化ですから、ちゃんと正解があるわけですよ。2足す2は4なんですよ。答えが4にならないものは、評価を1、2、3でつけるということです。しかし、道徳はそういうものじゃないでしょう。1足す1が、ひょっとすると3になることもゼロになることもあり得るわけですから、その辺の評価の問題とあわせて、どう専門性を養うのかということも、評価の、これ一番大事なんです。

先生はちゃんと、国語の先生は国語の資格を取ってやっているわけですよ。理科も同じように。道徳というのはいないんですよ。そういうのをどうやって取らせていくのかというのが2点目。取らせていくじゃなくて、どうやって指導していくのかという指導のポイント。

3点目は、さっきから言っているように、文章化するときに、評価を、やっぱり基本的なものはあるわけですよ。親にとっては、この先生はこうやって評価してくれたけど、次になったらがたと変わったということは許されないことなので、やっぱり基準のものがあと思いますけど、そういうものをどうやって指導していきますかということ。

それから、最後は、山口市としては、移行措置をどのぐらいから始めていくお考えですか。

以上の4点について、学校教育課長にお伺いをいたします。

○副議長（尾関律子君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

1点目の、道徳の時間が特別の教科、道徳として教科化される理由については、第1にいじめ防止や情報モラルの向上、生命の軽視や社会規範の希薄化、国際化への対応等が社会的な背景にあります。

第2に、教育現場内の課題としては、教科と比べて道徳の時間が軽視されがちであるという傾向。

第3には、教室で行われる実際の道徳の時間が、いわゆる読み物道徳に終始している

という指摘などが挙げられます。

これらを理由に、特別の教科として法律上明記し、道德教育の重要性を再認識するための動きと捉えています。

ただ、教育現場への指摘は、あくまでも全国的な傾向であり、岐阜県においては、議論する道德こそが主流となっております。

本市においては、教室での道德の時間はもちろん、ふるさと学習を核とした地域住民との協働により、体験的に道德性の育成が図られていると認識しております。

2点目の、教科としての専門性の習得、あるいはその指導については、免許法や大学での教員養成課程の改善が考えられますが、学校教育課としては、平成27年度中に文科省から配布される教員用指導資料や学習指導要領の解説書などの公表を待つまでもなく、市教科研道德部会での議論を開始し、夏期休業中には教職員研修、つなぎ塾に道德の研修を計画してまいります。

3点目の評価については、5段階評価など数値による評価がなじまないことは意見の一致するところであります。また、多岐に及ぶ道德的価値を一言で評価することも避けるべきであると考えます。

しかしながら、これは道德教育の特性を踏まえて、多様な評価方法が工夫できる余地があるということと理解しております。この際、形式的で漠然とした文章評価ではなく、担任として見詰めた児童・生徒の心の成長や、その子のよさを発揮した事例、仲間から認められた行為など、具体的な事実で記述し、保護者とも共有し、自己有用感の醸成につなげていくことが必要であると考えます。

教師には、児童・生徒の成長を確かな目で見える力が求められますが、いずれにしても、今後議論を深めてまいります。

4点目の移行措置については、本年4月から改定後の指導要領を踏まえた指導が可能とされております。これを絶好の機会と捉え、各学校、各教職員においては、主体性を発揮して、新しい授業形態の工夫を一層推進できるよう、啓発に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（尾関律子君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 時間が参りましたので、質問を終わります。

○副議長（尾関律子君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時より再開いたします。

午後1時43分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 寺町知正君。

○7 番（寺町知正君） それでは、通告に従って、一般質問をいたします。

まず最初に、税金の過徴収、いわゆる取り過ぎですね。この場合の時効と返還、お返しする場合の原則ということについて、税務課長、市民環境課長、市長にお尋ねします。

役所の税金などの徴収や返還は、公立病院の医療費代金の時効は3年などの例外が一部にあるものの、基本は5年で時効と通常は考えます。ところが、5年を超えて10年以上前までの課税の誤りの案件について、山県市が還付加算金をつけて返還したというケースが発生しました。

市民の方から私に、市役所から、固定資産税がずっと前から過徴収だった。5年前の分まで返還するので承諾のサインをくださいと言われた。しかし、6年以上前の払い過ぎていた、取られ過ぎていた古い分については返してもらえないということが納得できない。税務署に聞いたら、裁判を起こせば6年以上前分も返ってくると言われたとの相談がありました。

そこで、私も勉強を始めたら、後日、10年前までお返しますと言ってきたと連絡がありました。先ほどの市民相談の件は、結局、山県市が12年分を返還することとなりました。

これを個別事案とせず、過徴収、取り過ぎ分は6年以上前の分も返還することを全ての市民に適用されるように一般化することが議員の仕事だと考えます。

そこで、まず、税務課長にお尋ねします。

1 番ですが、今回、10年前までの分を返還するという課長の判断、それを承認した市長の決定は称賛いたします。まず、今回の件の経緯を明らかにされたい。

2 目ですが、5 年時効を超えて返還すること、還付加算金だけで遅延損害金相当額を付加しなかったことの法的根拠を説明されたい。5 年時効を超えて返還していない場合の、裁判の動向や判例解釈をお願いいたします。

3 目ですが、固定資産税について、他に過徴収、取り過ぎはなかったのか、全件調査したのでしょうか。調査したのならその結果、あるいは、していないのならその理由はどのようなのでしょうか。今後はどうするのでしょうか。

4つ目ですが、過少、少ない徴収のケースはどうなるのでしょうか。事案の有無にかかわらず、少ない場合には5年を超えて請求するのかもしれないのか。するなら、法的根拠を説明していただきたい。

次ですが、当然のこととして、国民健康保険では同様のことがないか気がかりになるので、市民環境課長にお尋ねします。

国保に関して、5年時効を超えて返還した事例と、その経過、それから法的根拠を説明されたい。

次に、ほかにはそういうケースはなかったのか、また、全件調査したのかしていないのか、その理由、今後どうするのでしょ

うか。一般に固定資産の過去分の金額が下がれば、国保関係者の場合は積算根拠が修正されたことになり、そこは適切に修正、減額など反映できていますか。また、5年時効を超えた案件の場合に対処するのでしょうか。

これらのことを前提に、市長にお尋ねしますけれども、固定資産税と国保以外の税の賦課徴収や、使用料、その他の各種の徴収業務に関して、原則5年で時効、これが適用される分野、費目などはどのようなのでしょうか。今後、過去の過徴収の調査をどうするのでしょ

うか。その場合に、過大、多かったり、過少、少なかった場合、そういった徴収が判明した事案について、5年時効を超えて返還もしくは徴収するのか否か。そして、その行政行為の法的根拠を説明していただきたい。

以上、お尋ねします。

○議長（杉山正樹君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目につきましては、固定資産税には住宅用地に対する特例がございまして、住宅用地は、課税標準額を200平米までは6分の1、200平米を超える部分は3分の1とする制度がござい

ます。今回のケースでは、家屋を新築されたときにこの住宅用地の特例が適用されないまま、非住宅用地として課税されておりました。現在まで過大に請求をしておりました。納税者の方には御迷惑をおかけ、申しわけありませんでした。

当初は、地方税法の規定により5年間還付というお話をさせていただきました。本市には、山県市固定資産税過誤納返還金支払要綱が制定されておりますので、この要綱に基づき、支払いをさせていただく旨をお話しし、2月下旬に支払いをさせていただいております。

この要綱の目的では、固定資産税に係る過誤納金のうち、地方税法の規定により還付

不能となる税額相当額につき、還付することが適切と認められる場合は、固定資産税過誤納返還金を支払うことにより、納税者の不利を救済し、行政に対する信頼を確保することを目的とするとあります。また、第4条2項では、還付不能額は固定資産課税台帳等によって算定するものとし、原則として固定資産税の法定納期限の翌日から起算して10年の範囲とするともあります。ただし、当該範囲外であっても、返還対象者が所持する領収書等により還付不能金を確認できるものについては、算定の対象とするものとすると規定されておりますので、山県市の課税台帳が保管されていたこと及び御本人が領収書を保管しておみえになりましたので、あわせて12年分の支払いとなりました。

2点目の法的根拠につきましてですが、今回還付及び支払いさせていただいた金額は、時効となっていない平成22年度から26年度まで、地方税法第17条及び17条の4の規定より、時効である5年を経過した平成15年度から平成21年度は、山県市固定資産税過誤納返還金支払要綱の規定により支払いをしております。

要綱第4条第1項には、還付金の額は、還付不能額と利息相当額の合計額とするとされております。また、還付加算金の法律的性質は、過誤納金の支払い遅延によって生じた元本使用の対価たる損害賠償金、遅延損害金であります。であり、還付加算金制度は地方公共団体の徴収金に関する不当利得の返還に伴う民法上の利息の督促であるとの判例もありますので、遅延損害金相当額を付加することなく支払いをさせていただいております。

裁判の動向や判例解釈につきましては、固定資産評価審査委員会がございしますが、に審査請求をすることなく、国家賠償法による裁判が多くなってきております。最近の事例といたしましては、平成25年11月、東京地裁で、今回のケースと同様の住宅用地の特例を適用しないで固定資産税を賦課決定していた裁判があり、その中で、条例で規定された住宅用地の申告の有無にかかわらず、職員は住宅用地の特例の適用条件を調査し、同特例が適用される土地は同特例に従った固定資産税の賦課決定をすべき職務上の義務を負っていると判示され、国家賠償法により損害賠償金を支払うこととの判決となっております。

3点目、他に過徴収はなかったかにつきましては、平成26年度、家屋の取り壊し漏れなどで6件ございました。全件調査については、現在のところ実施していませんが、本年度、他の自治体が調査を行っており、調査方法などを確認したところ、基礎資料の作成、現地調査、再計算などの業務で半年以上の期間が必要であり、基礎資料の作成にも経費が必要であるとの回答を得ておりますので、新年度早々には実施したいと考えております。

4点目の過少な徴収のケースにつきましては、固定資産税は5年を超えて賦課決定することは地方税法第17条の5第5項により、することはできない規定がございますので、行うことはできません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

5点目の5年時効を超えた返還事例でございますが、国民健康保険税に関しましても、地方税法第18条の3の還付金の消滅時効の規定、請求することができる日から5年を経過したときは時効により消滅するに基づいて事務処理を行っており、5年の時効を超えて返還した事例はございません。

国民健康保険税の課税額は、所得割額、固定資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額で算定をしております。そのため、固定資産税の課税額が減額されれば、国民健康保険税の課税額にも影響を及ぼすことから、税務課からの資料をもとに修正をしております。

6点目の、ほかになかったのか、今後はどうするのかでございますが、過去に固定資産税で5年を超えて返還した事案のうち、国保世帯であったのが1世帯ございました。還付金の消滅時効の適用により、還付できない税相当額を返還するための手だてを講ずることなく、5年を超えた部分は返還いたしませんでしたが、経過や状況を確認いたしまして、適切に対処することとしております。

次に、全件調査はしたのか、その理由と今後はとのことですが、課税状況等の再確認を国保担当課で行うには限りがございます。全てにおける調査はいたしておりませんが、被保険者世帯員の変更や申告等により、課税額の変更により課税額の修正を行う場合、今後も誤りのないよう、適正な処理に努めてまいります。

先ほど課税額と申しましたが、賦課額の変更でございます。

7点目の時効を超えた案件の対処でございますが、県下の保険者を見てみますと、5年の時効を超えて還付している事例もあり、納税者に誤りはなく、市側の一方的な誤りによって課税した場合は、5年を超えて返還すべきであることから、還付不能額が生じたときは、還付不能額及び利息相当分を合わせた返還金を支払うための支払い要綱を定め、納税者の不利益とならないよう、さかのぼって返還することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

私からは、８点目の御質問にお答えをさせていただきます。

原則５年で時効が適用されるものとは、一般私人の有しない特別な権能に基づく公法上の債権のことと考えており、分担金、使用料、手数料、過料等が考えられます。他方、私法上の債権としては、上水道の使用料が典型例であり、こちらの消滅時効は２年となっております。

今後、過去の過徴収についても点検が必要と考えておりますが、もし過徴収があった場合には、過徴収の事実が判明できる限りは、５年または２年といった消滅時効の完成年にかかわらず、行政の信頼確保等の観点からお返ししてまいりたいと考えております。

なお、この場合の法的根拠としましては、一般的には、地方自治法第232条の２の規定に基づく寄附もしくは補助、または国家賠償法に基づく補填によるものになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○７番（寺町知正君） まず、最後の市長の答弁からですけど、点検をするということの答弁、それから、もし過徴収などが判明したらできる限り返還していくという姿勢も私は評価して受けとめたいと思います。

それから、国保についての市民環境課長が、過去に返還しなかった例があるということでしたが、言葉では適切に対処するというふうでしたけど、多分それは返還しますという意味なのであろうというふうなので、そのように答えてほしいなと思いましたけれども、とにかく基本は税務課長の答弁に集約されていると思います。

まず、判例についての解釈ですけど、住宅用地の申告の有無にかかわらず適切に賦課決定すべき職務上の義務を負っている、いわば職員の側の義務なんだということが明確だという認識をされているものと思います。そういったことを前提に、今後は全件調査も行っていくということ、それから、仮に市が少なかった場合は、これはもう他の国保でもそうですけど、５年以上前分は下さいとは言えないよという、行政の一種の責務みたいなものがありますので、その認識も明らかにされたというふうで、基本的には納得のいく回答だと思っていますが、そこで、税務課長に再度お尋ねしますけれども、今の答弁から、５年を超えて返還するという理由は、地方税法とか市の条例ではなくて、基本的に日本の民法に基づくものであるということが明らかになったというふうに考えます。つまり、最大20年さかのぼって返還するということになるわけですね。

そこで質問ですけども、返還について市の定めた要綱があり、それに基づきということでしたけれども、それは単に市の事務手続を示したものであって、現在の要綱の、過

去10年についてさかのぼるという規定では、民法の定めを満たしていないということになります。ですから、これは市の姿勢を改めるしかない、要綱に従っていたという姿勢を改めるしかないということで、今後、まず最初は、返還は5年で承諾いただけますかと聞くという姿勢を改めて、最初から過徴収が何年分確認されましたのでなどと、きちっとお伝えして、そこで返還というふうにするべきではないのかと考えますが、いかがですか。

それから、2つ目ですけど、先ほどの要綱は10年ということでしたけど、これはもう明確に最大20年とさかのぼって返還するというふうに改正、明記すべきではないでしょうか。

それから、3つ目ですけど、市民、納税者に、今後は事情によっては最大20年、市は返還しますよということをお伝えする。それから、同時に、税金の支払いの領収書など、支払いの証明、これは市民の方も20年分は保存することが望ましいんですよということを周知すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（杉山正樹君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 再質問にお答えいたします。

1点目につきましては、賦課課税方式による固定資産税では、国家賠償法による損害賠償請求が増加してきており、不法行為による損害賠償請求権の期間は民法724条の規定により20年となっております。しかし、不当利得返還請求権の消滅時効は、民法167条で10年間となっております。

このように、それぞれの案件により時効の期間は異なりますので、地方税法の5年にこだわることなく、法律や判例等を参考にしながら、市長が答弁したとおり、時効の完成年にかかわらず、行政の信頼確保等の観点から、お返しするものはお返しするという形に改めさせていただきたいと思います。

続きまして、2点目の要綱の改正につきましては、最大で20年間の還付が発生するわけですが、現存する課税台帳は、先ほど答弁いたしましたように、山口市が合併した平成15年度から12年間保存されております。12年間保存しておりますので、今後、20年になるように保管を延ばしていきたいと考えております。

したがって、20年にするようにというお話ですが、12年分しかございませんので、それは12年がマックスになるのではないかと考えております。それを救済するのには、要綱第4条の2ただし書きで、規定により対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

3点目につきましては、最大で20年の返還は、行政行為の重大なる瑕疵が客観的に明白と認められるときでございますので、長期間にわたることのないよう、納税者の皆様には固定資産税の縦覧期間や閲覧制度を御利用いただき、また、毎年送付させていただいております納税通知書にも課税明細書を同封しておりますので、不明な点がございましたら税務課までお問い合わせいただき、長期間の還付にならないようにしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の税務課長の答弁ですけど、合併の関係もあってか、12年分の書類しかないですよという前提でしたけど、12年は来年になれば13年、14年とふえていくわけです。そういうことも前提に、20年間今後保存するということなので、きちっとした時効の完成まで役所のほうも努力するということですから、そこは評価していきたいと思います。

ちょっと時間の関係もあって次に行きますけれども、2問目は、市の補助金の交付団体の政治への関与についてということで、市長にお尋ねします。

市のトップとして、市の公金の全てに責任がある市長は、市が補助金を交付している団体との関係において、政治的に明確な一線を画す必要があります。その典型、象徴が、市長選挙での補助金交付団体の推薦という意思表示の行為です。この点を整理するために質問いたします。

私は2007年3月のこの議会で、翌4月に予定されている市長選挙に関して、当時の平野市長に、トップである市長自身の法令遵守の姿勢や倫理観と題して、次のことを一般質問しました。

来る市長選に関して、平野氏は各種団体の推薦を受けたと報道されています。例えば、2007年2月27日、岐阜新聞の一面で、自民党から推薦を受けたほか、市商工会や市体育協会など各種団体からも推薦を取りつけており、市内全域で浸透を図っているなどです。平野氏の政治家、市長選等として推薦の意思表示をした団体のうち、山県市が財政支援している各種団体の名称、交付額などはどのようなのでしょうかと聞きました。市長の答弁は、私から推薦を要請したものではなく、それぞれの団体の皆様が、今まで私が推進してきた市政についてお認めいただき、御推薦をいただいたものと思い、まことに光栄に感じている。なお、団体の名称など、細部については選挙に関する質問であり、答弁は差し控えるという前市長のやりとりでした。

このように、そのときの市長は、市の補助金交付団体に関して、当時新聞でも推薦を

取りつけと報道されているにもかかわらず、市の団体の名称などの回答を拒否しました。私は、答弁拒否が信じられませんでした。いずれにしても、その答弁の仕方は、何より市民に対して極めて不誠実で、説明責任を果たす意識もなかったというしかありません。

市長がかわって、今回はそんな答弁ができないような質問通告とするように心がけました。

まず、団体の行為という面で見えます。市長名で補助金を交付している団体が、その補助金交付者の現職市長に関して、市長候補を推薦すると表明することは、当該団体の行為としては自由だという余地があります。とにかくそのことは、市長の政治活動への支援、参加です。結局、地方自治法上の公益性の必要がある場合に補助できる、自治法232条の2ですけど、この大原則に照らしてみても、その時点で市の補助金交付団体としての公益性及び社会通念上の適格を失った、みずから放棄したと言うべきであります。

次に、市長の行為という面で見えます。補助金は市長名で交付したわけですが、その補助団体が市長候補を推薦すると表明したことは、補助金を減らさないでください、補助金を続けてくださいなどの下心や意図があると受け取られることは、社会通念として疑う余地はありません。仮に補助金のお礼なら論外です。

現職市長が選挙、政治活動への推薦表明を受諾すれば、それ以前の補助金の趣旨は何だったのかということになりますし、補助金は目的外支出となります。選挙の後については、補助団体が政治的活動にかかわった事実から、補助金は目的外支出となりますし、公益性を欠くものとして違法な補助金となります。

以上、総合的に考えれば、市長名で補助金を交付している団体が、市長選挙あるいは事前の政治活動において、あなたを推薦しますと表明があったとき、推薦などされたら、次から補助金を交付できなくなりますよと断るべきだと考えます。

市長候補が推薦を認容するなら、その後の選挙で当選した場合は補助金を交付しないとすべきです。理由は、市の補助団体が、市長選挙、政治活動にかかわることは極めて不透明で公正さに欠ける、社会通念上許されない、市長等の倫理条例、特に3条にも反するなどです。

そこで、市長に質問いたします。

1点目として、2011年、平成23年、前回の市長選のときに、林候補の政治活動、選挙において、推薦表明した団体は幾つでしょうか。そのうち、市長選挙後、24年度に補助金を交付した団体は幾つでしょうか。

この質問通告書に添付しましたが、今回3月定例議会において、市長が提出された議案資料5—4には、平成27年度当初予算の補助金の調書、100万円以上ですけど、この表

から抜き出した枠があり、その中でどの団体なのか、名称を答えていただきたい。

2つ目として、今3月ですが、来る4月の市長選挙の政治活動段階です。かつ、さきの平野氏で例示した市長選挙前の補助金交付団体の推薦の取りつけの先例がある時期とも重なります。

林市長は、前回のことはともかく、今回の選挙を前に、市の補助金交付団体の推薦を受けつつ、補助金の返還も求めず、さらに今後も継続するつもりなのでしょうか。それとも、推薦されたら補助金の返還を求めることになりますとか、今後は補助金を出せなくなりますと伝え、推薦を断るのでしょうか。

以上、2点お聞きしたいわけですが、その他、通告書には、私は平野前市長のように答弁を拒否されたくないの、きちっと質問に答えてくださいという趣旨で触れていますが、それは答弁を求めることではないので、時間の関係もありここでは省きますが、以上2点について、林市長の答弁を求めます。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてでございますが、平成24年の市長選挙において、私が直接推薦状を受け取ったのは、岐阜県商工政治連盟と山県青色申告会の2団体でございました。その他の市内団体からも御推薦をいただいたと記憶しておりますが、私が推薦状を直接受け取っていないことや、推薦状は既に破棄してしまったことから、私の記憶を頼りにここで団体名をお伝えして、万が一間違っていた場合は、当該団体の皆様に御迷惑をおかけすることになりますので、具体的な名称はお答えできませんが、たしか2つの団体ほどがあったのではないかと記憶をいたしております。

それ以外では、地元町内会の方々や私の友人、支援者の皆様などからであったと記憶しております。

また、推薦をいただいた団体のうち、平成24年度に補助金を交付した団体は、1団体のみでございます。さらに、議員御指摘の議案資料5—4、負担金・補助金及び交付金に関する調書において、該当する団体はないものと考えております。

次に、2点目の御質問でございますが、本年4月に執行が予定されております市長選挙に向けて、現時点での状況を申し上げますと、前回選挙と同様に、岐阜県商工政治連盟から既に御推薦をいただいております。

また、現に本市より補助金を交付している団体から御推薦をいただけるとのお話をいただきました。公職選挙法では、公職の候補者等への推薦を規制する規定はないのですが、道義的なことも考慮し、既に推薦をお断りしている状況でございます。

なお、団体から推薦をいただくに当たっては、昨年の9月の議会でも答弁をさせていただきましたが、私から推薦をお願いした経緯もございませんし、私がこれまで掲げた施策の成果等に対する賛同の趣旨から、団体において自発的に推薦をいただいたものと考えております。

さて、議員御指摘の市補助金の交付と選挙における特定の候補者の関係を規定する法令に、政治資金規正法がございます。同法第22条の3において、補助金を交付した会社、その他の法人が、地方公共団体の補助金の交付決定通知を受けた日から1年を経過する日までの間、当該団体の議会の議員や長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体に対して寄附することができないとの規定がございますが、私は、政治団体においては、当然ながらこのような寄附もいたしておりません。

このように、私は補助金の交付をかさに着て、推薦や支持をいただくとか寄附をいただくなどの、議員いわく不透明で公正さに欠けた政治活動は一切行っておりません。

市長就任後の初の議会となった平成23年第2回臨時議会において、市長就任に当たって私の所信を述べさせていただきました。その際には、私は、自己の利害やしがらみだけを考えるのではなく、子供たちの幸せを願い、将来の市民のことも考えて行動し、市民の皆様の方々の良識ある判断に資するため、さまざまな行政情報等を積極的に提供し、市民の皆様とともに市政の発展に努めさせていただくと申し述べました。この私の信ずる心を忘れることなく、引き続きクリーンで公明な政治の持続や、常に生活者、市民の皆様の方々の目線で、市民のための公明公正な政治の実施について鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 1つ目の、前回の市長選のことについて、2つの団体から直接受け取ったという記憶があるということと、それ以外は直接受け取っていない、あるいは破棄して残っていないという答弁は、よく考えられた答弁だと思ってお聞きしました。

それはそれとして、2つ目のことに関して、具体的にあるということ、それ以外については、道義的な責任ということから断ったという明確な答弁はあったと受けとめましたので、そこは今の林市長の姿勢ということで、私はそのように受けとめて、今後はそのように、とりあえずは見ていきたいと思っております。

〔「とりあえず」と呼ぶ者あり〕

○7番（寺町知正君） はい。だってこの後はまだわからないからね。

〔「とりあえずって、言い方がまずい」と呼ぶ者あり〕

○7番（寺町知正君） きょう時点では、道義的に責任という意味で、きちっと断ったということはちゃんと受けとめております。まだこれから選挙までは時間がありますので、そこは林さん次第です。

ということで、時間がもう11分しかないので、3つ目に行きますけれども、3つ目は、香りが会館及び周辺の管理業務について、産業課長と市長にお尋ねします。

香りが会館の指定管理の期間、管理料の年間1,500万円ですが、これがことしの3月末で切れます。そこで、周辺の公園などの管理、年間約500万円で民間に委託業務していますが、これも含めた新たな形態として、指定管理業務の受託先の公募が昨年10月に行われました。しかし、応募者がありませんでした。

12月議会の冒頭の関連報告として、応募者がなかったので、公園などは現在同様に市が管理し、香りが会館などは地域おこし協力隊員を募集するとの旨でした。その経過や現状を確認し、市の方針の紆余曲折を点検し、それに基づいて、次の参考と反省にする必要があると考えます。

そこで、まず産業課長にお尋ねしますけれども、そもそもの経過の概要と現状はどのようなのでしょうか。経費の試算もお願いします。

2つ目として、10月の公募において、どんな理由で不成立となったのでしょうか。当事者の意見と、それに対しての市の見解や反省はどのようなのでしょうか。

3つ目として、公募の応募資格において、法人その他の団体、法人格の有無を問わないとしていました。この理由は何でしょうか。

ところが、公募の不成立後の後の次の協力隊員募集においては、最初は2人1組とし、これも不成立の後には、1人または2人1組としました。資格要件としての団体と個人の違いは明瞭です。団体とは、協定に基づく実質的な委託契約としての指定管理料の支払い、個人は業務請負契約としての報酬という認識でよいのでしょうか。

私は、他の分野も含めて協力隊員制度自体は基本的に高く評価しています。とはいえ、行政機関としては、不測の事態のときの法的な安定性の確保は重要なことです。団体と個人につき、どのように認識し、どのように担保すると考えているのでしょうか。

次に、市長にお尋ねしますが、今現在の香りが会館の指定管理は、当時の公募のドルフィン株式会社の不祥事件に起因して、途中で追加的に公募しました。その際、地元の応募があったにもかかわらず、大阪の株式会社ハウスビルシステムを選定しました。それらの点についての私の2012年12月の一般質問への答弁で、市長は、今後は地元の市民団体等が優先的に指定されるような選考条件の中で、そういった基準の点数、そういった

配慮を行いたいとしました。

今回の公募に当たって、どのような方法で配慮したのでしょうか。その結果をどう思うのでしょうか。

5つ目、最後ですけど、昨年の夏から現在までの経過を見ますと、基本姿勢、方針が二転、三転したと言わざるを得ません。市長はどのように問題を認識し、今後、指定管理全般についてどのようにする考えなのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

1点目の経過の概要と現状ですが、今回、平成27年3月31日をもって香り会館の指定管理期間が終了することに伴い、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間で指定管理するため、指定管理者を募集いたしました。

平成26年10月1日より、市のホームページ、翌日には、行政と民間をつなぐポータルサイトベスピィのホームページに募集要項を掲載し、10月7日に現地説明会を行い、株式会社6社、NPO申請中の1団体の合計7団体の参加がありました。

説明会では、民間のノウハウの活用、自由な発想で、公園と一体的な利用によりにぎわいの創設が見込める提案をお願いするものであること、資料に基づき、売上数値については、現在の営業形態での数値であることを説明、今回の募集は、現在の営業形態にこだわることなく、公園との一体利用について、事業計画書、収支予算書の提案を募集するものであることを強調して説明いたしました。

その後、10月8日から10月14日の間、文書による質問を受け付けしましたところ、指定管理料の支払い時期はいつですかなど、11の質問があり、回答は随時ホームページ上に公開いたしました。

10月27日から10月31日の申請受付期間を設けましたが、応募者なしという結果でした。その結果を受けて、産業課、企画財政課で検証、検討を行い、11月14日には、山県市指定管理者候補者選定委員会へ応募者なしの結果報告と、指定管理者を再募集ではなく、市の直営で運営を継続、公園との一体的管理、プロモーション戦略、民間活用等、今後検討していく旨の報告をいたしました。

選定委員会の報告後、さらに検討を進め、運営の継続だけでは集客、公園のにぎわいを大きく伸ばすことが見込めないことから、公園との一体的管理と地域とのかかわり、民間活用の観点から、地域おこし協力隊員の起用を決めました。

地域おこし協力隊員に求めるものは、運営管理、企画、営業、地域とのかかわりと、

仕事内容が多岐にわたることから、2名の隊員の募集を12月3日より開始、東京での募集説明会と香り会館での現地見学を行い、3名の応募をいただき、2月13日に面接を行いました。しかし、採用にまでは至らず、再募集を行いました。募集期間は2月23日から3月13日までとし、2名の応募があり、3月30日、今月の3月30日ですけれども、面接を行います。

2点目の、10月の公募での不成立理由となった、当事者の意見と、市の見解や反省ですが、10月1日から公募した指定管理者の応募がなかった結果を踏まえ、現地説明会に出席された各団体に対し、応募されなかった理由をお聞きしたところ、指定管理者を加味しても赤字解消が望めなかったとの意見が多く、また、コスト管理が非常に厳しく採算が見込めない、指定管理の期間が3年間では初期投資分が売り上げに反映されず、回収できない、来年4月に別の公園の指定管理を行うことが決まり、四国山で指定管理を行う人的余裕がなかった、新聞記事で事業仕分けにより、香り会館不要と判定を受けたことを知ったためという回答をいただきました。

この結果、産業課では指定管理料を再度検証いたしました。指定管理料については、現行の人員配置にはまだ過剰な配置があること、香り会館には過剰な在庫などがあること、売り上げアップにより赤字の解消は見込めると考えました。また、公園管理についても、管理人2人分が指定管理料の積算に入っており、公園管理分の指定管理料も従来市が委託している委託料と同等であることから、管理人の業務の行い方によっては市の委託費よりも経費がかからないことが見込め、指定管理料が安いとは考えておりません。

現在の指定管理者は、プランナーが現場に指示できず、イベント企画やPRについて工夫が見られないことから、指定管理料が安いということよりは、赤字が約200万円あるという印象が残ってしまっているのではないかと考えます。また、指定管理の現地説明会参加者には、造園、土木の会社が多く、集客するための企画力が難しかったのではないかと推察します。

ただし、市としても香り会館を指定管理者と一緒に集客する努力を見せることができなかったという反省点は残りました。

3点目の募集の応募資格についてですが、地方自治法第244の2第3項により、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができるとあり、今回の応募資格についても、法人その他の団体としました。

団体と個人の違いについてですが、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定は、

法律に基づき、具体的場合について、行政機関の単独の意思により権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為に該当し、行政処分的一种とされており、委託契約とは異なるものになります。

また、御質問にある個人については、地域おこし協力隊員を指し、山口市地域おこし協力隊員設置要綱第3条の規定により、非常勤の特別職の職員となります。そのため、業務請負契約としての報酬という認識ではなく、地方自治法第203条の2の規定に基づく報酬となります。さらに、不測の事態の安定性の確保については、個人に対する請負契約ではなく、市の非常勤の特別職の職員としての身分であり、安全性は担保されていると考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 私からは、4点目と5点目の御質問にお答えをいたします。

まず、4点目の地元配慮の選考基準についてでございますが、募集要項の選定基準において、地域との協働、市内調達、地域貢献活動、地元雇用などの観点について、全体の約2割のウエートをかけ、地元優遇措置をとったところでございます。しかしながら、結果的には、市内関係者を含め、市外の方からも御応募いただけなかったことは、まことに残念な思いであります。

次に、5点目の今般の経過についてでございますが、そもそも今般の指定管理の公募に当たっては、役所の固定的観念を薄めて、民間のノウハウを幅広く発揮し、そのポテンシャルを高めていただくべく、香り会館、ハーブレンドを包含する四国山香りの森公園全体も含めて一体的な管理を期して公募したものでございます。

しかしながら、指定管理への応募はなかったため、地域おこし協力隊を活用し、都会に住む私人のセンスにより、そのポテンシャルを高めていただこうとしたものでございます。当初は2人1組で募集し、1組の応募はあったものの、こうした趣旨に合致させる水準にはないものとしてお断りをいたしました。そこで、この趣旨に合致する地域おこし協力隊を広く募集したものでございます。

ですから、方法論が二転しておりますが、四国山香りの森公園のポテンシャルを生かすために、私人を活用するという方針自体を変更したわけではございません。

今般の件は、本市の想定する指定管理料、近郊における同種の需要や新聞報道等のタイミングが相まって、結果的に応募がなかったものと考えられますが、素直に申し上げれば、役所の期待が過大であったのであり、民間需要を的確に把握していなかった結果であったと反省しているところでもございます。

このため、今後の施設管理においては、指定管理の公募等に当たっては、こうした市場の動向等をよく調査した上で、より適正な方法により実施していく必要があると再認識をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

〔「議長、議運の委員長として、ちょっと御確認をしていただきたいことがありますのでお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 何ですか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 先ほど寺町知正君の一般質問の中で、個人的な名前が入っておりましたので、これが適正でいいのか悪いのか確認をしてからテレビ放映をしていただくよう、議長のほうにもお願いをしておきます。

議運の委員長から、一度審議をしていただくようお願いします。

〔「議長、関連です」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市との契約業者ですから、市も指定管理のときは業者名をいつも出していますし、インターネットで現在も出ていますし、それは通常の取引相手ということで、そこに何か疑問を感じずる余地はないはずです。

○議長（杉山正樹君） それは、私のほうでまた検討いたします。

○議長（杉山正樹君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。お諮りいたします。

一般質問は本日で全て終了いたしましたので、18日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。したがって、18日は休会とすることに決定いたしました。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時49分散会

平成27年 3 月20日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成27年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 3月20日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成27年3月20日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 議第8号 山県市男女共同参画推進条例について
- 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
- 議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
- 議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議第19号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第24号 平成27年度山県市一般会計予算
- 議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 平成27年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算
- 議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 議第8号 山県市男女共同参画推進条例について
- 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
議第14号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算

日程第3	議第33号	第2次山縣市総合計画基本構想について
	討 論	
	議第3号	山縣市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第4号	山縣市行政手続条例の一部を改正する条例について
	議第5号	山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
	議第8号	山縣市男女共同参画推進条例について
	議第9号	山縣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山縣市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第11号	山縣市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第12号	山縣市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第13号	山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
	議第14号	山縣市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
	議第15号	山縣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第16号	山縣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第17号	山縣市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第18号	山縣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
	議第19号	山縣市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について

- 議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第24号 平成27年度山県市一般会計予算
- 議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 平成27年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算
- 議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 採 決

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 議第8号 山県市男女共同参画推進条例について
- 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について

議第14号	山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号	山口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号	山口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第18号	山口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山口市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山口市一般会計予算
議第25号	平成27年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山口市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	平成27年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第29号	平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第30号	平成27年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第31号	平成27年度山口市高富財産区特別会計予算
議第32号	平成27年度山口市水道事業会計予算
議第33号	第2次山口市総合計画基本構想について
発議第1号	山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第5 議第34号	財産処分の変更について

- 日程第6 質 疑
日程第7 討 論
日程第8 採 決
日程第9 発議第2号 山県市議会基本条例について
日程第10 質 疑
日程第11 討 論
日程第12 採 決
日程第13 処分要求について
日程第14 特別委員会の中間報告について
議会改革特別委員会
まちづくり特別委員会
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議第8号 山県市男女共同参画推進条例について
議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

	関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算
議第33号	第2次山県市総合計画基本構想について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議第8号	山県市男女共同参画推進条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
議第14号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山県市一般会計予算

議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第29号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第30号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第31号	平成27年度山県市高富財産区特別会計予算
議第32号	平成27年度山県市水道事業会計予算
議第33号	第2次山県市総合計画基本構想について

日程第3 討 論

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議第8号	山県市男女共同参画推進条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
議第14号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について

議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護
予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例について

議第19号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）

議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議第24号 平成27年度山県市一般会計予算

議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第26号 平成27年度山県市介護保険特別会計予算

議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算

議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算

議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 採 決

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について

議第5号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

議第8号	山県市男女共同参画推進条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
議第14号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第19号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第23号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第24号	平成27年度山県市一般会計予算
議第25号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	平成27年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

- 議第28号 平成27年度山口市簡易水道事業特別会計予算
 議第29号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
 議第30号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計予算
 議第31号 平成27年度山口市高富財産区特別会計予算
 議第32号 平成27年度山口市水道事業会計予算
 議第33号 第2次山口市総合計画基本構想について
 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第5 議第34号 財産処分の変更について
 日程第6 質 疑
 日程第7 討 論
 日程第8 採 決
 日程第9 発議第2号 山口市議会基本条例について
 日程第10 質 疑
 日程第11 討 論
 日程第12 採 決
 日程第13 処分要求について
 日程第14 特別委員会の中間報告について
 議会改革特別委員会
 まちづくり特別委員会
 追加日程第1 特別委員会委員長報告
 処分要求について
 追加日程第2 委員長報告に対する質疑
 追加日程第3 討 論
 追加日程第4 採 決
-

○出席議員（12名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	4 番	上 野 欣 也 君
5 番	石 神 真 君	6 番	杉 山 正 樹 君
7 番	寺 町 知 正 君	8 番	尾 関 律 子 君
10 番	武 藤 孝 成 君	11 番	藤 根 圓 六 君
12 番	影 山 春 男 君	13 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（なし）

○欠員（２名）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（杉山正樹君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 吉田茂広君。

○総務産業建設常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、議長にお許しをいただきました。総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月10日午前10時より委員会を開催し、本委員会の副委員長を互選により、恩田佳幸君を選任いたしました。また、審査を付託されました議第3号から議第10号及び議第19号、議第20号、議第24号、議第31号、議第33号の所管に属する条例案件9件、補正予算案件1件、予算案件2件、その他案件1件の13議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第20号 平成26年度山口市一般会計補正予算（第7号）（総務産業建設関係）では、地方創生事業におけるホームページ作成委託料100万円の活用方法と今後の動向及び効果予測について。議第24号 平成27年度山口市一般会計予算（総務産業建設関係）では、都市再生整備計画策定業務委託料149万5,000円の内容及び委託料とする過程について。移住定住促進補助金において、定住者に重点をおいた施策である考え方と今後想定される動向及び計画。野生鳥獣捕獲報償金と野生鳥獣捕獲業務委託料の関係及び事務手数料等の積算内容、今後の事業のあり方、近隣市町の状況、猟友会との関係。中でも、野生鳥獣捕獲業務委託料に関しては、くれぐれも慎重な対応を望むとの意見がありました。次に、香り会館管理に係る地域おこし協力隊の採用について。議第33号 第2次山口市総合計画基本構想についてでは、3月議会に上程されなければならない理由と計画立案の時期について質疑応答がございました。

採決の結果、議第3号から議第10号及び議第19号、議第20号、議第31号、議第33号の議案は、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定し、議第24号は、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第11号から議第18号、議第20号から議第30号及び議第32号の所管に属する条例案件8件、補正案件4件、予算案件8件の20議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、統合した保育園を卒園した場合に入学する小学校の選択について。議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例については、他市との介護保険料の比較について。議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例については、利用者負担額に不服がある場合の対応について。議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてから、議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまでの5件の条例では、事業者への実務的影響について。議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）（厚生文教関係）、市民税の歳入予算を増額補正する理由について。臨時福祉給付金を減額補正する理由について。健康づくり教室事業委託の内容について。議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、国民健康保険優良家庭表彰事業繰越明許の理由について。議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、介護保険給付費を減額補正する理由について。議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）では、下水道事業受益者負担金の歳入予算を増額する理由について。議第24号 平成27年度山県市一般会計予算では、市税の歳入予算の積算根拠について。婚活セミナーの内容と場所について。市シルバー人材センター補助金の内容について。子育て世帯臨時特例交付金の対象人数と交付金額について。クリーンセンター施設運営管理費委託の内容について。英語指導助手の雇用内容について。無形民俗文化財調査研究等事業補助金の内容について。地区公民館長の報酬について。議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算では、保険税を下げたことによる影響について。議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算では、配水管布設工事の内容と計画についてなど、質疑応答がございました。

なお、討論においては、議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）（厚生文教関係）及び議第24号 平成27年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）について、反対討論がありました。

採決の結果、議第20号及び議第24号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、議第11号から議第18号、議第21号から議第23号及び議第25号から議第30号並びに議第32号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（杉山正樹君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（杉山正樹君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第3号から議第33号及び発議第1号までの討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、議第20号 平成26年度の補正予算（第7号）及び議第24号 平成27年の一般会計予算に反対する立場で討論いたします。

まず最初に、非常に大きなものとして地方創生の交付金ということがあります。これは、20号、24号、補正予算と新年度予算にも絡む、さらに、今後にも絡んでくるということですので、最初に申し上げますけれども、まず、個別事業の計画ということの前に一括した地方創生交付金の問題ですけれども、果たして、本当に所期の目的が達せられるのかというところが一番の疑問です。

かつて、バブル景気のころの1980年代の後半に、当時の竹下政権が、国として、各自

治体にふるさと創生事業ということで多額のお金を配ったということがありました。これについて、非常に話題にはなったんですけども、実際、そのことで、各自治体のその後の様子を見たときに、本当に地域振興としてプラスになったのか、そのことについては非常に多くの疑問が呈され、実際に成功したと見られている例は一部だという評価が一般的です。そういった関係、その後も含めて、地方再生という名目をつけて進められる国の事業の中できちっと想定どおりの成果が出たというのは非常に少ないと見られています。

そんな中で、どう評価するかですけども、今、自治体の財政は非常に厳しい、そういう中で国がこういう方向性を出したからといって、すぐに飛びつくということには私は強い疑問を持っています。

それで、26年、27年のいろんな事業の説明なども受けていますけれども、両者は一体不可分な関係にあるということです。特に、総合戦略策定という、27年から31年までというもので、補正予算では1,000万円という計上がされていますけれども、これなどが基本になり、今後ずっと影響してくるんだろうと思い、このことについての強い疑問も持ちますし、内容がしっかり精査されるという担保はまだ感じていません。この総合戦略の策定によって、今後のルールが敷かれてしまうという印象を持っています。

それから、プレミアム振興券についても、その効果、あるいは市の出すお金、費用対効果、非常に不明確な部分があるにもかかわらず、進んでいこうとする姿勢は疑問であります。

他の個別の事業、幾つかについても強く疑問を感じています。

そういった意味で、安易に26年の補正、27年の当初予算において、地方創生交付金を計上することには疑義があります。

それから、次の観点ですけど、27年の予算ということについてですけども、予算書でいくと119ページですし、予算の概要書ですと23ページにありますけれども、恋洞の用地の補償金ということで2,100万円が計上されています。私は、12月議会で、産廃が出てきたという関係のことを問いかけましたけれども、その後も撤去事業とか、いろんなことが進んでいく中で、今回のこの2,100万円が出てきているということは理解しています。

ですが、その後の状況、あるいは現状、そして、きょう、議事進行の関係で、後で、ここの用地の財産処分の変更の議案も出るというような予定になっているようですけども、そういったことを含めても、今の時点で、私は、この問題をずっと昨年から考えてきた議員として、今、そのままこれでよしとすることはできない、もっと解明してきちんと整理をしなければならないと考えています。そういった意味で、新年度予算の用

地補償金、これにはすんなりと賛成することはできません。

もう一点ですが、これも新年度予算ですけれども、予算書でいうと116ページ、概要ですと22ページですけれども、野生鳥獣の被害対策ということで、概要では2,071万7,000円という金額が上がっています。私も、野生鳥獣の被害対策、これは必要だということで、この議場でも一般質問なども行ってきましたけれども、ただ、実施している現場の人から疑問があるというようなことを、指摘を受けています。そういったことから、すんなりと、今回、委託料、大幅に増額し、しかも、猟友会に捕獲報償金の10%を手数料、事務費として上乗せするという非常に珍しいケース、このような予算の立て方、あるいは方向性については、ますます、猟友会の人すら疑問を持つことの懸念が深まっていくのではないかというふうに心配しています。

そういった意味で、予算を個別に見、あるいは、特に、申し上げた手数料とか事務費10%、これについては、その適正さについて強い疑問が残ります。そういった意味で、私は、議会として賛成することはできません。

今、3点の論点から、26年度補正予算、27年当初予算について反対いたしました。

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論をどうぞ。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 私は、議第24号 平成27年度山県市一般会計予算ですが、私、委員会のほうでは、いろいろ中身について精査をしろという反対をいたしました。その後、委員長を通じ、各所管の方々といろいろお話をさせていただきました。その中で、適正な処置を臨む、また、その後、慎重に、委託料などに関してはしっかりと精査し、お互い納得した上での動向をうかがって行っていくという返事をいただきましたので、この議場にて、24号には、私は賛成する立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（杉山正樹君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（杉山正樹君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第 3 号から議第33号及び発議第 1 号までの採決を行います。

最初に、議第 3 号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第 4 号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第 5 号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第 6 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山県市男女共同参画推進条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第21号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 平成27年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第25号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 平成27年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 平成27年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 平成27年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 平成27年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 第2次山県市総合計画基本構想について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議第34号 財産処分の変更について

○議長（杉山正樹君） 日程第5、議第34号 財産処分の変更について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー 8、議第34号 財産処分の変更につきましては、平成25年第3回定例会において議決をいただきました山口市大森字恋洞238番6の一部の財産処分につきまして、西側のり面を市の管理とするため、のり面面積968.95平方メートルを契約面積から除外する変更契約をしようとするものでございます。

今回、相手方との調整の関係から追加提案させていただきましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（杉山正樹君） 日程第6、質疑。

ただいまから、議第34号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 追加提案の今の市長の説明で不明な点がありましたのでお聞きしたいんですけども、もともとの案件というのは、先ほど予算の関係でも申し上げたし、去年の12月議会で一般質問してお尋ねした件ですけど、基本はここに産業廃棄物があつたということで、その撤去をしなければならないという事情で、誰がどう負担するかも含めてという経過もあつたと理解しています。

そこで、疑問点ですが、まず、今回、のり面を当初は民間に売却する予定で、そのために産廃を撤去してきたけれども、こののり面部分について産廃がなければ、別に多分民間はそのまま当初どおりでいいし、市もそれで一番よかったんだろうと想像できるんですが、そのあたりの、今回減らすというのり面部分の産廃の可能性をどう捉えているのか、もうないと確信しているなら必要ない気もするし、ないと確信しているけれどものり面はうちに戻しますなのか、ある可能性が高い、当然撤去するなら費用はかかるから民間にはしないよというのか、そこはきちっと産廃との関係性をわかるように説明していただきたい。答弁者、ちょっとどなたでも結構です。わかる方。

○議長（杉山正樹君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、のり面に廃棄物があるかどうか。ある可能性が非常に高いと、こう思っております。しかし、これを撤去しますと、のり面そのものの強度が著しく下がるということ

で、のり面の撤去を今回外したということでございます。

以上です。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 廃棄物がのり面にある可能性が高いということ、多分それは撤去費用と今の強度の問題ということで、民間には譲らずに市が管理していくということでした。

可能性が高いということは、実はこの隣、議案資料のほうの写真を見ますと、左側ですけど、西側、ここにあるのは伊自良のクリーンセンターということで市の施設なんですよね。これはいつできたんでしょうかということをお聞きしたいのと、じゃ、なぜそれを聞くのか。じゃ、このときに当然掘削工事をしているわけですよね。そのときに、じゃ、ここは廃棄物ってなかったの。当然そのときにもう既に判明していたはずですので、そのときの認識状況、合併前であれば伊自良、合併後であれば山県ですけど、多分合併前かなと思いますが、その時期と廃棄物の出てきたか出てきていないかに関する状況、自治体としての認識状況を説明してください。

○議長（杉山正樹君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、私のほうから伊自良左岸地区クリーンセンターの供用開始の関係を説明させていただきます。

このクリーンセンターについては、平成6年から平成10年にかけてまして工事が行われました。供用開始したのが、平成11年4月1日でございます。

以上でございます。

〔「廃棄物出てこなかったの、これ、ということです」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今もお聞きのとおり、あの場所は水田であったということで、廃棄物等に関しては多分入っていなかっただろうとしか言えません。工事に伴って廃棄物が出たということも今のところ聞いてはおりません。

以上です。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 水田であれば入っている可能性は少ないだろうということは理解しました。

ということで、今回の売却の予定地ののり面が、産廃がある可能性が高く、かつ、利用価値も余らないということとか、土地の強度ということで、市の管理にするということです。

じゃ、そこでもう一つ心配になってくるのは、多分永久に山口市がこの斜面は管理するということになるんだろうと想像するんですが、その点いかがかということと、当然管理するならそれなりのその管理費、通常の土ののり面なら草刈りだとか、あるいは、崩れないような対策も後に必要になるかもしれませんね。というのは、上に民間が建物をつくるとなると、多分のり面の管理責任は市ですから、そういったような負担も出てくる可能性があるということで、市の将来負担はどういうふうに考えているのかということ、当然お金も関係しますので、そこをきちっと答えていただきたい。

○議長（杉山正樹君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今、御発言のとおり、この部分は市が管理をいたします。そして、当然、おっしゃるように、草刈りが毎年発生すると思いますが、できれば防草シート等でできるだけ管理に費用がかからないような対策をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、議第34号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討論

○議長（杉山正樹君） 日程第7、討論。

ただいまから、議第34号に対する討論を行います。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） この財産の処分の変更についての議案に反対する立場で討論いたします。

先ほど、27年度の当初予算に恋洞の用地の補償金ということで産廃撤去費があり、私は、まだ解明しなきゃいけないし、精査しなければいけないという立場で反対をしました。そういった同じ観点において、一応のり面であり、今後市が永久管理するという、ある種、当初からの市の財産だということになるわけですがけれども、その経過とか、じゃ、今後どうするかがまだ見えてこないの、私は、今、この変更をはい、そうですかとは言えない立場です。ということで、反対いたします。

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（杉山正樹君） 日程第8、採決。

ただいまから、議第34号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 発議第2号 山県市議会基本条例について

○議長（杉山正樹君） 日程第9、発議第2号 山県市議会基本条例について、議会改革特別委員会委員長の趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 石神 真君。

○議会改革特別委員会委員長（石神 真君） それでは、議長のお許しいただきました。議会改革特別委員会委員長から発議第2号について御説明をさせていただきます。

山県市議会基本条例を制定するについて、地方自治法第109条第6項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会改革特別委員会を代表いたしまして、趣旨説明をさせていただきます。

山県市議会基本条例は、議会の基本理念、議会や議員の責務と活動の原則など、議会に関する基本的事項を定めるものでございます。この条例の制定に当たりましては、昨年度から本条例の原案の討論を重ね、本年においては14回にも及ぶ委員会を開催し、審査を重ねてきたところでございます。

また、全員協議会においても説明をさせていただいたところでもございます。その内容といたしましては、議会は、市民が安心して豊かに暮らせるように、市の二元代表制の一方の機関として、市長との緊張関係を保ちながら、執行機関が行う市政運営や財産運営などについて監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実などに積極的に関与し、市民に開かれた議会を目指すことを主眼とするもの、山県市議会基本条例を制定し、市民の信託に全力で応えていくことを決意するものでございます。

第1章では、条例制定の目的と基本理念をうたい、第2章、第3章では、議会及び議員の責務と活動の原則を定めております。第4章では、市民と議会との関係を定め、議会の説明責任と市民の参画を求めてまいります。第5章では、議会と市長などの執行機関との関係を定め、市長の施策形成過程を明らかにすることを求めています。なお、第12条において、山県市自治基本条例との整合性を規定する予定でありましたが、制定されないことから削除しております。第6章においては、議会機能強化として、重要な計画等を議決事項として掲げています。第7章では、議員の政治倫理に関する事項を制定しております。第8章では、議員定数や議員報酬に係る考え方を規定し、第9章では、評価と見直し手続について規定しております。

山県市議会基本条例の制定に皆様の御賛同を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（杉山正樹君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第2号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 討論

○議長（杉山正樹君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（杉山正樹君） 日程第12、採決。

ただいまから、発議第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 処分要求について

○議長（杉山正樹君） 日程第13、処分要求について。

寺町知正君から地方自治法第133条の規定により、山崎 通君に対する処分の要求が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、山崎 通君の除斥を求めます。

〔山崎 通議員 退場〕

○議長（杉山正樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君から説明を求めます。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、私のほうから処分要求という形で議長に提出しました件について説明をさせていただきます。

お手元には私が3月17日に議長に提出した処分要求書、1ページ目が基本的な部分であり、2ページ目、3ページ目は関連する法律、あるいは、判例とか解釈というようですので、そのあたりをできるだけお手元の資料に即しながら、理解していただけるように説明したいと思っています。

基本は、3月17日の一般質問の場において、山崎議員の一般質問において私は侮辱を受けたというふうに感じ、処分を要求するものです。

まず、冒頭の経過説明ですけれども、議員というのは地方自治法を守ることの中で、自治法の132条ですけど、そこをかぎ括弧で引用してありますが、もうちょっと詳しくは資料の2ページの四角い枠の上から3つ目に自治法をそのまま引用してありますけれども、132条、地方公共団体の議会の議員または委員会において、すなわち本会議場、あるいは委員会ですね、この場においては、議員は、無礼の言葉を使用し、または、他人の私生活にわたる議論をしてはならないというものは大原則として定められています。それで、私生活にわたる議論があったのか、言論してはならないと、それがあったかどうかということが問われますので、そこは後で説明します。

さらに、冒頭のもう一点ですけれども、市の会議規則の中に品位の尊重ということで、144条が定められています。これについては、お手元の資料の3ページ目ですけれども、四角の枠の中の2番目、品位の尊重、144条、議員は、議会の品位を重んじなければならないということを会議規則で私たちは拘束されています。

そういった基本線を常に持ちながら、議会の議論、本会議と委員会で続けているわけですけれども、今回はそこを著しく逸脱しているというふうに考えています。ということで、前書き、記の上、2行ですけれども、今回の山崎氏の発言の趣旨、目的ですね、それから、内容から、私は侮辱を受けた、誹謗中傷されたと強く感じました。そこで、

自治法の133条に基づいて、山崎議員の処分を要求するものです。

133条というのは、お手元の資料の2ページ目の上の四角の一番下にありますが、133条、議会の会議、つまり本会議、あるいは委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるというふうに定められています。ということから、今回の請求に至っています。

処分要求書の真ん中ですが、1番の事実関係と違法性ということで、細かい発言のところは摘示していませんけれども、基本線だけそこにまとめました。山崎氏の一般質問において、3つ行われたわけですけど、その質問のどれもであり、随所において、私に関して無礼の言葉を使われ、あるいは、私が議会、あるいは委員会の審議、審査の活動、そこを離れた行為、民間の通常の議会外の私の行為、あるいは他の市民の行為について、これへの言論を繰り返しました。

そもそも、市議会の会議規則というのは、一般質問を規定していますが、その部分がここに少し引用してあります。第62条1項で、議員は、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができるということです。すなわち、一般質問というのは、市の一般事務についてという大きな枠があります。その中で議論をしていくのが一般質問という前提があります。

ということから、一般質問の基本的な部分について整理していますが、お手元の資料の2ページ目の下の枠を見ていただきたいんですが、これは、地方自治法の解説としては最も権威があると言われている逐条地方自治法という解説本があります。この中では、先ほどの132条の解説がまずあります。議員は、議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論してはならない。議事とは、議会で提案されている議論、あるいは、議長や委員長が進行する議題についてということであり、これが一般質問であれば、先ほどの議会の会議規則が定めている市の一般事務ということに当たるわけです。そういったことについて議論しなさいと、それを外れてはいけませんということであり、それから、公の問題を論じていても、それが職務上必要な限度を超えて個人の問題に入ってはいけないというふうに最高裁はもうずっと前に明確に判決で定めています。すなわち、本会議や委員会において、そのときの取り上げているテーマ、あるいは、一般質問であっても市の一般事務という枠を超えない範囲で、さらに、それが公の話をしているということであったとしても、職務上の限度を超えて個人の問題にかかってはいけないという大原則があります。それが地方自治体の議会の基本ルールです。

さらに付言しますが、133条の、今回、侮辱、誹謗中傷ということで訴えているわけですが、この解説はといいますと、2ページの下にありますが、処分の要求と

いうのは、主観的な判断に基づいて、侮辱を受けたものと感じる限り行うことができるのは言うまでもない、これは当然であります。それから、侮辱というのは、言論、言葉だけではなくて、その行動ということも含まれるということでもあります。その点については、一般質問でこの議場の皆さんもここにおられて、例えば、山崎氏がいわゆるチラシを手に持ちながら、ちらちら持ちながら引用しているという、そういう意味で、言論と行動という意味でも、まさにここの解釈に当たるというふうに考えられます。

そういったことで、もとに戻りまして、処分要求書、1番の真ん中あたりですけど、当日の山崎氏の発言を私もメモしていますけれども、1問、1つ目の質問、それから、2問、2つ目の質問、3問、3つ目も、1も2も3もという言葉でおっしゃられましたけど、これもつながった話であるということをおっしゃられ、後半では、3点とも共通した話題ということをおっしゃられました。これから見ても、山崎氏は、一般質問3つを通じて、私に無礼の言葉を発し、誹謗中傷をしよう、私生活にわたる言論をするという目的で行ったということは明確であるというふうに認識されます。そんな中で捉えています。

それから、先ほど議会の基本条例というのが定められました。議決されました。この中の12条の2項には、市長の掲げる公約等との関連性という部分があり、これについて議会は市長からいろんな資料を出すようにということで、市長の掲げる公約、つまり市のトップであり、かつ政治家としての市長というものを規定しています。そういった意味で、市長に対しては市の一般事務も含めるという、そういう解釈は当然昔からされているので、一般質問では、市長の政治家としての姿勢、それから、行政のトップの姿勢、これは問われるわけですが、基本的には一般事務というのは一般事務であるという認識は必要です。

そういったことを含めて、今回、侮辱を受けた、誹謗中傷された、私生活にわたる議論を議場でされたというふうに受けとめました。ということで、処分要求を申し立てています。

なお、申し立て書の一番下に補足として書きましたけど、きょうは配られていないようですけれども、発言取り消し要求書というのをあわせて提出しました、議長に。この中に書かれている趣旨はというと、基本的には今の述べたことと一緒にすけれども、要は、私は、この議場で誰もが議論するときに無礼な言葉は使わない、私生活には及ばないとか、そういう基本線の中で執行者との議論をするのが本来であると考えています。ところが、山崎氏の今回行われた一般質問のような形が議場で認められるとしたら、それこそ、市の提出する議案だとか、事務だとか、そういったことと関係なく、市民や議

員の私的な活動のバトルの場になってしまうという懸念を持ちます。そういった意味もあって、この要求をしています、とはいえ、基本線は発言をどのようにするかということの1人ずつの倫理観であろうと思います。ということで、今回は、発言要求というのが認められれば、処分要求は、あえて結論を求めるというのは趣旨ではないので撤回したいと、撤回しますということを付言しています。

発言要求については、2点求めていますけれども、1つは、先ほど申したように、山崎氏の一般質問、3つの質問の随所において、自治法の、先ほど述べた132条、無礼な言葉、それから、私生活にわたる言論ということがあり、議員は議会の品位を重んじなければならないという会議規則、これに違反しているということで、議長に議事録から発言を削除するように、抹消するようにということを求めました。これがたまたま部分的な発言ならそこでいいんですが、今回、先ほど1、2、3一緒だと、3点とも共通したということを山崎氏が言われたことに象徴されるように、同じ趣旨で侮辱したということですから、一切の発言の取り消しを求めています。

もう一点ですが、一応、市議会でテレビ放映を議決、意思決定をし、市長のほうから予算を出していただいて、現在、一般質問が放映されています。これについても、このような趣旨でなされた発言ですから、山崎氏の今回の一般質問については3問とも放送は停止されるべきであるという、この2点を求めています。

そういった措置が、一応、発言の整理は議長の進行権ですので、議長が決定されて、この議場でそこが明確にされれば、私は、懲罰要求自体は取り下げてもいいのかなという気持ちは持っています。

以上が私からの弁明です。

○議長（杉山正樹君） 山崎 通君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、山崎 通君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

山崎 通君の入場を許可します。

〔山崎 通議員 入場〕

○議長（杉山正樹君） 山崎 通君に一身上の弁明を許可します。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ただいま処分要求書が出まして、私、ここに座ってから拝見しておるんですけど、大体不公平です。片方はこれを熟慮して出してきた、私はちょちゃと読んだだけで弁明をしないと。本当、これは不公平やと、皆さんそう思ってみえるからいいんですけど。

それで、この文によると、3行目の無礼の言葉を使用しとあるんですが、どの辺が無礼だったということをわからんと、処分を受けることもできませんし、それから、その下に、違反した発言があったというんですが、どういう発言をしたとか、それから、侮辱をしたというのは、どこを侮辱したんやと、どの点が侮辱したのか、全部侮辱したのか、1点だけしたのか、そういうことがわからん限りは私のほうも弁明も何もできないというのが現状です。

そもそも、一般質問するときに、私の口から、誰々議員とか、誰々とか、固有名詞を挙げたことはありません。こういうことがあったというだけで、誰か、その辺の、寺町議員から、私が彼を名指ししたと言うようなら、これは私もごめんなさいと言わないかんですが、名指しも何もしていませんし、それから、一般的に、一般質問ですから、こういう質問をして、そして、是と非をはっきりしないかんということをお自分では思っておるわけですが、皆さんがどう判断されるかわかりませんが、とにかくこの一般質問で発言させてもらったことは、大きく市民生活にかかわる問題なんですわ。そうでしょう。ですから、そういうことをいろいろ考えると、お互いにそういう誹謗中傷はやめて、そして、彼にも、それはちょっと言っちゃいかんかな、やめますけど、やっぱりこのまちは、我々は、このまちの市民のために一生懸命働いているんですから、それをいろいろ思うと、やっていることに対して少々のことを言われても、これはやむを得んなと私は思っておるんですが、皆さんも恐らく同意見だと思うんですが、本当は1時間ぐらい時間をいただきゃ話すんですけど、昼弁当もとってありませんので、この辺でやめますけど、皆さんの判断にお任せします。よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君） 山崎君の退場を求めます。

〔山崎 通議員 退場〕

○議長（杉山正樹君） ただいまから質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

本件は、委員会条例第6条の規定によって、5人の委員をもって構成する懲罰特別委

員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

山崎 通君の入場を許可します。

〔山崎 通議員 入場〕

○議長（杉山正樹君） 懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、村瀬伊織君、武藤孝成君、石神 真君、上野欣也君、吉田茂広君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時46分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、懲罰特別委員会委員長から委員会報告書が提出されました。懲罰特別委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、山崎 通君の除斥を求めます。

〔山崎 通議員 退場〕

追加日程第1 特別委員会委員長報告

○議長（杉山正樹君） 本件について、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長 吉田茂広君。

○懲罰特別委員会委員長（吉田茂広君） それでは、失礼して、懲罰委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、本日、先ほど委員会を開催し、互選により、委員長に私、吉田茂広が、副委員長に上野欣也君が選任されました。

続いて、審査を付託されました処分要求についてを議題とし、審査を行いました。

審議において、山崎議員の発言の文言に懲罰に該当する部分が見当たらない。個人的な名前等も出ていない。誹謗中傷するようないところが見当たらない。山崎議員は山県市の将来にわたる重要な意見を述べているのであって、懲罰には該当しない。懲罰事由には該当しないだろうなどの意見がありました。

採決の結果、処分要求について、全会一致で懲罰を科すべきではないものと決定しました。

以上、懲罰特別委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

追加日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（杉山正樹君） 追加日程第2、ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

追加日程第3 討論

○議長（杉山正樹君） 追加日程第3、これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今回の懲罰の委員長の報告をお聞きしましたがけれども、これは私は要求した側ですが、そういうことを離れて、法令解釈という前提で、先ほどの結論に対する反対意見を述べますがけれども、地方自治法の132条は、会議、または、委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または、他人の私生活にわたる言論をしてはならないという規定があります。これが日本中の自治体の議会を拘束している基本ルールです。この観点で見たときに、今回の問題の山崎氏の発言がそうではないという委員会結論でした。とするならば、固有名詞の、議場の他の議員の固有名詞の指摘がなければいいのか、あるいは、民間人も含めて固有名詞の指摘がなければ、あのような議論がいいのかなということになってしまうということになります。翻って、先ほど述べた、無礼の言葉を使用し、他人の私生活にわたる言論をしてはならないということに照らし合わせて、

本当にそのようでいいのかという強い疑問が残ります。あれでいいんだよというのが委員会の結論だということになります。

それから、次に、132条に関する最高裁の判決は、議員は、議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論してはならない、公の問題を論じていても、それが職務上必要な限度を超えて、個人の問題に入ってはいけないというふうに法律解釈しています。そういったことに照らしたとしても、先ほどの委員会結論の考え方、これは、もしそれが通るなら、今後もそのようでいいのですねということになってしまう結論だということで、到底私は受け入れがたい、議員として。

それから、もう一点ですけど、山口市会議規則の品位の尊重、144条で、議員は議会の品位を重んじなければならないと規定されていますけれども、この観点からしても、山崎氏のような一般質問の発言内容、これが認められるとするなら、今後の一般質問もそれでもいいですよという道を敷いたことになってしまうという意味でも受け入れがたいということです。

以上、そういった観点から反対討論といたします。

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

追加日程第4 採決

○議長（杉山正樹君） 追加日程第4、これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、山崎 通君に懲罰を科すべきではないとすることであり、本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議がありますので、本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君） お座りください。起立多数であります。よって、山崎 通君に懲罰を科すべきでない可決されました。

山崎 通君の入場を認めます。

〔山崎 通議員 入場〕

日程第14 特別委員会の中間報告について

○議長（杉山正樹君） 日程第14、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会並びにまちづくり特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会から申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

初めに、議会改革特別委員会委員長 石神 真君。

○議会改革特別委員会委員長（石神 真君） 議長の許可をいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をしたいと思います。

本委員会は、地方議会の本来の役割と議会の権限、議会組織の運営と制度等について調査・研究をまいりました。

平成26年度において、5月9日に第1回を開催し、本特別委員会委員が選任されたため、正副委員長を互選により選出いたしました。

第2回の6月2日に開催した委員会では、本年度の年間計画として2点の目標を挙げさせていただきました。1点目は、議会基本条例の制定について、2点目は、議会報告会の開催についてを掲げました。

この目標達成のため、8月7、8と先進地である上越市と高山市へ視察、研究に行っていました。その結果報告として、議会報告会及び議会の意見交換会が活発であり、議員活動のプラス面になっている。また、上越市の常任委員会活動では、委員会が課題設定をみずからして、それをこなしていく活動体制ができておりました。高山市でも、議員が活動するシステムが構築されている。それぞれの議員がどういう課題を持っているかという議論をし、実際の委員会に臨むことで、議員全員の意識高揚となっているなどの意見が出ました。

本市においても、参考にして、実施していけるよう心がけたいと思っております。

昨年10月から11月にかけては、多治見市、郡上市、瑞穂市で議会報告会が開催され、それぞれの報告会へ議員一人一人が参加をし、見識を深めてまいりました。

本市においても、初となる議会報告会が11月14日、伊自良地区、同じく11月19日、美山地区、11月20日、高富地区で初めて開催することができ、議会報告会のアンケート調査においても、今回の報告会という試みは大変興味深く思い、参加しました、これからこういう機会を設けていただきたいと、市民の信託に応えてほしいなど、多数の御意見をいただきました。

今後、市民の方々とともに、山県市の発展のため、頑張っていきたいと考えております。

今年に入ってから、議会基本条例及び解説文の調整を行ってまいりました。今年度の議会改革特別委員会の開催は14回を超え、きょうは議会基本条例制定の議案提出に至り、議決までいただきました。本委員会としての意見を確認し、今後も議会基本条例のもとに審議を重ね、開かれた議会を目指していくことになると考えております。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（杉山正樹君） 次に、まちづくり特別委員会委員長 藤根圓六君。

○まちづくり特別委員会委員長（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、まちづくり特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、新たに委員が選任されたため、平成26年5月9日に第1回を開催し、正副委員長を互選により選出しました。

第2回を6月3日に開催し、農振地域整備計画策定業務、用途地域等変更調査業務、第2次山県市総合計画策定業務の概要と完了までのスケジュールについて説明を受けました。また、庁舎及びインター周辺における企業進出や出店計画など、民間企業の動向について説明を受けました。

第3回を7月9日に開催し、第2回で出店計画の説明を受けたイオンビッグについて、会社概要や施設規模の調査のため、ザ・ビッグ輪之内店とザ・ビッグエクストラ彦根店の視察研修を行いました。

第4回を9月2日に開催し、所掌事務等の調査のため、他市への行政視察研修について審議しました。

第5回を11月12日に開催し、静岡県富士市へ行政視察を行い、インター周辺における土地区画整理事業は、地元地権者によるまちづくりの検討から始まり、地域の方々の強い意向と努力により実施された事業であることが研修できました。

第6回を1月26日に開催し、バスターミナル構想について説明を受け、公共交通を生かしたまちづくりのため、都市再生整備計画事業制度を活用できないかなどの説明を受けました。また、本市のまちづくりに関し、本委員会が市長へ提言書を提出することについて審議しました。

第7回を2月17日に開催し、関市へ行政視察を行い、関駅西口駅前広場における関シティターミナル整備事業は、市内外や地区内外との交流を促進するために、市民や各種団体からのいろいろな意見をもとに計画し、多くの市民に関心を持っていただきながら、鉄道、バス、タクシーや自家用車からの乗り継ぎの利便性向上と、交通結節機能の強化、充実により、バスの利用者が増加したことが研修できました。また、帰庁後、提言書の作成及び内容について審議しました。

第8回を3月9日に開催し、これまでの調査、研究を行い、必要と認めた事項を提言書にまとめ、具体的な山県市まちづくり施策の実現のため、市長へその提言書を提出しました。その後、市長からは、新たな手法で、提言いただいた施策の充実や事業展開ができるように努めていきたいと考えていますとの話を聞くことができました。

以上で、まちづくり特別委員会の中間報告といたします。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

○議長（杉山正樹君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成27年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午後0時02分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 杉 山 正 樹

山 県 市 議 会 副 議 長 尾 関 律 子

4 番 議 員 上 野 欣 也

5 番 議 員 石 神 真